

一般社団法人長野県農業会議 第4回常設審議委員会の概要

平成28年7月15日（金）に長野市「JA長野県ビル」において、第4回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

- 1 農地法に基づく審議（資料②、③）
（1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、諏訪市農業委員会の3件を「不許可相当」とし、それ以外の13件は、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。
（2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、諏訪市農業委員会の2件を「不許可相当」とし、それ以外の96件は、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。

- 2 協議事項
（1）第1回長野県農業委員会大会の開催について（資料⑥）
（2）農業者年金「加入者13万人に向けた後期2ヶ年強化運動（平成28・29年度）」の取組みについて

※協議事項については、原案どおり承認されました。

- 3 報告事項
（1）太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルについて
（2）平成28年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領について

- 4 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

長野県農業会議 総務・情報部

担当：中島健貴 土屋剛志

電話：026（234）6871

FAX：026（235）2454

Eメール：24nakaji@nca.or.jp

第4回常設審議委員会 出席者名簿

日時:平成 28年7月15日(金)

午後1時30分から

場所:長野市・JA長野県ビル12B会議室

会議員在籍者 29名、出席 24名

○印は出席者

氏名			
正副 会長	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 13 小山 英壽 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○
常 設 審 議 委 員	1 市川 寛 ○	2 荻原 勝己 ○	3 柴崎 義和 ○
	4 濱 紀一 ○	5 堺澤 豊 ○	6 本田 武司 ○
	7 長渕 充章 ○	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○
	11 松澤 徹 ○	12 神林 利彦 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 雨宮 勇 ○	17 北林 和彦
	18 豊田 実	19 神農 佳人 ○	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦	22 春日 十三男	24 高木 幸一郎 ○
	25 平林 明人	26 古沢 明子 ○	27 藤木 た世子 ○
	28 宮島 明博 ○	29 小林 文彦 ○	
県等	長野県農政部農業政策課 中村課長 吉池課長補佐兼農地調整係長 小林課長補佐 兼農業団体・共済係長、辻主査		
事務局	小林事務局長、川井参事、堀内部長、佐藤部長、中島担当部長、森住部長代理、神林 部長代理、山際次長、土屋次長、塩入係長、松田主事、北澤農地相談員		

一般社団法人長野県農業会議 第4回常設審議委員会 次第

日時 平成28年7月15日(金) 13:30～
場所 長野市・JA長野県ビル12B会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会務報告
- 4 議長就任
- 5 議事録署名人指名
- 6 審 議
 - 第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について
 - 第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について
 - 第3号議案 営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
(4条・5条：諏訪市 アシタバ)
- 7 協議事項
 - (1) 第1回長野県農業委員会大会の開催について
 - (2) 農業者年金「加入者13万人に向けた後期2カ年強化運動(平成28・29年度)」の
取組みについて
- 8 報告事項
 - (1) 太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルについて
 - (2) 平成28年度農地パトロール(利用状況調査)実施要領について
- 9 その他
- 10 議長退任
- 11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成28年6月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報関係

6月15日	第3回常設審議委員会	(長野市)
6月28日	県農業会議第1回通常総会	(松本市)

(2) 農政・農地関係

6月15日	第1回拡大長野県農業委員会協議会	(長野市)
6月16日	県養鶏協会総会・研修会	(長野市)
6月30日	農業委員会巡回相談	(長和町)
7月 8日	地区常設審議委員会	(上田市、伊那市、松本市、飯山市)
7月14日	県鉢花園芸組合県野菜花き試験場花き部試験ほ場視察・役員会	(塩尻市)

(3) 担い手・経営・農業者年金関係

6月16日	全国農業新聞情報企画員会議	(長野市)
6月17日		
～7月4日	農の雇用現地確認	(66経営体)
6月24日	農業者年金業務推進会議	(松本市)
6月30日		
～7月1日	海外農業研修生受入農家訪問	(5経営体)
7月 5日	県農業者年金推進協議会監査	(長野市)
7月15日	県農業者年金推進協議会総会	(長野市)

2 組織関連の会議

6月30日		
～7月1日	全国農業新聞上期総局担当者会議	
6月17日	上小農業委員会協議会定期総会	
6月27日	小布施町農業委員会研修会	
6月27日	山ノ内町農業者年金協議会総会	
7月 1日	上伊那農業委員会協議会定例総会	
7月11日	全国女性農業委員ネットワーク会長会議	

3 その他の会議

6月16日	平成27年の利用意向調査の実施状況に係る農業委員会からの報告聴取及び意見交換(山ノ内町)	
6月17日	飯島町議会・農委法研修会	
6月17日	地方事務所農地転用事務担当者会議	
6月21～22日	日本養鶏協会関東甲信越地域協議会養鶏研究大会	
6月23日	J A長野中央会・各連合会通常総会	
6月23日	J A県職員互助会説明会	
6月29日	県農業開発公社評価委員会	
6月29日	県農業開発公社定時評議員会	
7月7～9日	国際フラワーフォーラム2016	
7月11～12日	第41回全国稲作経営者現地研究会 in ふくおか	
7月13日	農業法人協会第2回理事会	

①

農業会議への意見聴取議案の作成に係る留意事項

該当する欄	留意事項
全般	同一事業の場合は、譲渡人が複数の場合であっても、1行にまとめて記入（契約内容が異なる場合を除く。なお、許可証は複数で出力）
地目	・現況地目を記入。（追認案件でも必ず農地とする。）
面積	・以下の場合、上部に面積、一時利用地の表示を記入 ア 一筆のうちの一部を転用する場合、上部に面積「〇〇㎡のうち〇〇㎡」、（法第4条や法第5条の賃借権等の設定の場合は、記載することがあるが、売買で転用する場合は必ず分筆後に許可申請するため記入することはない。） イ 計画地が土地区画整理事業や非農用地区域を定める土地改良事業の施行区域内である場合 「〇〇土地区画整理事業 〇〇街区〇画地 〇〇㎡」等と記入
	・登記簿面積を記入。（一筆のうち一部を転用する場合はその面積）
施設	・住宅用地の場合は、農家住宅が否かを問わず「住宅」と記入 ・宅地分譲の場合は、（ ）書で住宅用地、工業用地等を記入
事由	・建築物がある場合は「新築」を、建築物がない場合は「新設」を、敷地を拡張する場合は「拡張」を記入 住宅、店舗等の別の建物のための通路等については、住宅、店舗等と同時に転用する場合を除き、隣接していません「拡張」と記入
申請事由	・建築物の棟数を表示（買ってきて置くだけの物置等は含まない。） ・建売住宅、宅地分譲の場合は、区画数を記入 ・建築物がある場合は建築面積を、建築物がない場合は敷地面積を記入 ・宅地分譲の場合は、0を記入 ・太陽光発電施設は、パネル面積を記入
立地基準上の不許可の例外の根拠	2種農地については、位置の代替性がない場合は許可されるため、代替性がなければ「位置の代替性がない場合」とする。代替性があつた場合に限り集落接続等の1種農地の不許可の例外を適用する。

申請人	譲渡人	譲渡の場合は記入不要
業	業	・農家住宅の場合は、転用事業者が農業経営を行っている場合が多いので注意 ・法人の経営者による法人への貸施設の場合は、会社役員と記入 ・法人化されていない自営業者の業務に係る施設の場場合は、業種を具体的に記入（例：食品製造業、金属加工業、建設業、造園業等）
用途地域等	用途地域等	・都市計画法に基づく区域区分、地域区分を記入
関係事項	調整了	・農業以外の土地利用計画との調整を了している場合に略称を記入
備考	農用地	・農振農用地区域内農地のうち農用地の場合は記入 ・農業用施設用地の場合は記入不要
その他	その他	・転用目的が農家住宅の場合は、「農家住宅」と記入 ・以下の場合には、全体面積を記入 ア 農地以外の土地と一体の事業で、計画地に農地以外の土地が含まれている場合 イ 既存施設を拡張する場合 ・一時転用の場合は、転用期間を記入 ・同時に申請された事業がある場合は該当する議案番号を記入 ・建売住宅、宅地分譲の場合には、1区画当たりの最大最小区画面積を記入 ・登記簿面積と実測面積が著しく異なる場合は、実測面積を記入 ・転用目的が太陽光発電施設の場合、発電出力を記入（パネルの枚数は記入しない） ・例えば、転用目的が駐車場の場合、駐車台数を記入するなど、事業計画内容を簡潔に記入

番号	所在地	地目	面積 m ²	農地 区分	申請 地目	申請事由		面積 m ²	申請人	申請人 職業	譲渡人 (職業)	契約 内容	意見	備考
						新築	増築							
1	〇〇市 〇〇〇 1111	田 田 田	1120	1	住宅	新築	1	240	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	農家住宅 法面200m ² 4条1帯同 時申請
農地区分の根拠 農地利用指定地 〇〇市〇〇600														
2	〇〇市 〇〇〇 2222	畑 田 田	100	3	倉庫	新築	1	200	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	全体面積 500m ²
令19-1(10ha以上の団地の農地)														
3	〇〇市 〇〇〇 3333	田 田 田	300	2	資材置場	新設		300	(有)〇〇〇〇〇〇 (代)△△△△△ (建設業)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	同時に申請 された場合は 該当する 議案番号を 記入
則43-1(〇〇〇と△△△から概ね500m以内の水管等埋設道路沿道)														
4	〇〇町 〇〇〇 4444	田 田 田	40	3	通路	拡張		40	〇〇〇〇 (会社役員)	〇〇〇〇 (会社役員)	〇〇〇〇 (会社役員)	〇〇〇〇 (会社役員)	〇〇〇〇 (会社役員)	転用目的が 通路の場合 は通路の用 途を記入
則45-2(〇〇〇〇の周囲概ね500m以内)														
5	△△村 〇〇〇 5555	畑 畑 畑	5000	1	宅地分譲 (住宅用 地)	新設	10	0	△△村 村長 〇〇〇〇 外1名 (地方公共団体)	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	〇〇〇〇 (農業)	計画地に農 地以外の土 地が含まれ ている場合、 既存施設の 拡張の場合 は全体面積 を記入
令19-1(10ha以上の団地の農地)														
6	△△村 〇〇〇 6666	畑 畑 畑	1000	農	砂利採取	新設		1000	(有)〇〇〇〇〇〇 (代)△△△△△ (砂利採取業)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	〇〇〇〇 (会社員)	転用期間 を記入
令18-1-1-1(一時転用で農地計画に支障のないもの)														
農地分譲の場合は、()で住宅用地、工業用地等を記入														
建築住宅、宅地分譲の場合は、区画数を記入														
建築住宅、宅地分譲の場合は、1区画当たりの最大・最小面積を記入														
建築住宅、宅地分譲の場合は、建築面積を記入 建築物が無い場合は敷地面積を記入 宅地分譲の場合は「0」を記入														
転売の場合は、「譲渡人」は記入不要														
農業以外の土地利用計画との調整を了している場合に略称を記入														
都市計画法に基づく区域区分、地域区分を記入														
転用目的が農家住宅の場合は「農家住宅」と記入														
住宅用地の場合は、農家住宅か否かを問わず「住宅」と記入														
一筆のうちの一部を転用する場合や土地区画整理事業施行区域内の場合は面積等を上部に記載														
個人住宅の転用面積の基準を超える場合はその理由を記入														

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(1) 県（地方事務所）許可

(平成28年7月)

地 方 事務所名	市町村数	件 数	面 積 (㎡)			備 考
			田	畑	計	
佐 久	0	0	0.00	0.00	0.00	東信
上 小	1	1	0.00	517.00	517.00	
諏 訪	1	3	0.00	0.43	0.43	南信
上 伊 那	0	0	0.00	0.00	0.00	
下 伊 那	0	0	0.00	0.00	0.00	
木 曾	0	0	0.00	0.00	0.00	中信
松 本	3	5	690.00	1,996.00	2,686.00	
北 安 曇	1	1	0.00	717.00	717.00	
長 野	1	6	776.00	1,268.00	2,044.00	北信
北 信	0	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	7	16	1,466.00	4,498.43	5,964.43	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	0	0.00	0.00	0.00	東信
辰 野 町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕 輪 町	0	0.00	0.00	0.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中 野 市	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	0	0.00	0.00	0.00	

(3) 地区別内訳

地区名	市町村数	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	1	1	0.00	517.00	517.00	
南 信	1	3	0.00	0.43	0.43	
中 信	4	6	690.00	2,713.00	3,403.00	
北 信	1	6	776.00	1,268.00	2,044.00	
合 計	7	16	1,466.00	4,498.43	5,964.43	
前月合計	9	15	746.00	3,476.00	4,222.00	
対先月比	77.8%	106.7%	196.5%	129.4%	141.3%	

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成28年7月)

地方 事務所名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備 考
			田	畑	計	
佐 久	3	13	7,190.09	4,102.84	11,292.93	東信
上 小	2	8	422.00	4,556.00	4,978.00	
諏 訪	4	8	1,790.00	1,203.35	2,993.35	南信
上 伊 那	3	8	2,703.00	4,216.00	6,919.00	
下 伊 那	5	12	4,469.00	10,006.99	14,475.99	
木 曾	1	1	0.00	112.00	112.00	中信
松 本	5	8	185.00	6,093.91	6,278.91	
北 安 曇	1	3	507.00	1,019.00	1,526.00	
長 野	5	20	4,721.30	20,252.37	24,973.67	北信
北 信	1	2	6,151.00	0.00	6,151.00	
合 計	30	83	28,138.39	51,562.46	79,700.85	

(2) 市町村許可

市町村名	件数	面積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	11	4,894.00	3,234.98	8,128.98	東信
辰 野 町	1	0.00	6,350.00	6,350.00	南信
箕 輪 町	1	0.00	654.00	654.00	
南箕輪村	1	0.00	404.00	404.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中 野 市	1	0.00	4,370.00	4,370.00	
合 計	15	4,894.00	15,012.98	19,906.98	

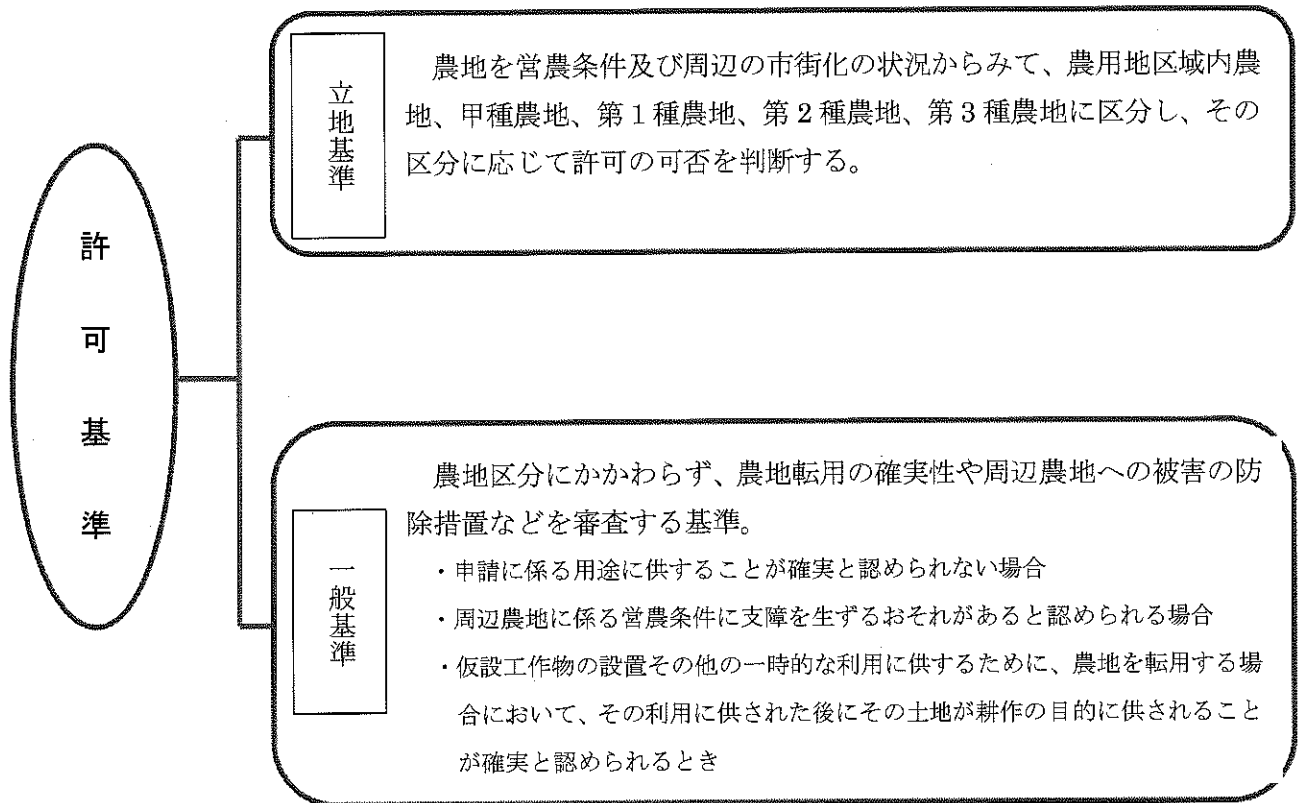
(3) 地区別内訳

地区名	市町村数	件数	田	畑	計	備 考
東 信	6	32	12,506.09	11,893.82	24,399.91	
南 信	15	31	8,962.00	22,834.34	31,796.34	
中 信	7	12	692.00	7,224.91	7,916.91	
北 信	7	23	10,872.30	24,622.37	35,494.67	
合 計	35	98	33,032.39	66,575.44	99,607.83	
前月合計	28	69	49,185.18	43,316.70	92,501.88	
対先月比	125.0%	142.0%	67.2%	153.7%	107.7%	

営農型発電設備に係る農地転用許可基準について

一般社団法人長野県農業会議 農政・農地部

1 農地転用許可基準の概要



2 営農型発電設備に係る審査の概要

	審査項目		申請内容（例）	農業委員会の判断
	H25. 3. 31 付け通知（H28. 4 改正）及び Q&A			
営農の適切な継続	「営農の適切な継続が確実であること」			
	・日照量が減少しても、下部の農地における単収が、地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがないこと	地域平均：200kg （〇〇統計より） 収量見込：200kg （出荷伝票より） 遮光率：50%		
	・日照量が減少しても、品質に著しい劣化が生じるおそれがないこと	遮光により、品質は向上（栽培指針）		

	審査項目	申請内容（例）	農業委員会の判断
	H25. 3. 31 付け通知（H28. 4 改正） 及び Q&A		
栽培作物の 転換 （許可要件 ではない）	当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換でないことが望ましいこと	作物転換なし ※ある場合は、転換前後の収入を記載	
支柱	簡易な構造で容易に撤去できること	単独基礎	
最小限面積	申請に係る面積が必要最小限で適正であること	支柱本数：150 本 支柱：計 4.5 m ² パワコン：0.5 m ²	
空間の確保	農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間及び支柱の高さが確保されていること	支柱の高さ：2.5m 支柱の間隔：3m 使用機械(寸法)： トラクター(幅 1m ×長さ 2m×高さ 2m)	
周辺農地への支障	位置等からみて、農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないこと 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと	設置場所：別添位置図のとおり 土地改良区の意見：意見無し	
	a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと		
	b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと		

	審査項目	申請内容（例）	農業委員会の判断
	H25.3.31 付け通知（H28.4 改正） 及び Q&A		
撤去に必要な資力及び信用等	営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること	撤去の費用負担に関する合意文書 通帳の写し	
電力連携契約の見込み	発電設備を電気事業者の電力系統に連携する場合、連携に係る契約を締結する見込みがあること		

3 添付資料

- ・ 営農型発電設備の設計図
- ・ 位置図
- ・ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ・ 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書
- ・ その他説明に必要な書類

24農振第2657号
平成25年3月31日
(平成28年4月改正)

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
全国農業会議所会長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用
許可制度上の取扱いについて

近年、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する技術の開発が見られる。

このような発電設備は、農地における営農の継続を前提とするものであり、営農に支障を与えないこと等が確保される必要がある。

このため、このような発電設備の設置に係る農地転用許可制度については、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)、
「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)
及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。)の定めによるほか、下記事項に御留意の上、その適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

その他、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における取扱い等の在り方については、引き続き検討することとしている。

(貴管内の市町村及び農業委員会に対しては貴職から通知願いたい。)

記

1 一時転用許可

- (1) 農地に支柱(簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。以下同じ。)を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項又は第5条第1項の許可(以下「転用許可」という。)が必要となる。

この場合の発電設備(以下「営農型発電設備」という。)については、当該設備の下部の農地(以下「下部の農地」という。)において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、農用地区域内農地(運用通知第2の1の(1)のアの農用地区域内にある農地をいう。)、甲種農地(運用通知第2の1の(1)のウの甲種農地をいう。)又は第1種農地(運用通

知第2の1の(1)のイの第1種農地をいう。)における支柱の設置について、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

- (2) 許可権者(転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村(法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の長をいう。以下同じ。)は、農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地が良好な営農条件を備えている農地であることを踏まえ、これらの農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないよう、一時転用許可を行う場合には、処理基準及び運用通知の定めによるほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ(最低地上高おおむね2メートル以上))を確保していると認められること。

エ 位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと

オ 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

カ 事業計画において、発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。

- (3) 転用期間が満了する場合に、改めて(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況について、十分勘案し、総合的に判断するものとする。

なお、転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断すること。

(4) 次に掲げる場合については、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとする。

ア 営農が行われない場合

イ 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合

ウ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

エ 農作業に必要な農業機械等を効率的に利用することが困難であると認められる場合

2 一時転用許可の条件等

(1) 営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

ア 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

(2) 営農型発電設備の支柱について、法第4条第1項又は第5条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。

[注意事項]

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

3 許可申請

営農型発電設備の支柱について、転用許可を申請する場合には、事務処理

要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

(1) 営農型発電設備の設計図

(2) 下部の農地における営農計画書

(3) 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ（例えば、試験研究機関による調査結果等）、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例

(4) 営農型発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）と下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

4 報告

(1) 営農型発電設備の支柱について、転用許可を受けた者は、下部の農地において生産された農作物に係る状況を収穫した年の翌年2月末日までに許可権者に報告するものとする。また、この場合、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

なお、生産された農作物に係る状況については、次のとおり報告するものとする。

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合

収穫された農作物の収量及び品質について報告する。

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合

収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況について報告する。

(2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、許可権者と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。

5 許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導

(1) 許可権者は、事務処理要領第4の6の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。

(2) 許可権者は、4の報告により営農の適切な継続が確保されなくなった、又は確保されないと見込まれると判断される場合には、転用許可を受けた

者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

- (3) 許可権者は、営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するよう指導するものとする。

6 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、許可権者に報告する。

- (2) 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。

- (3) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る転用許可と下部の農地に民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可と併せて行うことが必要である。

営農型発電設備の実務用Q & A

〔未定稿：平成26年2月13日現在〕

※ このQ & Aは、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。

【用語の定義】

本Q & Aで使用されている用語の定義は次のとおりです。

・ 営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備
・ 営農を継続	営農型発電設備の下部の農地において、営農が継続されること
・ 営農の適切な継続の確保	営農型発電設備の下部の農地において、営農が継続され、かつ、次に掲げる場合のすべてに該当しないこと ① 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合 ② 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合 ③ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であると認められる場合 ④ その他、農地転用許可権者が営農の適切な継続が確保されていないと認める場合
・ （営農型発電設備の）下部の農地	営農型発電設備の直下の農地及び当該設備により日影が生じる農地（イメージ図参照）
・ 営農型発電設備の周りの農地	営農型発電設備の下部の農地や隣接する農地を含み、当該設備の周辺の農地
・ 地域の平均的な収量	原則として、営農型発電設備の設置する農地のある市町村における平均的な収量
・ 農作業に必要な機械等	営農者が実際に使用する農業用機械ではなく、通常、効率的に農作業を行う上で必要となるトラクター等

〔総論〕

Q 1 営農型発電設備の支柱を一時転用許可の対象として取扱うこととしたのか。

- 1 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等（以下このQ & Aにおいて「営農型発電設備」という。）は、開発段階の技術であり、また、太陽光パネルの設置方法（枚数、角度、間隔）によって、当該設備等の下部の農地に与える影響は様々です。
- 2 このため、営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可を行うに当たっては、
 - ① 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること
 - ② 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合等には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること
 - ③ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合等には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること等を条件に許可を行う必要があるため、一時転用許可の対象とすることとしています。

Q 2 一時転用許可を認める期間を3年以内としたのか。

- 営農型発電設備の支柱に係る転用期間は、次の事項を踏まえ、3年以内としています。
- ① 農地転用許可基準上、当該一時的な利用の目的を達成できる最小限の期間としており、農用地区域内農地にあつては、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から3年以内に限定し、その他の農地においても、農業上の利用の確保の観点から同様の取扱いをしていること
 - ② 当該設備は、営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること等（Q 1の2参照）を条件に許可を行う等により営農の適切な継続を確保していく必要があること

Q 3 営農型発電設備は、太陽光発電のみが対象か。

営農型発電設備とは、主に太陽光パネルを想定していますが、小規模風力発電設備も対象になります。

なお、営農型発電設備の周辺機器（パワーコンディショナー等）も対象になります。

Q 4 発電した電気は、営農に関連する用途に使用する必要があるのか。

一時転用許可を受けて設置された営農型発電設備により発電した電気の用途は特定していません。

Q5 営農型発電設備は、支柱が簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような支柱を指すのか。

「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」とは、地域の気象条件（風、雪、地震等）を踏まえ、営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が単独基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています（例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、布基礎や杭基礎のものは含まれません。）。

〔許可要件〕

Q6 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「申請に係る面積が必要最小限で適正」については、農地転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、
 - ① 申請に係る農地の面積が、営農型発電設備の支柱部分のみであるか
 - ② 営農型発電設備の支柱の本数や大きさが過多・過大でないかを確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。
- 2 なお、②の審査においては、支柱の高さや自然条件等により必要となる支柱の本数や大きさは様々であるため、農作業に必要な機械等を効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについて、個別具体的に判断することが適当です。

Q7 「営農の適切な継続が確実」とは、具体的にどのように判断するのか。

「営農の適切な継続が確実」と認められるか否かについては、個別具体的に判断していくことが適当ですが、次に掲げる場合には、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとしています。

- ① 営農型発電設備の下部の農地において、営農が行われないおそれがあること
- ② 営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがあること
- ③ 品質に著しい劣化が生じるおそれがあること
- ④ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であること

Q8 「営農の適切な継続が確実」には、草刈りなどの保全管理も含むのか。

「営農の適切な継続が確実」には、草刈りなどの保全管理は含みません。

Q9 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」については、転用許可申請書に添付されている「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」に係る書類において、
 - ① 生産する農作物の生育に適した日照量が明らかにされていること
 - ② ①の日照量が確保できる設計（パネルの角度、間隔、枚数等）であることが明らかにされていることを確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。
- 2 具体的には、農地転用許可権者は、農地転用許可申請書の添付書類を参考に個別具体的に判断することになりますが、特に、「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書」において、生産する農作物の生育に適した日照量と、営農型発電設備の設計上、得られる日照量が説明されているとともに、その説明について、根拠データや必要な知見を有する者の意見書によって問題がないことが確認できることが重要です。

Q10 「農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されている」とは、具体的にどのように判断するのか。

- 1 「農作業に必要な機械等」とは、申請者の営農計画書に記載された農業用機械など営農者が実際に使用する農業用機械ではなく、当該計画書に記載された農作物の栽培において、通常、効率的に農作業を行う上で必要となる農業用機械（トラクター等）をいいます。
- 2 このため、農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間としては、トラクター等を効率的に利用する上で通常必要となる空間及び農業従事者が立って農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていることを必要です。
- 3 このような空間が確保されていることを、転用許可申請書に添付されている「営農計画書」や「営農型発電設備の設計図」において確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

Q11 「位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのような判断するのか。

- 1 営農型発電設備は、その位置等からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことや、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないことが重要です。
- 2 このため、例えば、営農型発電設備の位置が、
 - ① 集団農地の中央部に位置する場合
 - ② 将来的に担い手に集積されるべき農地の場合
 - ③ 機械化体系による大規模農業の実現を目的に大区画ほ場整備事業が実施された農地の場合
 - ④ 近々に基盤整備事業を実施する予定である農地の場合等には、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると判断することが適当です。

Q12 「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。

- 1 営農型発電設備は、営農の適切な継続が行われなくなった場合には改善措置又は撤去を行う必要があることから、撤去費用が転用期間にわたって確保されていることが重要です。
- 2 このため、
 - ① 転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が計上され、設置者等がその費用を所有することを残高証明書等により確認するとともに、
 - ② （砂利採取の一時転用許可の取扱いと同様に、）施設撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等の措置を講じられていること
 - ③ （設置者と営農者が異なる場合には、）支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面が添付されていることを確認した上で許可することが適当です。

Q13 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

- 1 営農型発電設備に係る一時転用許可においても、農地法施行令第10条第1項第1号イ及び第18条第1項第1号イに基づき、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」を満たす必要があります。
- 2 このため、通常の一時的転用許可と同様、農地転用許可申請書等において、土地の選定理由（例えば、送配電用の電気工作物との距離）や第3種農地・第2種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で許可する必要があります。

Q14 農用地区域内農地に営農型発電設備を設置する場合、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを担保するため、どのように判断すべきか。

- 1 営農型発電設備に係る一時転用許可においても、農地法施行令第10条第1項第1号口及び第18条第1項第1号口に基づき、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を満たす必要があります。
- 2 このため、農地転用許可権者は、営農型発電設備を設置する農地を管轄する市町村に、土地改良事業の実施予定を確認するなど農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが必要です。

〔再度の一時転用許可〕

Q15 どのような場合には再度一時転用許可を受けることができるのか。

- 1 営農型発電設備に係る再度一時転用許可は、転用期間（3年間）満了ごとに、許可要件及び当該転用期間における当該設備の下部の農地での営農の状況を勘案し、総合的に判断するものとされています。
- 2 再度一時転用許可が可能な場合は、個別具体的に判断することが適当ですが、例えば、転用期間（3年間）中、適切に営農が継続されており、次期の期間においても適切な営農の確保が確実と見込まれる場合には、再度一時転用許可を行うことが可能です。

Q16 再度一時転用許可が可能とされているが、回数に制限はありますか。

再度の一時転用許可の回数に制限はありません。

Q17 営農型発電設備の設置後、営農者が高齢化や疾病等を理由に営農を廃止した場合、設置者は当該設備を撤去しなければならないのか。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものであり、営農に支障がないことを確保しながら設置を認めていく施設です。
- 2 このため、許可権者は、営農型発電設備の下部の農地等において営農が行われない場合には、営農型発電設備に係る一時転用許可の条件に基づき、当該許可を受けた者に対して適切な営農を行うよう指導をするとともに、適切な営農が行われない場合には、設置者に営農型発電設備の撤去を命じる必要があります。

また、営農者の疾病や怪我による営農の一時的な中断の場合には、営農再開の見込みを確認し、転用期間中に営農再開が見込まれる場合には、撤去を命じる必要はありません。

〔なお、営農が一時的に中断している状態では、原則として、再度の一時転用許可は認められませんので、ご注意ください。〕

〔営農の適切な継続の確保〕

Q18 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」について、営農型発電設備の下部の農地における耕作が全く行われていなくても、その面積が耕作面積の2割以内であれば、一筆の農地全体の収量は通常の8割程度となるため、営農が適切に継続されていると判断すべきですか。

- 1 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」の判断は、下部の農地における単収により判断するものであり、営農型発電設備の支柱が設置されている土地を含む農地全体の単収により判断するものではありません。
- 2 このため、設問にあるように、営農型発電設備の下部の農地における耕作が全く行われていない場合には、「営農が行われない場合」に該当し、営農が適切に継続されていないものと判断されます。

Q19 「同じ年の地域の平均的な単収と比較して」とは、単年で比較するのか、それとも転用期間（3年）で比較するのか。

「同じ年の地域の平均的な単収と比較して」とは、単年で比較します。

Q20 「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」について、地域での平均的な単収が存在しない作物である場合に、どのように判断すべきか。

- 1 近傍で栽培されていない作物の場合には、自然条件に類似性のある他地域における平均的な単収と比較することが想定されます。
- 2 なお、許可要件の一つである「下部の農地における営農の適切な継続が確実」の審査の中で、「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがないこと」を確認する必要がありますが、特に、地域の平均的な単収が存在しないような作物を生産する営農計画である場合には、転用許可申請書に添付されている「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」に係る書類において、単収の比較対象が明確にされていることを確認することが適当です。

Q21 品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。

- 1 品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、例えば、
 - ① 水稻においては、単収は確保されているものの、くず米ばかりであった場合
 - ② 果樹においては、単収の確保を指向し摘果を行わなかった結果、糖度等の低下を招き、売り物にならないような場合などを想定しています。
- 2 したがって、農業委員会や都道府県知事等は、設置者等から営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産状況の報告を受けた場合には、単収のみならず、農産物の等級や糖度などの品質についても確認してください。

Q22 営農型発電設備の下部の農地に果樹等を接木や新植により栽培を開始する場合等一時転用期間中に収穫が見込まれない場合において、「営農の適切な継続が確実」(特に、地域の平均的な単収としておおむね2割以上減少していないこと)はどのように判断すべきか。

- 1 営農型発電設備の下部の農地において、果樹等を接木や新植により栽培する場合には、当初の数年間には収穫が見込まれない場合があります。
- 2 このような場合については、一時転用期間中に収穫が見込まれないとしても、当該設備の下部の農地において、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が適切になされ、通常どおりの生育段階に至っていることが確認できる場合には、「営農の適切な継続が確実」と判断して差し支えありません。
具体的には、次の場合を想定しています。
 - ① 栽培技術等に係るマニュアルや栽培指針等により、適切な栽培管理方法や各年における生育段階(例えば、樹高、樹形等)が明らかとされている場合
 - ② 同地域又は自然条件に類似性のある他地域において比較対象がある場合
 - ③ 営農型発電設備の下部の農地とその周りの農地で同時に栽培を行う等生育状況の比較が可能である場合

〔なお、上記の内容に加えて、その他の許可要件(例えば、農作物の生育に適した日照量及び効率的に農作業を行うことができる空間が確保されていると認められること等)を満たす必要がありますので、ご注意ください。〕

- 3 また、営農型発電設備の設置者は、毎年 of 報告の際に、適切に栽培管理を行い、通常どおりの生育段階に至っていることを、写真や栽培マニュアル等を添付して報告する必要があります。

他方、農地転用許可権者は、必要に応じて現地調査の実施や専門機関(例えば、果樹産地協議会等)に確認する等、その報告内容が適切なものであるかを確認することが適当です。

〔許可条件〕

Q23 営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、どのような許可条件を付して行うべきか。

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、今回の通知の2の(1)に基づき、原則として次の条件を付して行うことが適当です。なお、事案の事情を踏まえて、他の条件を付したり、条件の内容の変更する等して、適切な運用に努めてください。

- ① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ③ 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- ④ 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ⑤ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ⑥ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
また、営農型発電設備を改築する場合には、あらかじめ報告すること。
- ⑦ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- ⑧ 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Q24 営農型発電設備を改築する場合には、許可条件に基づき、農地転用許可権者に報告することとされているが、いつ、どのように報告すべきか。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものであることから、今回の通知に基づく許可要件、添付書類及び許可条件等により、営農に支障がないことを確保しながら設置を認めていくこととしております。
- 2 このため、営農型発電設備を改築する場合、改築の内容によっては、農作物の生育や農作業の効率的な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、あらかじめ農地転用許可権者に改築する旨を報告し、農地転用許可権者の了解を得た上で、改築に係る工事を着工する必要があります。
なお、報告の様式例を作成しましたので、ご活用ください（別紙様式例第1号）。
- 3 また、営農型発電設備を増築する場合や支柱の位置が変わる場合等新たな農地転用を伴う場合には、営農型発電設備の改築に係る報告ではなく、新たな農地転用許可申請が必要になりますのでご注意ください。

Q25 営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、許可条件に基づき、農地転用許可権者に報告することとされているが、様式は示されるのか。

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告の様式例を作成しましたので、ご活用ください（別紙様式例第2号）。

〔許可申請・添付書類〕

Q26 申請書上の事業期間が3年以内であれば、農地の賃貸借契約の期間が3年を超えている場合であっても、一時転用許可を受けられますか。

- 1 営農型発電設備の支柱を設置する農地に係る賃貸借契約は、一時転用許可申請書における事業期間（3年以内）と同じである必要があります。
- 2 なお、再生可能エネルギーの固定価格買取期間は、再生可能エネルギー発電設備に対して保証されているものであり、設置場所の利用期間とは関連ありません（経済産業省資源エネルギー庁に確認済）。
〔例えば、農地について3年間借りて太陽光パネルを設置した場合であっても、当該パネルについて、買取期間が20年間保証されます。〕

Q27 再度一時転用申請を行う場合、その手続きや必要書類は最初の申請と同じですか。

再度の一時転用許可申請の際の手続きや必要となる添付書類は、最初の申請と同じです。

Q28 転用許可を申請する際に添付する「下部の農地における営農計画書」及び「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」には、どのような項目が記載されている必要があるのか。

- 1 「下部の農地における営農計画書」には、
 - ① 営農型発電設備の下部の農地面積
 - ② 作付予定作物、期間別の必要な農作業の内容、利用する農業機械
 - ③ 農作業に従事する者の農作業経験などが記載されていることが適当です。
- 2 「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」には、
 - ① 作付予定作物に係る生育に適した条件及び設計上生育に支障が生じない理由
 - ② 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されている理由
 - ③ 下部の農地における単収見込みなどが記載されていることが適当です。
- 3 なお、様式例を作成しましたので、ご活用ください（別紙様式例第3号）。

〔農産物の生産状況報告〕

Q29 農作物の生産状況に係る報告は、何について報告すればよいのか。

作付品目、作付面積、収量、品質、遮光率（設計上の遮光率で結構です。）等を報告する必要があります。

なお、様式例を作成しましたのでご活用ください（別紙様式例第4号）。

Q30 牧草畑で家畜を放牧している場合には、どのように報告すればよいのか。

- 1 牧草畑で家畜を放牧している場合であっても、冬期の食料確保等のため、ロールペーラ一等により収穫を行うことが一般的です。
- 2 このため、家畜により、栽培する牧草の一部は食されてしまいますが、1の収穫量を報告してください。

Q31 営農計画書上、一時転用許可日から報告時点（2月末）までの間は作付けを行う計画となっていない場合（例えば、1月に当初の一時転用許可を受け、同年3月以降に作付けを行う計画である場合など）、どのように報告すればよいのか。

- 1 営農計画書上、一時転用許可日から報告時点（2月末）までの間は、作付けを行う計画となっていない場合であっても、農産物の生産状況に係る報告を行う必要があります。
- 2 なお、報告書（別紙様式例第4号）の3の欄や所見欄については、空欄で報告いただいても差し支えありません。

〔農地転用許可権者におかれましては、一時転用許可日から報告時点までの間に作付けを行っていないことについて、営農計画書上問題がないかを確認してください。〕

Q32 報告の時期について、何故、2月末なのか。

報告の時期は、農作物の収穫終了時期及び所得税等の確定申告の時期を踏まえて、2月末としています。

Q33 都道府県知事は、農産物の生産状況報告をいつ農村振興局長に送付すればいいのか。

都道府県知事は、4月末日までに地方農政局に送付願います（地方農政局長は、5月末日までに農村振興局長に送付願います。）。

Q34 許可権限を農業委員会等に移譲している場合、農業委員会等は、農産物の生産状況報告を、直接、農村振興局長に送付すればいいのか。

都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局）に送付願います。

〔耕作放棄地への設置〕

Q35 営農型発電設備を設置する農地が耕作放棄地である場合には、営農の適切な継続が行われなくても、一時転用許可を行うことが可能か。

- 1 営農型発電設備は、営農の継続を前提とするものです。このため、耕作放棄地に営農型発電設備の設置する場合には、営農の再開が必要となります。
- 2 なお、耕作放棄の状態のままで営農型発電設備を農地に設置する場合には、当該農地の主な利用目的は発電施設の設置にあると認められるため、当該設備の下部の農地全体について（恒久的な）転用許可が必要となることにご注意ください。

Q36 現況、耕作放棄地でも地域の平均的な収量の8割以上の収量を得る必要があるのか。

耕作放棄されていた農地であっても、通常の農地と同様、営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上の収量を確保する必要があります。

〔設置者と営農者が異なる場合の、空中部分を利用するための3条許可の取扱い〕

Q37 営農型発電設備の下部の農地について、なぜ3条許可が必要なのか。

- 1 営農型発電設備の空中部分を利用するため、設置者が営農者から区分地上権又は賃借権等（以下「区分地上権等」という。）の設定を受けて営農型発電設備を設置する場合、農地に権利を設定することとなるため、3条許可が必要です。
- 2 なお、当該設備のうち支柱を立てる部分は、転用されることになるので、5条許可の対象となり、当該設備の下部の農地については、営農者が引き続き耕作を行うこととなることから、3条許可の対象となります。

Q38 区分地上権等の権利を設定する場合の3条許可はどのような基準により行うべきか。

- 1 営農型発電設備の下部の農地に係る3条許可の判断については、法第3条2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされていますので、これらを確認する必要があります。
- 2 なお、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、3条許可と同時に申請される5条許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足ります。

Q39 3条許可と5条許可を行う場合、両許可を同日付で行うこととされているが、どのような手続で行うべきか。

- 1 例えば、農業委員会において、5条許可が出れば3条許可を行う旨をあらかじめ議決しておき、都道府県と調整の上、都道府県知事による5条許可の日付に合わせて3条許可を行う方法などが考えられます。
- 2 なお、許可書の送付に当たっては、3条許可書と5条許可書ができるだけ同時期に申請者へ交付されるよう配慮することが望ましいと考えます。

Q40 3条許可により、営農型発電設備の下部の農地に賃借権を設定した場合、農地法第17条に基づく法定更新はされるか。また、その賃貸借を解約する場合には農地法第18条の許可が必要か。

営農型発電設備の下部の農地に賃借権を設定した場合、期間満了時には、通常の賃貸借と同様に、農地法第17条に基づく法定更新がなされます。農地法第18条についても通常の賃貸借と同様に適用されますので、賃貸借解約の解除、解約の申入れ、更新拒絶等を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

Q41 3条許可の申請において、これと同時に申請された5条許可の対象となる支柱を立てる部分の農地面積も含めて申請があった場合、補正をすべきか。

- 1 支柱を立てる部分を含めて3条許可の申請があった場合については、当該許可の可否の判断に特段の影響を及ぼすものでない限り、申請書の補正等を行う必要なく、営農型発電設備の下部の農地に係る3条許可に関しては、通常そのような支障はないものと考えます。
- 2 また、当該申請に対する3条許可について、支柱を立てる部分の面積を含めて行ったとしても、営農を継続する農地に対する許可の効力に影響を及ぼすものではないことから、特に問題はありません。

Q42 営農型発電設備の下部の農地に設置する区分地上権等の設定期間は、一時転用の期間（3年）と同じにすべきか。

- 1 支柱を立てる部分と空中を利用する部分の権利の設定期間を超えて設定することは、申請者にメリットがないので、そのようなケースは想定しがたいと考えます。
- 2 なお、仮にそうした申請があった場合でも、設定する権利が賃借権である場合には、期間満了時に法定更新がなされるため、期間を一致させる意義がないので、必ずしも一時転用と期間を一致させるような指導を行う必要はないと考えます。設定する権利が賃借権以外の権利である場合も同様です。

〔農振法の開発許可〕

Q43 農用地区域内の農地において、支柱部分が農地転用許可された場合、上部空間のパネル部分について農振法の開発許可は必要か。

- 1 営農型発電設備等を農用地区域内の農用地に設置する場合、基本的に農地法に基づく一時転用の許可を受けて設置されるものであり、改めて、開発許可を受ける必要はありません。
- 2 なお、採草放牧地に自らが営農型発電設備等を設置する場合には、農地法第4条に基づく転用許可を要しないため、開発許可が必要となります（権利を設定し設置する場合は、農地法第5条の許可が必要となるため開発許可は不要です）。開発許可に当たっては、農地転用の一時転用許可と同様の条件を付して許可を行ってください。

Q44 農用地区域内の農用地以外の土地に支柱を立てて上部に太陽光パネルを設置する場合、農振法の開発許可が必要か。

農用地区域内の農用地以外の土地に、簡易な構造で容易に撤去が可能な支柱の上部に太陽光パネル等を設置する場合は、指定された用途に供されなくなるため、農用地区域からの除外が必要です。

なお、当該土地を一時的な利用に供する場合として農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないなどの開発許可の基準を満たすときは、開発許可を受けて一時的に設置することが可能です。この場合、農業振興地域整備計画の達成に支障が生じないよう、期間その他の条件を付して許可を行ってください。

Q45 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法の開発許可が必要か。

太陽光パネルの設置によって、農業用施設の機能の低下、営農に支障が生じる場合には、開発許可は必要となりますが、個々の事案に即し判断することが必要です。

〔他法令との関係〕

Q46 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

営農型発電設備の建築基準法上の取扱いについては、国土交通省から「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成26年1月28日付け国住指第3762号国土交通省住宅局建築指導課長通知）が通知され、次のいずれにも該当するものは建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないこととされております。

なお、具体的な適否については、都道府県等の建築指導担当部局に御相談ください。

- ① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること
- ② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること

Q47 営農型発電設備を自ら設置することは、電気事業法及び電気工事士法の規定上、問題はないのか。

- 1 営農型発電設備は、電気事業法上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります（電気事業法第39条、第56条、電気工事士法第5条、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号））。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事は、電気工事士資格を持つ者（第1種電気工事士等）により行われなければならないこととされています（電気工事士法第3条）。

- 2 このため、営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可の申請があった場合には、必要な場合は市町村又は都道府県の電気保安担当部局と調整し、施工者が電気工事士資格を持つ者であることを確認した上で、許可を行うことが適当です。

- 3 また、電圧600v超又は出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります（電気事業法第42条、第43条等）。

このため、電圧600v超又は出力50kW以上の営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可の申請があった場合には、経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談し、電気事業法に基づく電気保安に係る規制上、問題がないと認められることを確認した上で、許可を行うことが適当です。

（なお、本問については、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みです。）

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部 東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一 部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一 部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、 兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一 部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部 四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知 県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

〔その他〕

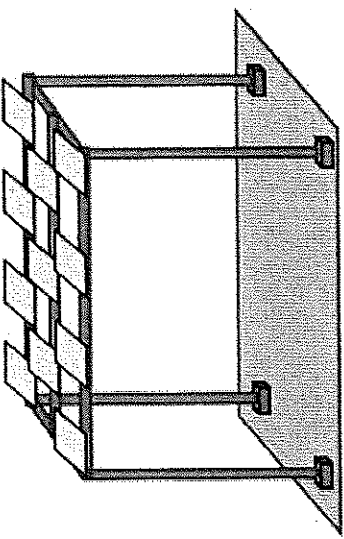
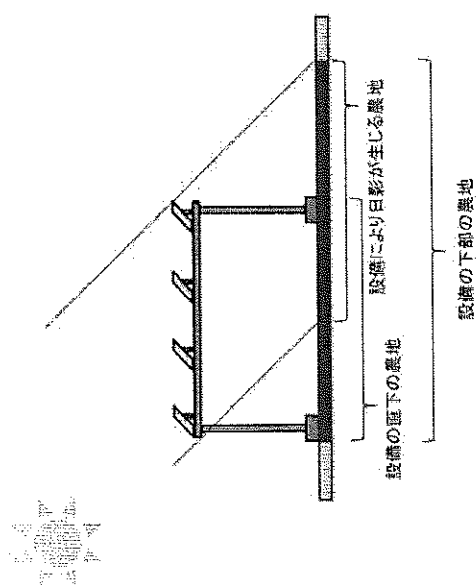
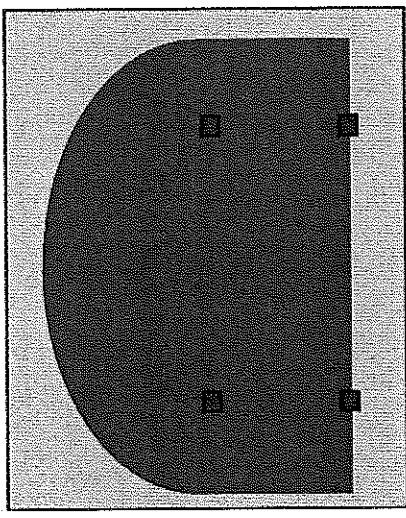
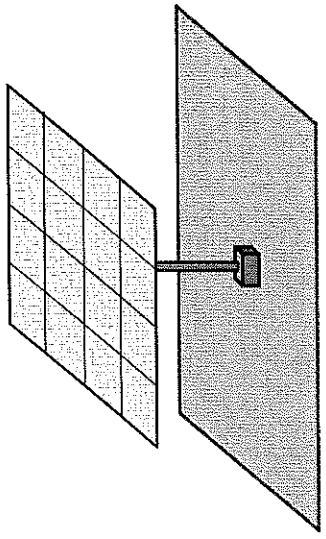
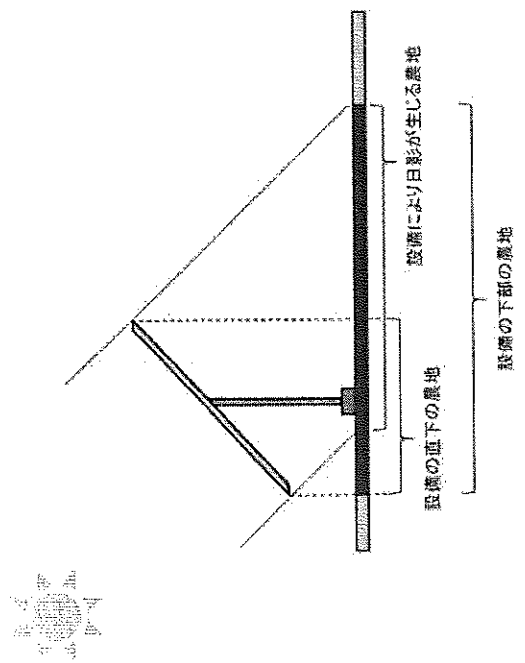
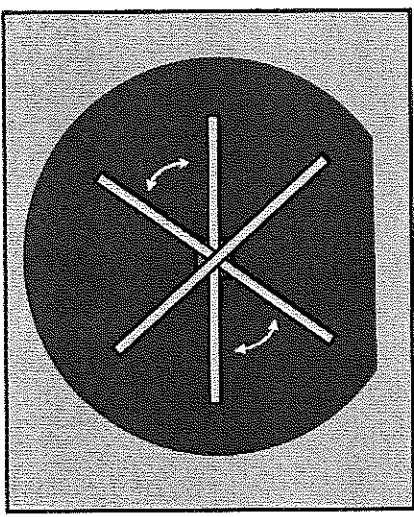
Q48 営農型発電設備の設置のために、作物転換することは認められるのか。

- 1 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものです。このため、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等をすることは望ましくありません。
- 2 このため、作物を転換する場合には、当該作物の営農技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等）や販売先の見込み等農業収入が減少しないこと等を確認した上で許可の可否を判断することが適当です。

Q49 営農型発電設備の設置者が自ら電柱を立て、電線路を設置し、最寄りの電柱等に接続する場合、当該電柱の取扱いいかん。

- 1 営農型発電設備の稼働上必要な施設であれば、営農型発電設備と同様に、一時転用許可の対象とすることが可能です。
- 2 なお、営農型発電設備の下部の農地において、営農の適切な継続がなされていない場合には、撤去が命じられることとなりますが、その際には、電柱等も同様に撤去する必要があります。
このため、「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」の審査の際には、電柱等の撤去費用についても考慮することが必要です。

(営農型発電設備の) 下部の農地のイメージ

営農型発電設備のタイプ	側面図	平面図 (水平投影図)
1. 屋根タイプ 		
2. 一本脚タイプ 		

(注) 上の表はイメージです。実際には、地域の太陽高度やパネルの角度等を考慮して判断してください。

第1回長野県農業委員会大会開催要領（案）

1 目 的

本年4月に施行された改正農業委員会法により、「農地利用の最適化」がすべての農業委員会で必須事務となった。

農業委員会は、地域の代表として農業・農村の現場の声を農政に反映させるべく農業振興施策を提案するとともに、これまで以上に農地制度の適正な執行、担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消等の農地利用の最適化に向け、組織をあげた取り組みの強化が求められている。

このため、県内の農業委員及び本年度から新たに設置された農地利用最適化推進委員が一堂に会し、「人と農地制度」の推進組織としての責務を再確認するとともに、基本農政の確立に向けた要請決議と、農業委員会組織による「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」に関する申し合わせ決議を行うため、第1回長野県農業委員会大会を開催する。

2 主 催

一般社団法人長野県農業会議・長野県農業委員会協議会

3 日 時

平成28年11月8日（火）13時～16時30分

4 場 所

伊那市西町5776

「長野県伊那文化会館 大ホール」

（電話 0265-73-8822）

5 参加者

県内の農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業会議会員等関係者 約1,500人

6 大会の内容

- （1）表彰（農業委員等功績者表彰、農業者年金加入推進活動功労者表彰、情報活動功労者等表彰）
- （2）要請決議（案）の協議
- （3）申し合わせ決議（案）の協議
- （4）講演

7 要請及び申し合わせ決議案

- （1）要請及び申し合わせ決議案の議題候補については、農業委員会及び地区農業委員会協議会から提案のあったものの中から運営委員会において集約する。
- （2）要請及び申し合わせ決議案の原案については、一般社団法人長野県農業会議において作成するものとし、その内容については運営委員会において調整し原案を決定する。
- （3）災害対策など緊急を要する議案については、事前に当該地区農業委員会協議会の議を経て、その内容を文書で運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。

8 大会及び決議事項の処理

- （1）大会の運営については、別に定める要領によって運営委員会を設け、その円滑な運営を図るものとする。
- （2）決議事項の処理については、運営委員会が当たるものとする。

第1回長野県農業委員会大会運営要領（案）

大会開催要領に基づき、大会運営の要領を次のとおり定める。

- 1 大会運営の円滑を期するため、運営委員会を設ける。
- 2 運営委員は、地区農業委員会協議会会長、一般社団法人長野県農業会議1号常設審議委員及び女性常設審議委員があたる。
運営委員長及び副委員長は、運営委員の互選により選任する。
- 3 議長については、運営委員会であらかじめ候補者を定め、大会において承認を得る。
- 4 要請及び申し合わせ決議案に関わる提案者の発言時間は、運営委員会があらかじめ通告した時間内とする。
各要請及び申し合わせ決議案に対する質問又は意見を述べたい者は、議長の許可を得て発言するものとし、その発言時間は、議長が許す範囲内とする。
災害対策など緊急を要する議案については、事前に当該地区農業委員会協議会の議を経て、その内容を文書で運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。
- 5 大会に関する事務は、一般社団法人長野県農業会議事務局があたることとし、開催地にあたる上伊那農業委員会協議会並びに伊那市農業委員会の各事務局は、これに協力するものとする。
- 6 その他、必要な事項がある場合は、運営委員会での協議のうえ決定する。

大会までの予定表（案）

時 期	内 容	備 考
6月15日	■拡大農業委員会協議会 ・大会開催計画の検討	
7月15日	■常設審議委員会 ・大会開催要領、運営要領の決定 ■拡大農業委員会協議会 ・大会開催要領、運営要領の決定 ・大会運営委員長、副運営委員長の互選 ・大会役割分担の検討	農業委員会へ検討依頼 ①希望講演内容【8/5報告期限】 ②要請等事項【8/31報告期限】
8月12日	■第1回運営委員会 ・大会役割分担の検討 ・大会の講演について	
9月15日	■第2回運営委員会（常設審議委員会終了後） ・大会決議案（素案）の検討	農業委員会・大会運営委員へ検討依頼 ①要請等決議（素案） 【9/30意見提出期限】
10月14日	■第3回運営委員会（常設審議委員会終了後） ・大会決議案（原案）の決定 ・進行役割分担の決定	農業委員会へ要請決議（案）等を事前 送付
11月8日	■第4回運営委員会（11時30分開会） ・大会資料、進行役割分担の確認 ■第1回県農業委員及び農地利用最適化推進委員 大会（仮称） （13時～伊那市・県伊那文化会館大ホール） ・要請決議等	

農業者年金「加入者13万人に向けた後期2カ年強化運動（平成28・29年度）」 の取り組みについて（案）

平成28年7月15日
（一社）長野県農業会議
JA長野中央会

1 趣 旨

加入者累計13万人に向けて、独立行政法人農業者年金基金では、第3期中期目標期間の加入推進について、平成25年度から平成29年度までの5年を前期3か年、後期2か年に分けて目標と進捗管理を行っている。

（1）前期3か年運動の取組結果

農業者年金基金から本県に割当のあった県別目標の達成状況は、全体目標381人に対し417人となり、加入達成率109.4%となった。しかし、20歳から39歳までの農業者の内訳目標については、222人に対し213人であり加入達成率95.9%となり、目標達成には至らなかった。全国で3か年目標を達成した県は、1道2県に留まった。

3か年運動の取組方針として基金からの目標達成に向け、本県独自の自主目標を掲げ取り組んだ。その結果は、自主目標全体数486人に対して、実績417人（85.8%）、20歳から39歳までの加入目標242人に対して、実績213人（88.0%）となった。

自主目標では、77市町村中28市町村が目標を達成できたが、一方、加入対象者がいながら、3か年において加入者がゼロの市町村が19市町村あり、加入推進の取り組みに温度差があり課題が残った。

（2）後期2か年運動の目標設定に向けて

平成28年度からはじまる後期2か年運動では、全国目標数字については、到達見込みのある現実的な数字として、年間4,500人から3,800人とした。

一方、20歳から39歳までの内訳目標については、平成27年農林業センサス結果に基づき、基幹的農業従事者数の農業者年金被保険者割合を20%（現状約16.7%）に拡大に向け、年間2,700人から2,800人と目標人数を増加した。

本県への割当は、全体目標109人、20歳から39歳までの内訳目標80人とされた。

本県は、若い世代への目標設定については、農業者年金基金の方針に基づき、2割の目標に向け取り組みを強化し、全体目標については、あらゆる世代への加入は引き続き重要であることから、2017年農林業センサスの基幹的農業従事者数を基本に、前期3か年運動の取り組み実績を加味し、加入者ゼロ市町村の解消を図ることとする。

2 「後期2カ年運動」の運動期間

計画期間は、平成28年、29年の2か年

3 加入目標数の設定

長野県目標

20～39才	177人
40～59歳	134人
合計	311人（年間155人）

各市町村別の加入目標は別紙のとおり。

農業者年金加入者累計13万人に向けた後期2か年運動（平成28～29年度）

における長野県目標数について

1 目標設定の考え方

基金から示された後期強化運動の本県の単年度目標数は、20～39才が80名（2カ年160名）、40～59才が29名（2カ年58名）、合計109名（2カ年218名）であるため、この目標数を基本数値として本県目標数を策定する事とされた。

このため目標数は、①20～39才・②40～59才の2段階で市町村毎の新規加入者数の目標数を明示する事とした。

(1) 20～39才までの目標数

ア 平成27年農林業センサスの基幹的農業従事者数（20～39才）を基に、28年3月末の同年代被保険者数と比較し、①その割合が20%未満の場合は、20%に必要な人数、または、②加入率のアップ率4%（農業者年金基金の本県目標アップ率8%の2分の1）

全体の加入率向上を図るため、①、②どちらかの高い人数とした。

(2) 40～59才までの目標数

ア 平成27年農林業センサスの基幹的農業従事者数の1%を各市町村毎に配分した。

イ 前期3カ年運動（平成25～27年度）の活動実績を勘案し、目標未達人数の2割を加算した。

ウ 補正として、加入対象者がいて、積算数字がゼロのところは1人を加算した。

加入目標数	311名（単年度155名）
(1) 20～39才	177名
(2) 40～59才	134名

「農業者年金加入者累計13万人に向けた後期2か年強化運動(28年～29年度)」 市町村別2か年目標(案)

市町村名	20歳～39歳目標・算定										40歳～59歳目標・算定										20歳から39歳 加入目標 (AorB どちらか高い方) ⑨	40歳～59歳目標・算定				40歳から59歳 加入目標 (10)+(11)+(12) ⑬	後期2か年運動 全体目標 (10)+(15) ⑭	(参考) 前期2か年 目標
	基礎的 数(2016年 センサス) ①	加入率 ②/① (%)	基礎的 数(2016年 センサス) ③	加入率 ④/③ (%)	20歳未満 加入者 ⑤	20歳以上 加入者 ⑥	加入率 ⑥/⑤ (%)	20歳未満 加入者 ⑦	20歳以上 加入者 ⑧	加入率 ⑧/⑦ (%)	基礎的 数(2016年 センサス) ①	被保険者 数(28.3月 末) ②	加入率 ③/② (%)	算定 率 ④/③ (%)	前期3か年 運動目標 40～59歳 未加入者 (26年～27 年) ⑤	未加入者 数の20% ⑥	補正 ⑦											
小諸市	71	12	16.8%	140	2	1.4%	2	14	3	3	194	23	11.9%	2	4	1	0	2	2	8								
佐久市	127	11	8.7%	250	14	5.6%	14	14	5	5	316	31	9.8%	3	4	1	0	4	4	16								
小海町	22	10	45.5%	40	6	15.0%	6	6	1	1	69	18	26.1%	1	1	0	0	1	1	4								
川上村	222	38	17.1%	440	6	1.4%	6	6	9	9	545	123	22.5%	5	8	2	0	7	7	30								
南牧村	124	31	25.0%	250	6	2.4%	6	6	5	5	273	78	28.6%	3	2	0	0	3	3	14								
南相模村	11	1	9.1%	20	1	5.0%	1	1	0	0	31	4	12.9%	0	0	0	0	0	2	2								
北相模村	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	16	5	31.3%	0	2	0	0	1	1	1								
佐久穂町	46	2	4.3%	90	7	7.8%	7	7	2	2	86	13	15.1%	1	2	0	0	1	1	5								
堀井町	7	3	42.9%	10	2	20.0%	2	2	0	0	39	13	33.3%	0	0	0	0	1	1	2								
御代田町	39	10	25.6%	80	2	2.5%	2	2	2	2	122	14	11.5%	1	2	0	0	1	1	8								
立科町	17	1	5.9%	30	2	6.7%	2	2	1	1	98	19	19.4%	1	1	0	0	1	1	5								
佐久支部	687	119	17.3%	135	32	23.7%	32	32	28	28	1,789	341	19.1%	17	21	3	2	22	22	96								
上田市	97	56	57.7%	18	4	22.2%	4	4	4	4	302	61	20.2%	3	3	1	0	4	4	13								
東御市	52	14	26.9%	10	2	20.0%	2	2	2	2	175	9	5.1%	2	2	0	0	2	2	7								
青木村	3	1	33.3%	1	0	0.0%	0	0	0	0	19	6	31.6%	0	2	0	0	1	1	2								
長和町	14	1	7.1%	3	2	66.7%	2	2	1	1	24	2	8.3%	0	2	0	0	0	0	3								
上小笠原	166	52	31.3%	33	2	6.1%	2	2	7	7	520	78	15.0%	5	9	1	1	7	7	25								
岡谷市	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	24	5	20.8%	0	0	0	0	1	1	2								
諏訪市	18	3	16.7%	4	1	25.0%	1	1	1	1	72	13	18.1%	1	0	0	0	1	1	2								
茅野市	40	2	5.0%	8	6	75.0%	6	6	2	2	172	14	8.1%	2	5	1	0	3	3	8								
下諏訪町	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	2	200.0%	0	1	0	0	1	1	1								
富士見町	31	4	12.9%	6	2	33.3%	2	2	1	1	93	17	18.3%	1	2	0	0	2	2	4								
原村	45	2	4.4%	9	7	77.8%	7	7	2	2	189	19	10.1%	2	0	0	0	2	2	12								
諏訪支部	135	11	8.1%	27	16	59.3%	16	16	6	6	551	70	12.7%	6	8	1	2	9	9	30								
伊東市	61	14	23.0%	12	2	16.7%	2	2	2	2	170	40	23.5%	2	0	0	0	2	2	7								
駒川町	24	5	20.8%	5	0	0.0%	0	0	1	1	74	12	16.2%	1	3	1	0	2	4	4								
東御市	5	1	20.0%	1	0	0.0%	0	0	0	0	16	4	25.0%	0	0	0	0	1	1	2								
安曇町	14	7	50.0%	3	4	133.3%	4	4	1	1	61	13	21.3%	1	1	0	0	1	1	3								
飯島町	17	7	41.2%	3	4	133.3%	4	4	1	1	72	7	9.7%	1	1	0	0	1	1	3								
南安曇村	12	5	41.7%	2	2	100.0%	2	2	0	0	51	6	11.8%	1	0	0	0	0	0	3								
中川村	18	2	11.1%	4	2	50.0%	2	2	1	1	44	0	0.0%	0	2	0	0	0	2	2								
富田村	5	2	40.0%	1	2	200.0%	2	2	0	0	25	7	28.0%	0	0	0	0	1	1	3								
上伊那支部	156	43	27.6%	31	2	6.5%	2	2	6	6	513	88	17.3%	6	6	1	2	9	9	27								
東田市	137	49	35.8%	27	22	81.5%	22	22	5	5	513	113	22.0%	5	5	0	0	5	5	18								
松川町	50	9	18.0%	10	1	10.0%	1	1	2	2	265	35	13.2%	3	4	1	0	4	4	11								
高森町	36	9	25.0%	7	2	28.6%	2	2	1	1	190	25	13.2%	2	2	0	0	2	2	4								
阿南町	5	1	20.0%	1	0	0.0%	0	0	0	0	28	3	10.7%	0	2	0	0	1	1	2								
阿南町	11	0	0.0%	2	2	100.0%	2	2	0	0	47	5	10.6%	0	2	0	0	0	0	3								
平谷村	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	0	0.0%	0	1	0	0	1	1	1								
下條村	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	7	0	0.0%	0	1	0	0	1	1	1								
下條村	9	1	11.1%	2	1	50.0%	1	1	0	0	69	9	13.0%	1	2	0	0	1	1	4								
赤木村	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	8	1	12.5%	0	1	0	0	1	1	1								
天龍村	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	0	0.0%	0	1	0	0	1	1	1								
養父村	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0	0	14	0	0.0%	0	2	0	0	1	1	2								
養父村	7	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	0	0	62	6	9.7%	1	0	0	0	1	1	3								
養父村	22	5	22.7%	4	1	25.0%	1	1	1	1	87	7	8.0%	1	0	0	0	1	1	5								
大鹿村	5	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	0	0	8	0	0.0%	0	2	0	0	0	2	2								
下伊那支部	284	74	26.1%	55	6	10.9%	6	6	9	9	1,272	204	16.0%	13	18	1	6	20	20	58								

市町村名	20歳～39歳目標 積算						20歳から39歳 加入目標		40歳～59歳目標 積算				40歳から59歳 加入目標		後期2か年運動 全体目標 (※)月⑤	(参考) 前期3か年 目標
	世帯数 (2015年 2月1日) ①	加入率 (2015年 2月1日) ②	世帯数 (2015年 2月1日) ③	加入率 (2015年 2月1日) ④	加入率 (2015年 2月1日) ⑤	加入率 (2015年 2月1日) ⑥	世帯数 (2015年 2月1日) ⑦	加入率 (2015年 2月1日) ⑧	世帯数 (2015年 2月1日) ⑨	加入率 (2015年 2月1日) ⑩	世帯数 (2015年 2月1日) ⑪	加入率 (2015年 2月1日) ⑫	世帯数 (2015年 2月1日) ⑬	加入率 (2015年 2月1日) ⑭		
上松町	4	0	0.0%	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南木曽町	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
木曽町	7	0	0.0%	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
王滝村	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大桑村	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
木曽町	7	0	0.0%	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
木曽支部	21	0	0.0%	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
松本市	225	52	23.1%	45	-7	1	9	9	9	9	8	129	15.2%	8	0	31
塩尻市	76	14	18.4%	15	1	1	3	3	3	3	3	52	16.7%	3	0	12
安曇野市	111	12	10.8%	22	10	10	4	4	4	4	4	403	8.2%	4	0	20
麻績村	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	19	5.3%	0	0	2
生坂村	3	0	0.0%	1	1	1	0	0	0	0	0	21	23.8%	0	0	3
山形村	50	5	10.0%	10	5	5	2	2	2	2	2	182	17.8%	2	0	6
朝日村	29	18	62.1%	6	-12	1	1	1	1	1	1	98	50.0%	1	0	4
松本市	9	2	22.2%	2	0	0	0	0	0	0	0	29	24.1%	0	0	2
松本市支部	505	103	20.4%	101	17	16	19	13	13	13	18	303	16.1%	18	1	80
大町市	19	7	36.8%	4	-3	1	1	1	1	1	1	112	8.0%	1	0	4
池田町	10	3	30.0%	2	-1	0	0	0	0	0	0	25	8.0%	0	0	2
松川村	20	9	45.0%	4	-5	1	1	1	1	1	1	58	15.5%	1	0	3
白馬村	1	1	100.0%	0	-1	0	0	0	0	0	0	19	31.6%	0	0	2
小谷村	1	-2	200.0%	0	-2	0	0	0	0	0	0	9	11.1%	0	0	2
北安曇支部	51	22	43.1%	10	0	0	2	2	2	2	2	223	12.1%	2	4	13
長野市	184	18	11.0%	33	15	15	7	7	7	7	8	774	6.7%	8	5	30
須坂市	74	10	13.5%	15	5	5	3	3	3	3	3	348	7.2%	3	1	15
千曲市	27	5	18.5%	5	0	0	1	1	1	1	1	131	10.7%	1	0	4
坂城町	10	1	10.0%	2	1	1	0	0	0	0	0	45	4.4%	0	2	3
小布施町	38	0	0.0%	8	8	8	2	2	2	2	2	204	9.3%	2	7	12
高山村	15	4	26.7%	3	-1	1	1	1	1	1	1	92	3.3%	1	3	4
埴瀬町	14	2	14.3%	3	1	1	1	1	1	1	1	47	10.8%	0	0	3
小川村	1	1	100.0%	0	-1	0	0	0	0	0	0	10	10.0%	0	2	2
坂井町	41	3	7.3%	8	5	5	2	2	2	2	2	151	6.8%	2	1	7
長野支部	384	44	11.5%	77	35	35	17	2	2	2	17	1,802	7.3%	17	22	80
中野市	178	25	14.0%	36	11	11	7	7	7	7	8	750	11.1%	8	11	37
飯山市	53	11	20.8%	11	0	0	2	2	2	2	2	192	18.8%	2	0	12
山ノ内町	80	54	67.5%	16	-38	3	3	3	3	3	3	308	42.5%	3	0	11
木曽平村	17	6	35.3%	3	-3	1	1	1	1	1	1	61	16.4%	1	0	3
野沢温泉村	4	2	50.0%	1	-1	0	0	0	0	0	0	24	8.3%	0	2	2
栄村	4	1	25.0%	1	0	0	0	0	0	0	0	17	29.4%	0	1	1
北信支部	336	99	29.5%	68	-31	11	13	8	17	17	14	1,352	19.7%	14	15	66
	2,725	567	20.8%	540	-27	124	114	107	63	63	98	9,973	15.3%	98	113	486

平成28年度農業者年金加入推進活動

～長野県の取り組みについて～

1 長野県（受託機関）の取り組み

県段階の受託機関である長野県農業会議とJA長野中央会は、「加入者13万人に向けた後期2カ年強化運動（平成28～29年度）」（以下「後期2カ年運動」という。）が全市町村で加入目標を達成できるよう、以下の取り組みを行う。

（1）加入推進強化月間

平成28年11月～平成29年2月を加入推進強化月間とし、加入推進に向けた情報提供等を行う。

（2）加入推進特別研修会の開催

加入目標達成に向けた検討・事例報告等を行うため、加入推進部長、女性農業委員、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員、年金協議会役員等を対象とした研修会を9月に県下2か所、基金・農業会議・JA長野中央会の共催により開催する。

〈中南信地区対象 9月21日（水）松本市 JA中信会館〉

〈東北信地区対象 9月12日（月）長野市 JA長野県ビル〉

（3）加入推進部長の皆設置

ア 市町村の地区別加入推進班の指導的役割を担うリーダーとなる「加入推進部長」（自らも行動しつつ指導的役割を果たす者）を県内全市町村に設置する。

イ 設置数は、平成27年度設置数を基本とするが、さらにきめ細かな対応を目的に、加入推進班の再編と併せて増減を行うこととする。

（4）農業者年金制度普及協力員の設置

県域に農業委員会における普及啓発に向けた支援を行う農業者年金制度普及協力員を設置する。

（5）市町村巡回活動の実施

多くの市町村を対象に加入推進活動状況・課題等を把握するため、巡回要請活動を行う。

（6）広報活動の実施

ラジオCM、新聞広告等、目にみえるPR活動を実施する。

（7）加入推進普及資材の作成・配布等

スムーズな戸別訪問を行うための普及資材（チラシ等）を作成し、配布する。

2 市町村段階の業務受託機関の取り組み

（1）市町村段階の業務受託機関は、以下の取組を行う。

ア 「平成28年度加入推進活動計画」（様式例1）の策定、実施

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ「平成28年度加入推進活動計画」（以下「活動計画」という）を策定し、同計画を確実に実施する。

① 本年度の加入目標及び加入の働きかけを行う目標人数の設定

そのうち20歳～39歳の目標人数の設定

- ② 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員、農業者年金加入者・受給者組織（以下「年金協議会」という。）役員等による地区別加入推進班の見直し整備（女性農業委員については特に積極的に登用する。）
- ③ 加入対象者名簿の更新・整備の徹底。名簿の更新に当たっては、20歳～39歳の加入対象者の人数、また、独立・自営就農に向けて「青年就農給付金（経営開始型）」、「青年就農給付金（準備型）」の給付を受ける新規就農者を把握する。

（27年度から）加入対象者の属する世帯情報も順次情報追加する。また、これまで、一度も戸別訪問を行っていない対象者の特定ができるようにしておく。

- ④ 加入推進強化月間の設定
- ⑤ 地区別加入推進班による戸別訪問の実施
- ⑥ 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合役員、年金協議会役員等を対象とする研修会の開催
当該研修会においては、家族経営協定の活用のため、市町村の家族経営協定担当者等を講師として依頼する等工夫する。
- ⑦ 認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者、経営に参画する家族経営協定者等への加入の働きかけ
- ⑧ 経営移譲・経営継承に関する説明会その他農業者の会合、農業協同組合の青年部及び女性組織、簿記講習会等を活用した加入の働きかけ
- ⑨ 市町村の広報誌、JAだよりその他関係機関・団体が発行している広報媒体によるPR
- ⑩ 市町村国民年金窓口でのPR（農業者年金のチラシ設置）等の連携
- ⑪ 「対策会議」による活動計画の取組状況の点検
農業委員会、農業協同組合、年金協議会等関係機関による「対策会議」を開催し、活動計画の作成、活動計画に基づく活動実績の点検、農業委員会総会及び農業協同組合での報告を行う。
- ⑫ 加入推進部長による加入推進活動への助言等
①加入推進対象者の把握と絞り込み、②認定農業者や女性農業者の参加する各種会合での働きかけ、③地区別加入推進班による戸別訪問の実施等について、助言する。

3 加入推進活動の報告・点検等

（1）新規加入者の種類及び貢献度割合の報告

新規加入申込時に、申請者に対して「新規加入者状況調査（アンケート）」に回答いただき、加入に至る受託機関である農業委員会とJAの貢献度割合を相談の上、記載し、農業者年金基金へ報告する。業務委託費へ反映。（基金への報告：加入申込書に添付）

（2）加入推進活動報告並びに農業者年金業務委託手数料実績報告書

加入推進活動に基づく結果は、「農業者年金業務委託手数料実績報告書」を平成29年5月中旬までに、農業委員会は農業会議へ、JAはJA長野中央会へ報告する。

（3）「平成28年度加入推進活動計画」の報告

農業委員会は、「平成28年度加入推進活動計画」（様式例1）をJA・年金協

議会と協議・調整し策定のうえ、平成28年8月19日までに、農業委員会は農業会議へ、JAは各本所にて取りまとめのうえJA長野中央会へ報告する。

- (4) 加入推進部長の推薦等及び活動記録の整理と「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（以下「活動実績報告書・活動記録簿」）の提出

農業委員会は、加入推進部長の「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式5）を、平成28年8月19日までに農業会議へ報告する。

また、加入推進部長は加入推進活動記録簿（様式例4）及び活動実績報告書・活動記録簿（様式6）を平成29年3月3日（金）までに農業委員会事務局へ報告する。

農業委員会事務局は、「活動実績報告書・活動記録簿」の活動時間合計が10時間以上になっているかを確認し、平成29年3月9日までに農業会議へ報告する。

- (5) 「加入対象者名簿」の整備の徹底と登載者数の報告

市町村の業務受託機関（農業委員会・各JA）は、最新の情報に基づき「加入対象者名簿」（様式例2）を整備し、当該名簿の登載者数を「加入対象者名簿登載者数報告書」（様式例3）により、平成29年4月15日までに農業委員会は農業会議へ、JAは各本所にて取りまとめのうえJA長野中央会へ報告する。

業務推進会議以降に作成及と提出を依頼する書類（参考）

作成者	内容	様式	報告先	報告期日
農業委員会	加入推進部長の推薦・活動計画書	様式5	農業会議	H28.8.19
農業会議支部	加入推進部長の推薦（女性枠）	別様式	農業会議	H28.8.19
農業委員会 JA	平成28年度加入推進活動計画	様式例1	農業会議 JA中央会（本所経由）	H28.8.19 〃
加入推進部長	農業者年金加入推進記録簿 加入推進部長加入推進活動 実績報告書兼活動記録簿	様式例4 様式6	農業委員会	H29.2.27
農業委員会	加入推進部長加入推進活動 実績報告書兼活動記録簿 （上記書類活動時間10h以上確認）	様式例6 のみ	農業会議	H29.3.5
農業委員会 JA	加入対象者名簿	様式例2	（報告不要）	
農業委員会 JA	加入対象者名簿登載者数報告	様式例3	農業会議 JA中央会	H29.4.15

太陽光発電を適正に推進するための

市町村対応マニュアル

～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進～

平成 28 年 6 月

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局

(長野県環境部環境エネルギー課)

はじめに

1 本マニュアルの作成の背景

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が始まってから、長野県内では急速に再生可能エネルギーの導入が進んでいます。平成 26 年度末時点での再生可能エネルギーの発電設備容量は 67.9 万 kW となり、平成 22 年度と比べますと、実に 57.9 万 kW、540.6%の増となっています。

特に太陽光発電については、全体の 98.7%を占め、県内の再生可能エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しています（後掲「5 太陽光発電事業のトラブル要因」参照）。

市町村及び県では、これまで地域が取り組む再生可能エネルギー事業に対して各種支援を実施してきましたが、再生可能エネルギーであっても、自然環境に大きな負荷を与えるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはなりません。また、開発事業者が市町村や地域に対して丁寧に説明を行い、地域住民の理解の下に事業を進めることが重要です。

このようなことから、県では、平成 27 年 9 月に林地開発許可基準である「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」を改定するとともに、10 月には環境影響が懸念される一定規模以上の太陽光発電建設を県環境影響評価条例の対象とする改正を行いました。

また、いくつかの市町村においては、独自に条例や規則、ガイドラインを設け、発電設備設置事業の届出の義務などを規定するなど、地域の実情に応じた取組をしているところです。

しかし、依然として対応に苦慮している市町村も多いことから、平成 27 年 5 月に 21 市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、太陽光発電施設に係る意見交換や対応策（市町村対応マニュアル、市町村条例モデル案の策定）の検討を行ってきたところです。

2 活用に当たっての留意点

この対応マニュアルは、太陽光発電施設の建設にあたって、条例や要綱等が無く、どのように対応したらよいかわからない市町村の参考資料として、太陽光発電事業のあらゆる場面の対応を想定し整理したものです。

このため、発電事業者に対するガイドラインではありませんし、当然のことながら実際の対応に当たっては、市町村の条例や要綱等が優先されることから、市町村に対してこの内容を強制するものでもありません。

また、市町村条例モデル案についても、今後新たに条例を制定したいと考えている市町村、又は既に制定している条例を見直したいと考えている市町村において参考となるよう作成したものです。またこのモデル案は、再生可能エネルギー事業に関する県の考え方をベースに作成していることから、市町村によっては実情に合わない条項もあるかと思われますので、活用に当たっては十分内容を検討していただくことが必要ですし、市町村に対して条例

等の制定を強制するものではありません。

なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」。)の改正規定が平成29年4月1日から施行されるため、該当部分には注釈を付してあります。また、今後の経済産業省令の改正についても、順次対応マニュアルに反映していく予定です。

3 対応マニュアルについて

この対応マニュアルは、太陽光発電事業が計画された際に、市町村の再生可能エネルギー担当者がどのように事業の把握を行い、法的対応を行うか、また景観や地域との合意形成、防災、環境保全などに懸念が生じた際にどのように対応したらよいのかについて取りまとめたものです。

特に、懸念する事項への対応においては、個別事項ごとに基準を簡略化したチェックリストを作成し、審査基準を持っていない市町村が簡潔にチェックできるようにしました。

- ※ 個々のチェックリストは、審査基準を持たない市町村において、景観などの事項について配慮するよう任意に事業者へ協力を求める場合を想定して作成しておりますので、既に条例等に基づき設定されている市町村の審査基準を拘束するものではありません。
- ※ 実際の審査に当たっては、専門的な知識が必要となる場合もありますので、必要に応じて県(地方事務所、建設事務所等)に相談してください。

4 市町村条例モデル(案)について

このモデル案は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図ることを目的としています。

つまり、地域が主体となって、地域の資源、資金等を活用し、利益を地域に還元させる「地域主導型」の取組を促進する一方、地域外の主体による「外部主導型」を地域の主体と地域外の主体が協働する「協働型」へ誘導しようとする内容となっています。

特に留意すべきは、ガイドラインのような要綱では、一定の行政指導(指導、助言等)は可能でも、法的根拠がないため、発電事業者には義務を課したり、権利を制限したりすることはできません。また、指導に従う事業者には手続き等の負担が増え、指導に従わない事業者には負担が生じないといった不公平な事態が生じるおそれがあります。

加えて、法の下での平等を遵守する必要があるため、地域内の事業者も地域外の事業者も同一内容で行政指導を行う必要があります。

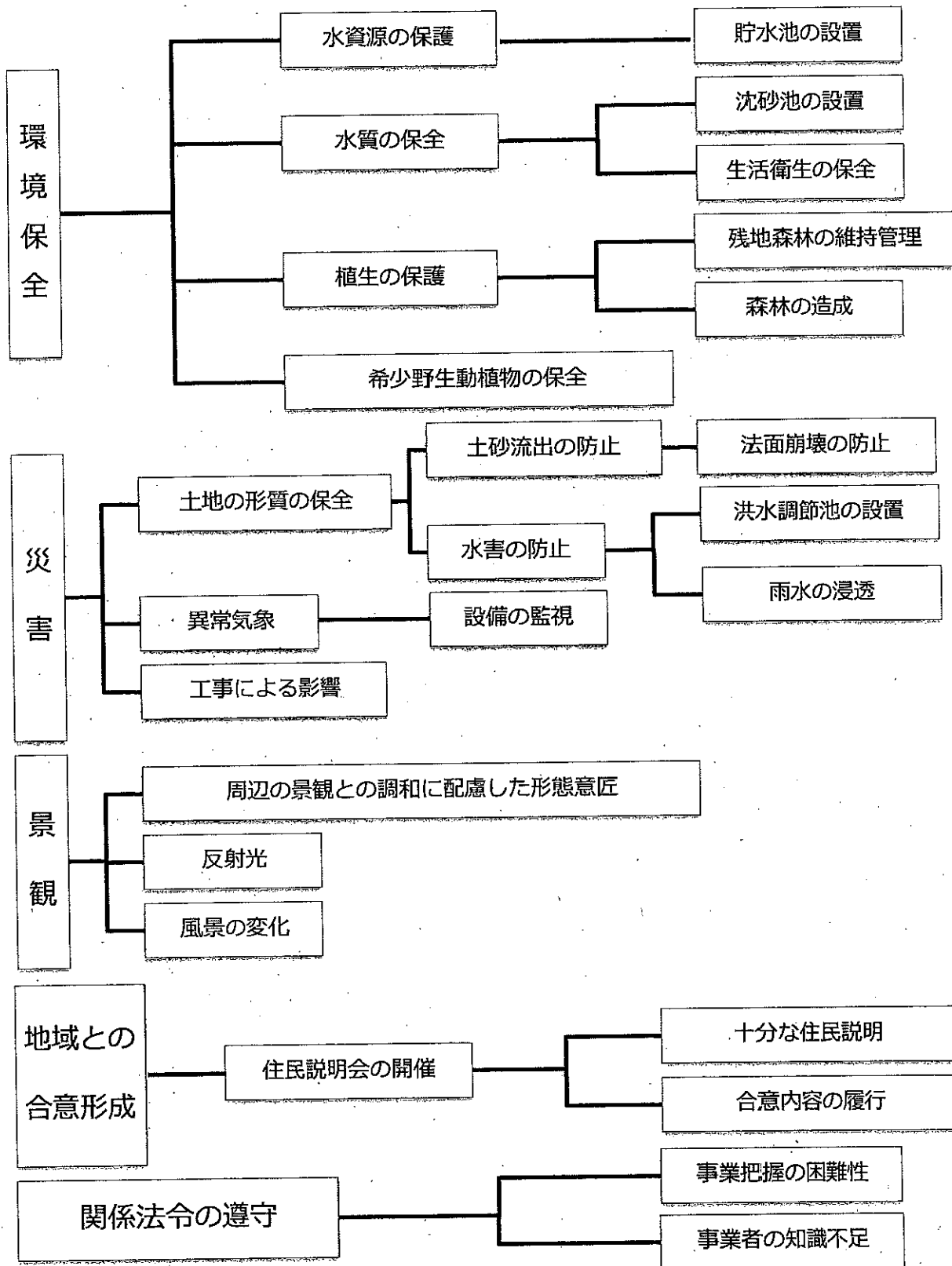
このため、行政指導にあつては、法的根拠や判断基準を明示できる方が望ましく、事業者や地域住民に対しても透明性を確保できます。

当該モデル案は、以上のような観点を踏まえ組み立てられています。

5 太陽光発電事業のトラブル要因

太陽光発電事業に関しては、様々な要因からトラブルが発生するおそれがあります。

そのうち、代表的なものは以下のとおりです。

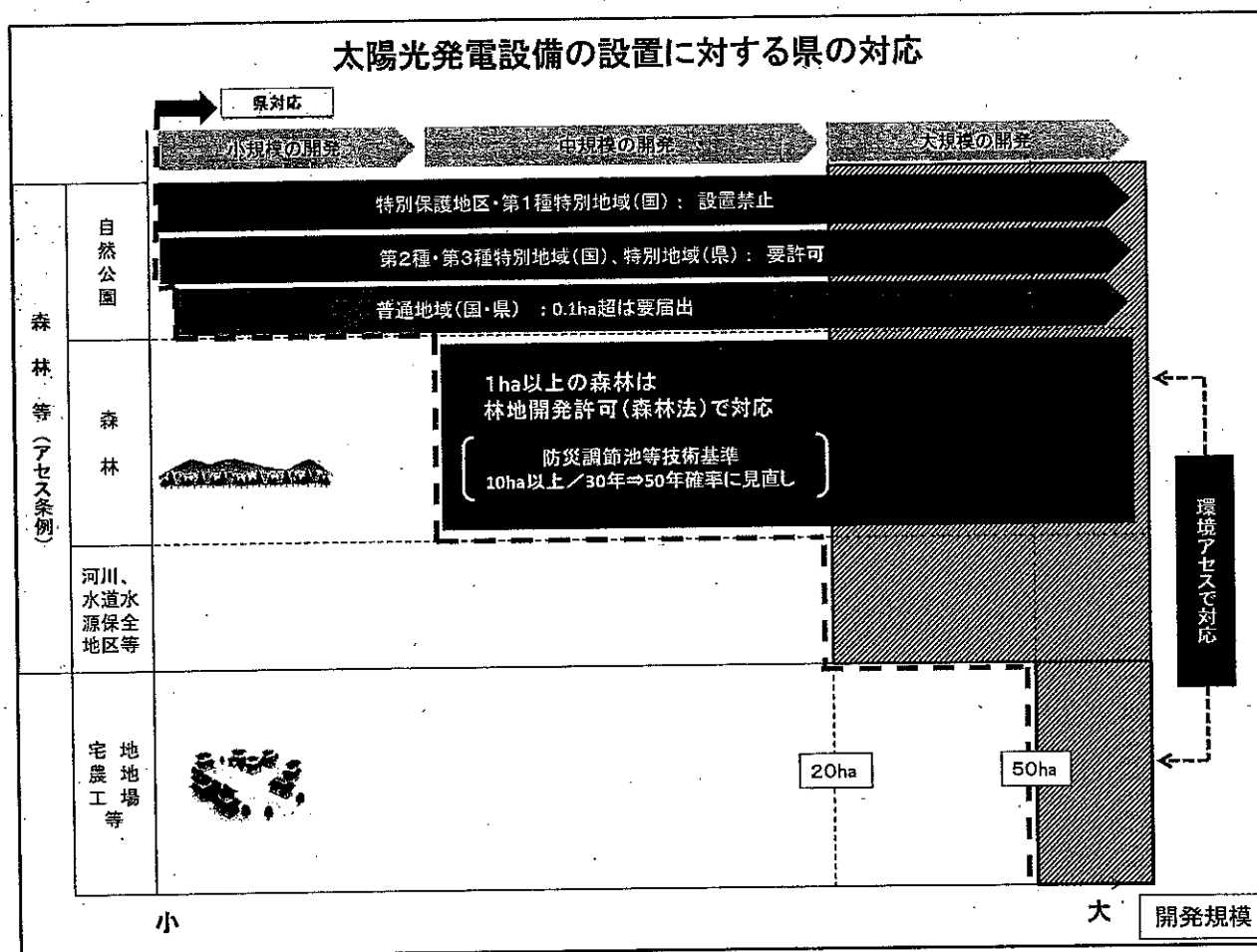


6 太陽光発電設備の設置に対する県の対応

太陽光発電事業はその場所、規模、開発行為の態様に応じて様々な規制があります。

県が主に対応する制度は下図に示すとおりですが、これら以外にも様々な制度があります。対応フローチャートにおいては、まず事業計画地がどのような場所であるかに着目し、その場所ではどのような手続きが必要か、どこへ対応を依頼したらよいのかを示しています。また懸念する事項への対応として、個別事項ごとに基準を簡略化したチェックリストを作成し、審査基準を持っていない市町村が簡単にチェックできるようにしました。

県が対応する以外の部分については、一義的には各市町村が地域の実情に応じた取組を行うことで対応し、広域的な対応が必要な場合には、県が当該圏域で連絡会議を開催する等の対応をすることとなります。



目 次

ページ

1	太陽光発電に係る対応マニュアル	1
2	地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業 の促進に関する市町村条例モデル（案）	26
3	コラム（再生可能エネルギーに関する県の方針と規制を行 う際の注意点等）	40
4	Q&A よくある質問	48
	【別紙】太陽光発電事業に関する協定書（案）	54
5	資料	
	（1）長野県内の導入状況	60
	（2）太陽光発電施設設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧	66
	（3）支援制度概要	72
	（4）設備導入の流れ（必要な手続き等）	73
	（5）関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）	83
	（6）設置に係る基準、ガイドライン等	92
	【参考資料 1】今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方 に関する検討会報告書	93
	【参考資料 2】太陽光発電設備の設置に関する県条例等の改正の概要	120
	【参考資料 3】太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について	121
	【参考資料 4】再エネ特措法の改正等について	123

1 太陽光発電に係る対応マニュアル

- ◆ 対応フローチャート
- ◆ 独自の情報収集方法とその後の対応
- ◆ 事業者に対する施工業者の選定等についてのお知らせ例
- ◆ 事業者に対して任意協力を求める際の留意事項
- ◆ 【チェックリスト 1】 長野県景観条例の適用基準
- ◆ 【チェックリスト 2】 太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト
- ◆ 【チェックリスト 3】 景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて
- ◆ 【チェックリスト 4】 地域との合意形成における留意事項
- ◆ 【チェックリスト 5-1】 流域開発に伴う防災調節地等技術基準
- ◆ 【チェックリスト 5-2】 土砂災害に関する確認事項
- ◆ 【チェックリスト 5-3】 伐採届による森林の開発(1ha を超えない森林の開発)に関する
フローチャート
- ◆ 【チェックリスト 5-4】 長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の具体的基準

独自の情報収集方法とその後の対応

情報提供システムに登録していないが、国が公表している情報から、新規太陽光発電事業の増加が確認された。注1)

資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」の固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)にて市町村別の認定容量・認定件数が公表されており、1ヶ月に1回更新されていることから、毎月チェックをしていれば3ヶ月程前に認定された太陽光発電事業計画の件数と合計容量は把握できる。
情報は発電規模別に公表されており、特にメガソーラーについては新規認定件数が少ないことから、1件当たりの容量の推測がしやすい。

情報提供システムに登録しているが、情報の把握にタイムラグがあるため、独自の情報収集を始めたい。
例) 用地買収の動きを把握した場合 など

事業情報を収集する

- ・市町村の土地利用担当部署に、太陽光発電事業の新規案件が無いかを確認する。併せて各部署に新規太陽光発電事業計画の情報提供を依頼する。
 - ・自治会長等の自治会役員に対し、新規太陽光発電事業案件(土地取引の話)が無いかを確認する。
- ※あらかじめ、新規太陽光発電事業の情報を提供してもらうよう依頼しておくとい。

情報収集の結果、事業者が判明した。

事業者と連絡を取り、公知のため以下の任意協力を求めたところ、事業者がいずれかに応じた。

- ・事業者がプレスリリースすること
- ・事業者が住民説明会を開催すること
- ・当自治体が、住民や議会に当該太陽光発電事業の存在を知らせることに承諾すること

引き続き、情報収集に努める【対応終了】

コメント:「公知」について
現時点で当該太陽光発電事業は公表されていないため、これを公の知るところとする必要があります。注2)

対応フローチャートの
1-3 へ

公知のための任意協力を求める手段について顧問弁護士と協議の上、再度任意協力を求める。
また、事業内容を聞き取り、事業者に対して地域との調和及び必要な手続の履行を依頼する。

コメント:事業実施箇所に、事業を回避することが望ましい区域、一定の配慮することが望ましい区域が含まれていないか。

対応フローチャートの 1-3 へ

注1)ここで示す方法は、固定価格買取制度の市町村別の統計情報から新規の認定情報を推測する方法。

対応フローチャート(2ページ)1-1の「地方公共団体等向け情報提供システム」による検索により、個別の認定情報が把握可能となる点に留意。

注2)ここでは個別の認定情報が公表されない前提で説明している。

再エネ特措法の改正施行後は、個別の認定案件について、再エネ発電事業計画の記載事項のうち経済産業省令で定めるものを公表することとされている。(新法9⑤、平成29年4月1日施行)

太陽光発電事業を計画されている事業者の皆様へ～お知らせ～

〇〇市町村〇〇課〇〇係

(TEL : 〇〇〇〇〇〇〇〇)

○建設業の許可を受けている施工業者に発注しましょう。

野立ての太陽光発電設備の設置について、施工業者と 500 万円以上の請負契約を締結する場合には、施工業者が電気工事業の建設業許可を受けている必要があります。(建設業法第 3 条第 1 項) ※発電事業者が施工する場合でも、工事の一部について他の業者に 500 万円以上の金額で請負わせる場合には、請け負う業者は工事内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

また施工業者が元請となり、工事の一部について下請と請負契約を締結する際には、下請けとの請負契約の合計金額が 3,000 万円以上となる場合には、元請となる施工業者は電気工事業の特定建設業許可を受けている必要があり、1 件の請負契約の金額が 500 万円以上となる場合には、下請けとなる業者も工事の内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

○フェンスなどの立ち入り防止措置を行いましょう。

50kW 以上の太陽光発電所を建設する場合は、電気機械器具や母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、周囲にフェンスを設置するなど適切な措置を講じることが必要です。(電気設備に関する技術基準を定める省令第 23 条)

○モジュールを支える支持物の強度を確保しましょう。

太陽電池モジュールの支持物は、日本工業規格 JIS C 8955(2004)「太陽電池アレイ用支持物設計基準」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行う必要があります。(電気設備の技術基準の解釈第 46 条第 2 項 7 及び同第 200 条第 2 項第 2 号 8)

○電気事業法を遵守し、必要な手続きや措置を行いましょう。

・電気事業法における工事着工前の手続一覧

区 分	一般用電気工作物	事業用電気工作物	
出 力	～50kW 未満	50～2000kW 未満	2000kW 以上
電気主任技術者 を選任し、届出	不要	要（緩和条件あり）	要
保安規程の届出	不要	要	要
工事計画の届出	不要	不要	要

○設備の施工や保守に関してはガイドラインがありますので、ご紹介します。

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」
2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般用電気工作物】」
2014年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL : <http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

○その他事業の場所、規模、設備、工法等により、法令や条例等で手続き等が必要となる場合があります。別添の資料をご活用ください。

※資料5（5）「関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）」を添付

なお、当市町村において必要となる手続きは以下(別添)のとおりです。

※市町村の条例において必要な手続きを記載(別添として添付)

事業者に対して任意の協力を求める際の留意事項

・【重要】事業者の任意の協力を求める形で行うこと。
(事業者に協力してもらえない場合には強制できない点に特に留意すること。)

・【重要】チェックリストの基準は法令や条例等を「参考」にして審査しやすいように基準を簡略化しているため、あくまで目安として活用すること。
チェックリストの基準が県の基準であるとして事業者に協力を求めることは厳禁。

・事業者に対しては、丁寧に対応することを心がけること。
特に初回の接触は重要であり、約束をした上で複数名で訪問するよう努めること。

・チェックリストで基準を満たさなかった部分については、事業者に変更するメリットを示しながら事業の変更を提案すること。
例：フェンスの色は赤色とのことですが、目立ってイタズラの対象になってはいけいないので、目立たない深緑にしてみてもいいかですか。

●以上の点に留意しながら、事業者に対して任意協力を求めること。
●事業者に対する任意協力を求め終わったら、フローチャートの↓へ。
・以下、参考として任意協力を求める手順を示す。

①事業者に対して、当自治体では地域と調和した太陽光発電事業を推進していることを伝える。

②地域と調和した太陽光発電事業を行うことで、事業リスクが軽減されることを伝える。

③当該太陽光発電事業が地域と調和した事業となるよう協力を申し出る。
断られた場合には対応終了。

④協力の内容を尋ねられた場合には、適正さを見る「ある程度の目安(チェックリストのこと)」があることを伝え、事業内容を聞き取る(訪問の上で聞き取ることが望ましい)。
※チェックリストへチェックを入れながら事業内容を聞き取ると長時間を要し事業者の負担となるため、事前にチェックリストにて必要事項を確認した上で事業内容を聞き取る方がよい。

⑤聞き取り内容を基にチェックリストにてチェックを行う。情報不足によりチェックできなかった事項については事業者により聞き取りを求める。
※事業者に書類の提出を求める場合には、事業者により過度な負担とならないよう配慮すること。

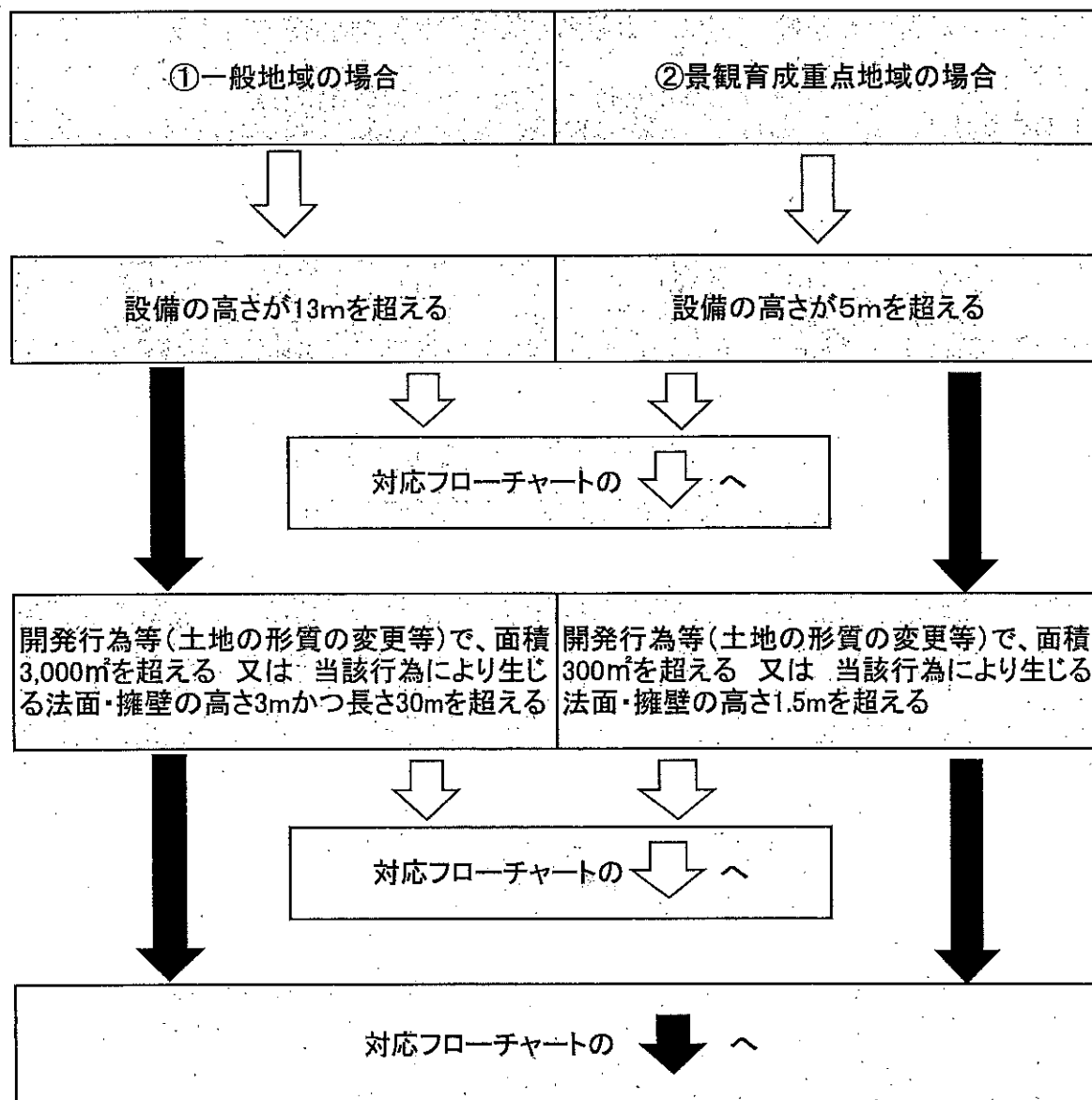
⑥ある程度の情報が得られた時点で、チェックリストの基準を満たさない事項について基準を満たすよう事業の変更を提案する。

⑦以上の⑤⑥を繰り返す。
事業者の意向を尊重しつつ、より適正な事業となるよう任意協力を求めること。

【チェックリスト1】 長野県景観条例の適用基準

(参考:長野県景観条例)

・景観(都市計画)担当部署に確認して、太陽光発電設備設置の地域が一般地域と景観育成重点地域のどちらであるかを確認する。

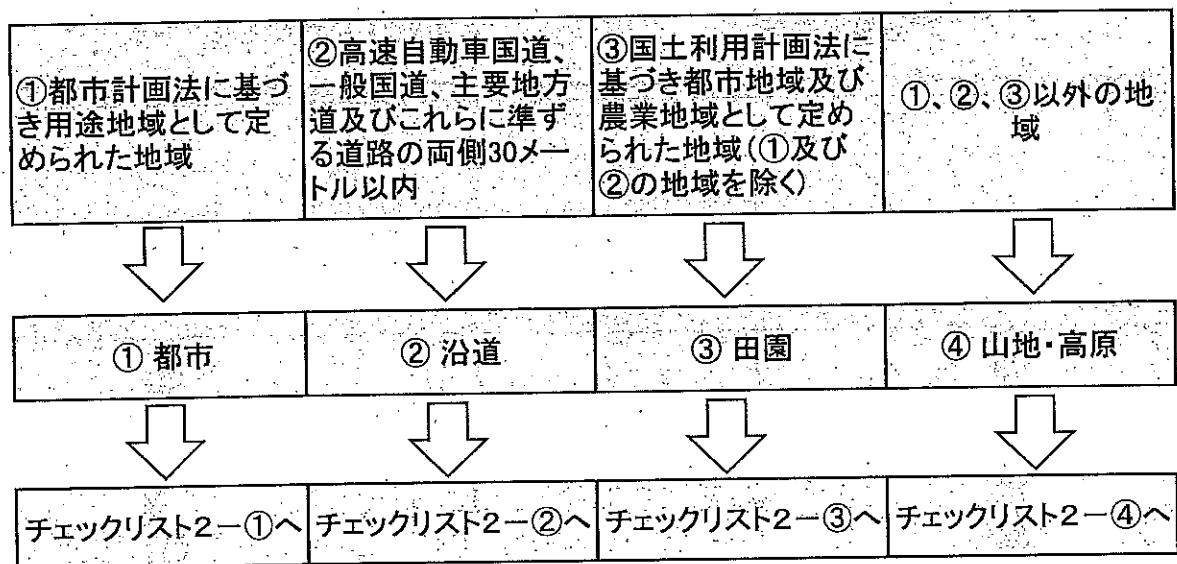


【チェックリスト2】 太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト

(参考:長野県景観育成計画における景観育成基準(一般地域))

○太陽光発電設備が設置される地域は？

・景観(都市計画)担当部署に確認して太陽光発電設備設置の地域を特定する。



【チェックリスト2-①】 都市

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

区 分	基 準	チェック欄
配 置	極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	丘陵地、高台での設置を避けている。	
規 模	高さについて、周辺のまち並みとしての連続性に配慮している。	
	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形 態 意 匠	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	設備の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
材 料	耐久性に優れた材料を用いている。	
	低反射のパネルを選択している。	
色 彩 等	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。	
敷 地 の 緑 化	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  全ての欄にチェックが入った… 	

【チェックリスト2-②】 沿道

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

区 分	基 準	チェック欄
配 置	特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めている。	
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。	
規 模	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形 態	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
意 匠	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
材 料	耐久性に優れた材料を用いている。	
	低反射のパネルを選択している。	
色彩等	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	使用する色数を少なくするよう努めている。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。	
敷 地 の 緑 化	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  全ての欄にチェックが入った… 	

【チェックリスト2-③】 田園

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

区 分	基 準	チェック欄
配 置	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めている。	
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。	
規 模	規模、高さを極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めている。	
	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
形 態	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	背景のスカイライン及び田園の広がりにも調和する形態となっている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
意 匠	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
材 料	耐久性に優れた材料を用いている。	
	低反射のパネルを選択している。	
色 彩 等	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	使用する色数を少なくするよう努めている。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
敷 地 の 緑 化	(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。	
	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めている。	
結 果	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

【チェックリスト2-④】 山地・高原

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。() 内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

区 分	基 準	チェック欄
配 置	道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めている。	
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するよう努めている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	尾根線上、りょう線、斜面上部への配置はできるだけ避けている。	
規 模	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮している。	
	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形 態	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	周辺の山並みと調和する形態となっている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
意 匠	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
材 料	耐久性に優れた材料を用いている。	
	低反射のパネルを選択している。	
色 彩 等	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	使用する色数を少なくするよう努めている。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。	
敷 地 の 緑 化	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  全ての欄にチェックが入った… 	

【チェックリスト3】景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて

都市・まちづくり課

1 趣旨

国における再生可能エネルギーの固定買取制度の導入後、県内でもメガソーラーの建設が相次ぐ中、太陽光発電設備が、環境保全、景観、土砂災害等に与える影響について、多くの県民から懸念の声が聞かれる。

平成16年12月に出された景観法運用指針（国土交通省、農林水産省、環境省）において、良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係する課題であること、地域に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、県としても市町村の景観行政団体への移行促進に努めているところである。本取扱いにより、景観法等による太陽光発電設備の取扱い方策等を整理することにより、市町村における景観形成の参考としていただきたい。

2 課題と対策

景観の保全の観点から考えられる課題と、それに対する景観法による対策は以下のとおり。

(1) 開発計画を事前に把握

→ 景観法に基づく届出の対象行為に追加

(2) 景観育成（形成）の観点から指導

→ 景観計画（景観育成（形成）基準）を改正

(3) 地元との事前調整機会の義務化

→ 景観法に基づく義務化は困難

なお、本来、景観法は地域に応じたきめ細やかな規制誘導による景観の保全を目的としたものであり、立地規制を目的とした法律ではないため、太陽光発電設備の立地規制を目的とするのであれば、環境部局や開発部局（宅地・林地開発等）など他部局と連携しながら、上記(3)の内容を含んだ自主条例の制定を図ることも一つの方策である。

3 方策

上記2(1)及び(2)に掲げる対策を実行するため、太陽光発電設備を特定して、景観法に基づく届出対象行為にして規制誘導を図る場合、必要となる手続等について以下に掲げる。

(1) 根拠規定

届出対象行為は、景観法第16条第1項各号に規定されており、景観条例により具体的な基準等が定められている。

（届出及び勧告等）

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通

省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

一般的に太陽光発電設備を景観法に基づく届出の対象行為と判断する場合、建築物の屋根・屋上に設置する場合は建築物の一部、土地に自立して設置する場合は工作物として、判断される。

(2) 手続

ア 景観条例施行規則の制定又は改正

一般的に景観条例施行規則に規定される届出の適用除外行為（景観法第 16 条第 7 項第 11 号）について、制定又は改正が必要となる。

【例】

〇〇市景観条例

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(X) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(届出を要しない行為)

第〇条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(X) 法第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの

〇〇市景観条例施行規則

(工作物の定義)

第〇条 条例第〇条第×号の建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 太陽光発電設備その他これに類するもの

(届出を要しない行為の規模等)

第〇条 条例第〇条第 1 項第×号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

() 第〇条第 1 項第 6 号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さが〇メートル以下であり、かつ設置面積の合計が〇平方メートル以下のもの。

【太陽光発電設備を特定して届出対象としている事例】

(県内)

景観行政団体	届出対象行為	届出対象規模
駒ヶ根市	太陽光発電施設等（土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	高さ 10mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 m ² を超えるもの（景観育成重点地区は、高さ 8mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 m ² を超えるもの）
茅野市	再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光発電設備については、出力 10kW 以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外とする。）
南箕輪村	太陽光発電設備等（一定の土地にまともって自立して設置されるものと及び、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む）	パネルの面積の合計が 100 m ² を超えるもの
高山村	太陽光電池モジュール	合計面積が 500 m ² を超えるもの

(県外)

景観行政団体	届出対象行為	届出対象規模
北海道	太陽電池発電設備	高さ 5 m又は築造面積 2,000 m ² を超えるもの（広域景観形成推進地域は、高さ 5 m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの）
石川県	太陽光発電設備等（建築設備を除く）	高さが 13mを超えるもの（景観形成重点地区では、①高さが 1.5mを超えるもの（春蘭の里（能登町））、②高さ 5 m又は築造面積の合計が 50 m ² を超えるもの（奥のと里海 日置（珠洲市）））
島根県 （自主条例）	太陽光発電設備	設置面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの
富士宮市	太陽光発電設備	太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの 太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの

イ 景観計画の策定又は改正

景観形成基準は、景観形成のための行為の制限として定めた、周辺の景観との調和に配慮した形態意匠の基準であり、景観法第8条第4項第2号の規定により、景観計画に定めなければならない。

景観法に基づく届出がこの基準に適合しない場合、景観法第16条第3項の規定により、当該行為に対し設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

【太陽光発電設備に特定した景観形成基準に位置付けている事例】

(県内)

景観行政団体	基 準
駒ヶ根市	(太陽光発電設備に特定した景観育成基準はなし)
茅野市	【形態・意匠】 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。 【地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等】 ・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。
南箕輪村	【配置】 建築物の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。 【色彩】 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。
高山村	【工作物〔太陽光発電設備〕】 ・太陽電池モジュールは、低反射で、色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度色の目立たないものを使用する。 ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しな

	いようにする。
--	---------

(県外)

景観行政団体	基 準
北海道	(太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし)
石川県	◎景観形成重点地区(春蘭の里(能登町)) 【建築物(形態・意匠)】 ・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。 ・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。 【建築物(形態・意匠(色彩))】 太陽光発電設備等を屋根(壁)材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。 【工作物(位置・規模)】 鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。 【工作物(形態・意匠)】 鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。 【材料】 金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。 ◎景観形成重点地区(奥のと里海 日置(珠洲市)) 【建築物(形態・意匠)】 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。 【建築物(形態・意匠(色彩))】 屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。 【工作物(位置・規模)】 太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。
島根県 (自主条例)	(太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし)

富士宮市

【建築物〔壁面、屋根の色彩〕】

太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。

【建築物〔塔屋・設備類〕】

・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。

・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。

・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。

・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。

【工作物〔太陽光発電設備〕】

・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。

・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。

・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。

・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。

【工作物〔工作物の色彩〕】

・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周囲の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。

・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。

【チェックリスト4】 地域との合意形成における留意事項

(参考: 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル(案))

○以下のチェックリストを用いて、事業者に対して聞き取りを行う。

基準を満たす事業者の活動又は計画があれば、チェック欄にチェックを入れ、チェックが入らなかった基準については、これを満たすよう事業者任意協力をお願いする。
※()がある基準については、()内の条件にあてはまる場合にはチェックを行い、あてはまらない場合には基準を満たすとみなす(チェック欄にチェックを入れる)。

区 分	基 準	チェック欄
住民説明の有無	設置場所が属する行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	設置場所の土地に隣接する土地の所有者及び住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	(設置場所の近辺に河川がある場合) 河川の下流の行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。 ※下流の行政区の範囲は、開発規模・河川の規模・河川の水害の発生しやすさ・水害発生時の被害の重大性を総合的に勘案し、複数の行政区を対象とすることも考えられる。	
	(設置場所の近辺に水源がある場合) 水源を利用する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	(設置場所が土砂災害警戒区域である場合) 土砂災害警戒区域が属する行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
一部住民排除の有無	該当行政区の住民を対象とした住民説明については、行政区の全住民を対象としており、自治会に加入している者のみに限定していない。	
	住民説明の対象住民への周知は対象住民全員が知りうる方法で行われている。	
住民への対応	住民からの意見に対応するため、事業又は事業計画の変更をする可能性がある。	
	大半の住民が事業に納得するまで説明を継続するつもりである。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

【チェックリスト5-1】 流域開発に伴う防災調節池等技術基準

- 1 ネット地点が市町村管理の河川等の場合、確認する必要があります。
- 2 1ha未満の場合は、基準を準用するか検討してください。
- 3 基準について、ご不明点がありましたら、建設事務所にお問い合わせください。必要に応じて、確認等いたします。
- 4 「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」は、長野県公式ホームページに掲載されています。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kasen/documents/bousaichousetsuchi270901.pdf>

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。(不要な項目は削除してください。)

区 分	基 準	条文等	チェック欄
計 画	対象とする降雨確率は適切か。 1ha以上10ha未満の場合:1/30、10ha以上の場合:1/50 1ha未満の場合は、降雨確率を適宜設定してください。	第2条 解説P14	
	開発区域内の流出係数は適切か。 開発前=0.6、開発後=0.9	第4条 解説P15	
	開発による流出機構の変化により、対象降雨確率での計画高水流量が1%以上増加する下流河川区間(1%影響区間)はどこまでか。また、その設定は適切か。	第5条 解説P15~P17	
	「重要」 1%影響区間を範囲で、縦横断面測量等を行うなど、現況流下能力を流域面積で除した断面比流量が最小となる地点(ネック地点)は、十分に検討し決定したか。 ネック地点が市町村管理の河川等の場合、林地開発許可において、同意等の手続きが必要となる。	第6条 解説P17~P18	
	開発区域からの許容放流量の決定方法は適切か。 ネック地点法 又は 増分処理法	第8条 解説P19~P20	
	ネック地点法による許容放流量の算出は適切か。	第9条 解説P21	
	増分処理法による許容放流量の算出は適切か。	第10条 解説P22	
	開発区域内からの雨水流出を抑制する対策を検討したか。 防災調節池等、雨水浸透処理施設、オンサイト貯留施設	第12条 解説P24	
設計 防災調節池等	防災調節池等の洪水調節容量の算出は適切か。 簡便式 又は 厳密計算	第13条~15条 解説P25~P29	
	設計堆砂量を定め、防災調節池等の容量を決定しているか。 洪水調節容量+設計堆砂量	第16条、17条 解説P29~P30	
	防災調節池等の洪水吐き断面の設計は適切か。 開発後に集水面積から生ずる1/200確率の流出量の1.2倍で、60cm以上の余裕高	第19条 解説P30	
	防災調節池等のオリフィス断面の設計は適切か。	第20条 解説P31	
	防災調節池等の放流管断面の設計は適切か。 許容放流量の4/3以上の断面積、直径1m以上	第21条 解説P31	
	防災調節池等の環境面、景観面への配慮はされているか。	第23条 解説P32	
	防災調節池等の構造決定は適切か。 堤高15m以上又は未満、フィルダム又はコンクリートダム等	第25条~35条 解説P33~P49	
設計 雨水浸透施設	土地利用形態及び地盤の浸透能力に応じた、効果的な工法選定となっているか。また、適切な配置となっているか。	第36条~38条 解説P49~P52	
	浸透トレンチの構造は適切か。	第39条 解説P52~P53	
	浸透側溝の構造は適切か。	第40条 解説P53~P54	
	浸透マス構造は適切か。	第41条 解説P54	
	透水性舗装の構造は適切か。	第42条 解説P55	
設計 オンサイト貯留施設	オンサイト貯留施設の選定は適切か。	第43条、44条 解説P56	
	地表面貯留施設の構造は適切か。 貯留可能水深は、一般的に30cm	第45条 解説P56~P57	
	盛土小堤の余水吐は適切に設置されているか。 1/100確率の降雨を対象、越流水深は10cm	第46条 解説P57~P58	
	排水施設は、適切に設計されているか。	第47条 解説P58	
	土地利用機能に応じた適切な底面処理がされているか。	第48条 解説P58~P59	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  全ての欄にチェックが入った… 		

【チェックリスト5-2】 土砂災害に関する確認事項

○太陽光発電設備が設置される場所又はその下流域がどのような場所か？

建設事務所又は砂防事務所に問合せたところ、次の①～③のいずれかに該当する。

- ① 土砂災害警戒区域
- ② 土砂災害危険箇所
- ③ ①②に該当しないが、地元住民から建設事務所、砂防事務所に土砂災害の兆候等が寄せられているなど、建設事務所、砂防事務所が具体的に土砂災害の危険性について把握している場所
(問合せ先は90～91ページ参照)

太陽光発電設備の設置にあたり、①～③に該当することを根拠とした規制はないが、土砂災害が発生する危険性のある場所であるため、事業者に対して計画の再考等を促す必要がある。

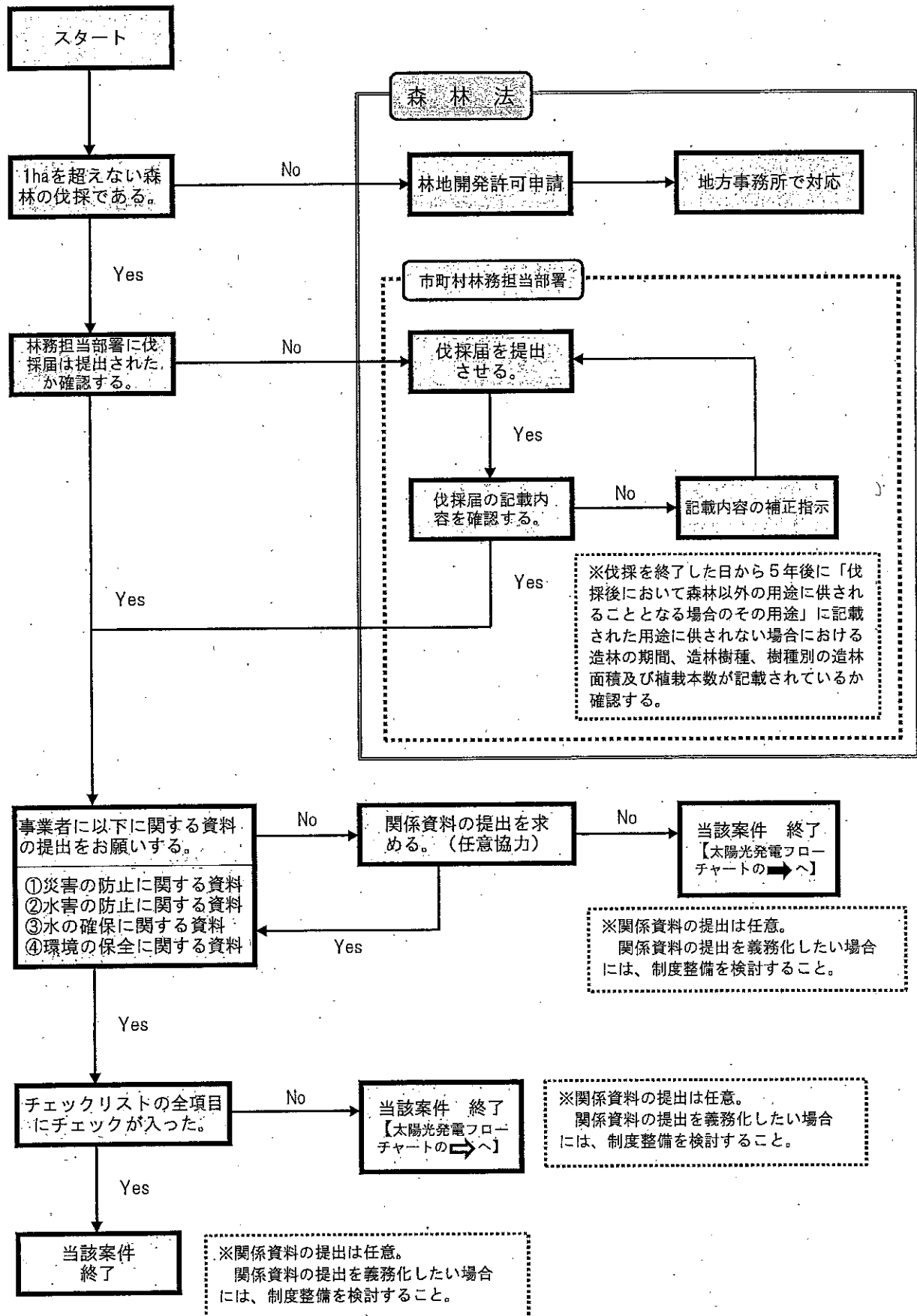
対応フローチャートの  へ

事業者に対して、事業計画地又はその下流域が土砂災害が発生する危険性のある場所であることを説明し、可能であれば計画を再考してもらいたいことを伝える。

対応フローチャートの  へ

【チェックリスト5-3】

伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）に関するフローチャート



【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）における確認事項

区分及び項目		長野県林地開発許可申請の手引き	内 容	チェック
災害の防止	防災計画	P240～246	開発に伴って土砂が流出（崩壊）し、又は堆積することによって、附近の受益対象に被害を与えるおそれがないか。	
			施設の位置、工種、数量、規模、構造は適当であり、構造上安定しているか検討されているか。	
	開発に伴う防災対策	P230～246	工事中及び工事後の土砂流出、雨水の排水についての防災対策は計画されているか。	
			水と土砂を完全に分離させる防災施設が計画されているか。	
	工事中の防災対策	P230～237	洪水流量及び流速算定の水理公式は適当であるか。	
			洪水流量の算定因子に用いる各確率年の降雨強度、流出係数、集水区域の面積算出方法は適正であるか。	
			流速の算定に用いる適用公式、粗度係数等の諸因子は適正であるか。	
			地下排水、基礎地盤等からの湧水、浸透水の処理方法は適正であるか。	
			表面水は仮排水路で集水し、沈砂池へ誘導する計画であるか。	
			表面水は、法面に流入しない計画であるか。	
			排水施設は、洪水流量を十分に流下させる計画であるか。	
			地区外排水路（流末処理）は、既設の排水路で良いか。	
			河川改修の必要性があるか。	
		P251～278	遊水池（洪水調節池）を設ける必要があるか。	
			排水施設の能力構造が適当であるか。	
			洪水調節池等の設置や規模が、適切に計画されているか。	
		P188～194	切土、盛土、捨土を行う場合、その工法が法面の安定を確保しているか。	
			法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないか。	
			必要に応じて小段、または排水施設の設置が計画されているか。	
		P195～229 P247～251	法面の勾配に応じた法面崩壊防止（法面緑化、擁壁等）の計画があるか。	
	工事中の防災対策	P169～176 P251～278	開発行為に先行し、十分な容量および構造を有する洪水調整池等の設置や残置森林の設置が計画されているか。	
	工事中の防災対策	P251～278	下流の流下能力を超えないよう排水量を調整する洪水調節池等の設置が計画されているか。	
		P198～199	落石、雪崩等のおそれがある場合、落石もしくは雪崩防止柵等の設置が計画されているか。	
	工事後の防災対策	P240～246	工事中の対策に準じて防災対策が計画されているか。	
			防災施設の維持管理が計画されているか。	

【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）における確認事項

区分及び項目		長野県林地開発許可申請の手引き	内 容	チェック
水害の防止	洪水調節池等	P251～278	ピーク流量の増加により水害が発生するおそれのある場合、洪水調節池等の設置が計画されているか。	
			洪水調整池の位置、構造、規格等は、適切な計画となっているか。	
			ネック地点の位置は、適切な位置となっているか。	
水の確保	周辺の水源	P42	開発対象区域内に水源がある場合は、水利用の実態調査等をおこなっているか。（開発により影響を受ける水源、湧水量、取水量の把握、開発による影響の評価、当該水源の利用者に対する説明の状況）	
	水量確保措置	P230～237	実態調査等に基づき、必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池又は導水路の設置等が計画されているか。	
	水質の悪化防止	P42 P243～244	周辺における水利用の実態等からみて、土砂流出による水質の悪化を防止する必要がある場合、沈砂池の設置等が計画されているか。	
環境の保全	残置し又は造成する森林若しくは緑地	P175～176 P196～173	残地森林等が適切に配置されているか。（林帯幅、間隔等）	
			開発しようとする森林区域に、開発行為に係る事業の目的、周辺の土地利用の実態等に応じ、残置森林又は造成森林が計画されているか。	
			騒音、粉塵等の緩和、風害等から植生の保全等の必要がある場合、開発区域内の森林に、必要な森林の残置又は造成が計画されているか。	
			景観を維持する必要がある場合、開発行為により設置される施設の周辺に残置森林（造成森林）が計画されているか。	
		P172～173	残置森林等の維持管理が計画されているか。	
	景観等の維持対策	P139～140	開発区域内外の景観等の維持対策が計画されているか。	

※チェックの入らなかった項目について、関係資料の提出を任意で求める。

※関係資料の提出は任意。関係資料の提出を義務化したい場合には制度整備を検討すること。

※「長野県林地開発許可申請の手引き」は、長野県公式ホームページに掲載されています。

http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/ringyo/hoanrin/rinchikaihatsutebiki_h271101.html

【チェックリスト5-4】

長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の要件の具体的基準

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

区 分	基 準	チェック欄
開発抑制地	高山性植生及び高層湿原並びに雪田草原等の分布地でないこと。	
	天然記念物又は学術参考林に準ずる動植物の分布地でないこと。	
	特異な地形、地質等特色のある自然環境を有する地域でないこと。	
	傾斜40度以上の急傾斜地でないこと。	
	飲料水等の水源地等で自然水として保つことが必要な地域でないこと。	
	蛇紋岩質岩石の分布地(全面が厚さ3メートル以上の表層に被われている場合を除く。)でないこと。	
	主要断層(破碎帯)の分布地(全面が厚さ3メートル以上の表層に被われている場合を除く。)でないこと。	
形態・意匠	当該行為に伴い配置される工作物の形態及び色彩は、周囲の環境との調和を著しく乱さないものとする。	
植生 土地の 形質	現存する植生、地形等は極力残存するものとする。	
	土地の形質変更は最小限にとどめ、多量な土砂の移動は極力避けるものとする。	
野生動植物	野生動植物生息地、生育地、繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮がなされていること。	
その他	既存の水道等の水量及び水質の維持に支障がないように水源の周辺の保護等の措置が講じられていること。	
	排水路は上流の雨量、放流先の排水能力等を考慮した規模及び構造とする。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

2 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の 促進に関する条例モデル（案）

- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する条例モデル（案）
- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する条例施行規則モデル（案）
- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する指針モデル（案）

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル(案)

(目的)

第1条 この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を促進するために、市町村、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図り、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

事業の規制ではなく、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を条例の目的としている。事業の規制を目的とすることは、事業活動の自由との関係や他の開発・事業行為の規制との比較衡量、既存の法令体系との厳格な調整や立法事実の有無等に鑑み、容易でないと考えられる。

名称及び目的は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再エネ法）」を基本として改変したもの。

再生可能エネルギーの住民ぐるみの普及を図る市町村では、目的の前に、住民の考え方や理想を示す「前文」を掲げることも考えられる。

(基本理念)

第2条 再生可能エネルギー事業は、市町村、事業者、住民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災及び景観その他の住民の生活環境（以下「生活環境」という。）への配慮について適正に行われなければならない。

再生可能エネルギー事業のあり方について、市町村の基本姿勢を示している。第1項は地域住民の理解や地域へのメリットが重要であること、第2項は住民の生活環境を破壊する事業は望ましくないことを示し、本条例で規定する様々な措置の根源になっている。

また、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例のように、再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを住民共有の財産と捉え、住民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利（地域環境権）があることを明記することも考えられる。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「再生可能エネルギー」とは、太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーであって、規則で定めるものをいう。
- 二 「再生可能エネルギー設備」とは、再生可能エネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。
- 三 「再生可能エネルギー事業」とは、再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。

再生可能エネルギー等の定義を示している。第一号は長野県地球温暖化対策条例を一部改編したもの。第二号・第三号は本条例のために定義したもの。

(市町村長の責務)

第4条 市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

「地域におけるエネルギー利用の方針」とは、再生可能エネルギーだけでなく、省エネルギーや地域経済、住民生活等との関係も含めた総合的なエネルギー利用に係る方針のこと。本条例の措置だけでなく、市町村が展開する関係施策の根拠にもなる。

(事業者の責務)

第5条 再生可能エネルギー事業を行おうとする者及び行う者（以下「事業者」という。）は、その再生可能エネルギー事業が地域と調和するように努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

事業者による行政への協力責務は、長野県地球温暖化対策条例第4条第2項をはじめ、多くの条例で定められているもの。

(住民の責務)

第6条 住民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

住民であっても、自ら事業を行うときは、事業者としての責務がかかってくる。

(指針)

第7条 市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針として、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用及び地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- 二 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- 三 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- 四 生活環境に関して配慮すべき重要事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、指針を定めようとするときは、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、指針の改定について準用する。

指針の目的は、本条例を客観的な基準で運用することにある。省エネや啓発等も含めた市町村の基本方針（第一号）を分かりやすく示すとともに、地域主導型事業の認定基準（第二号）、事業者への助言に係る考え方（第三号）、

自然環境等に関して配慮すべき事項（あるいは事業を行うべきでない場所のネガティブリスト列挙や市町村区域内のゾーニングも考えられる）（第四号）をあらかじめ明確にすることにより、外部主導型から協働型への変容を誘導し、地域主導型を活発にする狙いもある。

第3項は、指針策定のために関係者を集めることに加え、既存の審議会等を活用することも考えられる。条例の検討とセットで行うことも効率的。

第10条の協議会と異なり、農山漁村再エネ法第5条の「基本計画」で代用できる規定は設けていないが、「基本計画」を策定するのであれば、作業効率化の観点から、指針の必須事項を「基本計画」に加え、共用化することも考えられる。本条例では、他の類似指針や計画との共用化を否定していない。

（届出）

第8条 市町村の区域内で、再生可能エネルギー設備の設置に伴い生活環境に相当程度の影響を及ぼすおそれのある事業者として規則で定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 市町村長は、前項の届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、第1項に規定する事業者が届出を行わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告することができる。

4 市町村長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

届出の目的は、区域内の事業計画を告知とし、住民との合意形成や生活環境への配慮を事業者に求めやすくすることにある。固定価格買取制度の情報提供制度では、市町村職員に守秘義務がかけられるため、事業者からの届出と公表義務により、守秘義務を解除する。固定価格買取制度の情報提供制度は、市町村において届出の有無を確認するために用いる（同制度によって提供された情報の守秘義務は守られる）。再エネ特措法の改正によって、設備認定が公表されるとしても、届出が条例における市町村手続の端緒となることから、届出制度の存続と矛盾しない。

第4項は、届出を県や近隣市町村と共有し、意見交換するために設けている。本項がなければ、届出情報の目的外利用になりかねないからである。また、関係する行政機関の長とは、大臣及び知事並びに国及び県の出先機関の長を想定している。実務的には、地方事務所単位での設置を予定している連絡会議で用いることが考えられる。

届出対象は、規則で詳細を定めることになる。平置型で大面積の太陽光発電を対象にする場合（第一号）、再生可能エネルギー事業全般を対象にする場合（第二号）、熱利用設備も対象にする場合（第三号）、土地の形状で対象を決める場合（第四号）が考えられる。当然のことながら、複数のパターンを組み合わせることも考えられる。

届出事項は、最低限の規定であり、実際にはフォーマットを作成し、それに記入・提出させるのが適切である。

届出時期は、工事開始の21日前までとしているが、これは長野県地球温暖化対策条例の建築関係の届出に準じたもので、実務上はもっと早期になされることが望ましい。合意形成を促進する観点からは、工事の30日前までや60日前までも考えられる。固定価格買取制度に基づく事業だけを対象にするならば、設備認定の日から30日以内等の規定も考えられる。もっとも望ましいのは、事業者が設備認定申請を国に提出する前に届出させることだが、その場合は届出履行の有無を確認する方法がないので、運用上は別にして、条例・規則での規定は難しい。

（住民への説明）

第9条 前条第1項に規定する届出を行った事業者（以下「特定事業者」という。）は、遅滞なく、届出の内容を周知させるための公開による説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 説明会を開催するにあたっては、特定事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。
- 3 特定事業者は、説明会を実施したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市町村長に規則で定める事項を報告しなければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。
- 5 市町村長は、特定事業者が第1項に規定する説明会を実施しないとき又は第3項で規定する報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、当該説明会又は報告をするよう勧告することができる。
- 6 事業者は、前条の届出を行う前に、届出しようとする内容を周知させるための公開による説明会を開催し、市町村長への届出と同時に、その旨を報告することができる。市町村長は、これをもって、第1項に規定する説明会及び第3項で規定する報告とすることができる。

説明会は、事業者と住民の合意形成を促すことを目的としているため、特定の住民のみを対象とするのではなく、広く開かれた形での実施を義務づけている。実施後の報告義務は、説明会の実施を担保するだけでなく、住民の意見を事業に反映させることを促すことも狙いとしている。規則の事項も、そうした観点から住民の意見と事業者の対応方針を報告させることとしている。これも実際にはフォーマットを別に定めるのが適切と考えられる。なお、第1項の「遅滞なく」とは、工事開始前の適当なときに行えばいいとする意味である。

第6項は、できる限り早い段階からの合意形成を促すために設けている。地域との調和を重視する事業者であれば、事業計画が固まる届出前の段階から住民の意見を事業に反映させようとすると考えられる。

(協議会)

- 第10条 市町村長は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関し、必要な事項について協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 事業者は、市町村長に対し、協議会を組織するよう求めることができる。
 - 3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 市町村長又は市町村長の指名する職員
 - 二 事業者
 - 三 住民その他の識見を有する者で市町村長が必要と認める者
 - 4 協議会の会議は、原則として公開で行う。
 - 5 協議会は、住民の意見の聴取に努めなければならない。
 - 6 協議会において協議が調った事項（以下「協議会合意」という。）については、市町村長は、速やかに、これを公表するとともに、協議会の構成員は、協議会合意を尊重しなければならない。
 - 7 市町村長は、規則で定める事項を含む協議会合意及びその公表をもって、第8条第1項に規定する届出、同第2項に規定する届出の公表、前条第1項に規定する説明会の開催、同第3項に規定する報告、同第4項に規定する報告の公表とすることができる。
 - 8 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
 - 9 市町村長は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第6条第1項で規定する協議会をもって、本条で規定する協議会とできるとともに、同法第7条第1項及び第3項で規定する設備整備計画の認定をもって、協議会合意とすることができる。

協議会の目的は、住民との合意形成を積極的に行う事業者をバックアップし、外部主導型から協働型への変容を誘導することにある。協議会での合意形成の手間をかける分、合意でもって、届出等の手続を済ませたとみなす。合意内容は事業ごとに異なることを前提に、例えば収益の一定割合を地域活動に寄付することや、事業への住民出資を一定割合認めること、住民の求めで事業を縮小すること等が考えられる。

農山漁村再エネ法の協議会や設備整備計画でもって、本条例の協議会や合意に代えることができるとしているのは、事業地が農山村であれば、趣旨が概ね共通するからである。指針のように「共用化」もありうる。住民との合意形成に積極的な事業者に対し、煩雑な手続でコストアップさせることを避ける趣旨である。

規則での規定事項は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。

(認定)

第11条 市町村長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認めるときは、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業（以下「地域主導型事業」という。）と認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出しなければならない。

3 前条第1項で規定する協議会は、規則で定めるところにより、協議会合意に基づき地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出することができる。

4 市町村長は、地域主導型事業計画の提出があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、認定した地域主導型事業に関し、必要な助言、指導その他の援助をすることができる。

認定の目的は、住民自らが主導して行う再生可能エネルギー事業を後押しするためである。実際には、市町村や関係団体、住民で前条の協議会を構成し、協議会での合意でSPCを設立するとともに、認定を申請することが考えられる。市町村の「援助」としては、助言の他、資金調達の支援（出資や融資、収益納付型補助等）や国・県の支援（調査費への助成や専門家の派遣等）の獲得等が考えられる。

本来であれば、市町村が民間の特定事業を後押しすることは、行政の公正性の観点から容易でない。協議会や認定の手続を条例で規定するのは、事業性・地域性・公益性を備えた事業について、行政の縛りを解除するためもある。指針や第4項は、そうした観点から、認定を恣意的に行わないための仕組みである。

規則での規定事項は、地域主導型の要件と根拠を示させる以外は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。

(助言)

第12条 市町村長は、特定事業者に対し、指針及び住民その他の関係者からの意見に基づき、助言をすることができる。

助言は任意の行政指導であり、強制力を伴うものではないが、第16条の措置勧告の前段としての意味もあるため、恣意的とならないよう規定を設けた上で、市町村長の権限として条例に定めている。

(報告及び資料の提出)

第13条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、届出を受けた再生可能エネルギー事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市町村長は、前項の報告又は資料の提出がないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告することができる。

勧告を背景にして、市町村長に報告・資料提出の要求権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に要求できるものではない。事業者が求めたときには、報告・資料提出の必要性を示せなければならない。

(立入調査)

第14条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、届出を受けた再生可能エネルギー事業を行う事業場に立ち入り、事業の実施状況等について調査することができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

市町村長に立入調査権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に立入調査を要求できるものではない。事業者が求めたときには、立入調査の必要性を示せなければならない。

(公表)

第15条 市町村長は、第8条第3項、第9条第5項及び第13条第2項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

勧告の実効性を担保する条項。公表は、必ずしも事業者に不利益を与えるものではないが、不利益を与えるおそれがあることに疑いはない。そのため、公表の前には、事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしている。

(措置勧告)

第16条 市町村長は、区域内の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

2 市町村長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

措置勧告は、事業計画に大きな影響を与える可能性があることから、他の勧告と別に規定している。勧告前に事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしているのも、同じ理由である。当然のことながら、事業者に対して「生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める」根拠を示せなければならない。措置勧告を行う際は、市町村側も十分な準備が必要になる。決して、市町村長や職員が恣意的に発動してはならない。

届出された事業に限定していないのは、事業者が意図的に届出をしないことにより、措置勧告を逃れることを回避するためである。

(許可等への配慮)

第17条 市町村長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第1項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該再生可能エネルギー事業の実施に必要な市町村長の許可、認可又は認定等（以下「許可等」という。）の審査に際し、その事実を配慮することができる。

2 市町村長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第1項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

本条項は、措置勧告の実効性を担保するために市町村長へ付与する権限である。公表だけでなく、市町村長の許可等の判断材料にすることを認めている。ただ、実際に許可等で考慮するためには、当該許可等の法令との整合性が必要であることに留意されたい。

許可等の権限を有する者への配慮要請は、事業者が勧告に従わなかったという事実を許可等の判断をする際に配慮するよう「お願い」するだけのものであり、許可等の権限を有する関係大臣や知事等は、この要請に応じる義務はないものの、条例に基づく要請をすることで、当該許可等において法令に基づき慎重な審査がなされることを期待している。

本条項で市町村長に付与される各権限は、どれも事業に決定的な影響を与えるものではないが、事業者からすれば一定の事業リスクとして機能すると考えられる。

(区域外事業)

第18条 市町村長は、区域外の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。とともに、当該事業の行われる区域の市町村長及び関係する行政機関の長に対し、意見を提出することができる。これらの場合においては、当該事業を行う者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

本条項は、市町村の区域外で、市町村住民の生活環境に影響を及ぼしそうな事業について、事業者への要求権、他の市町村長や関係行政機関の長（大臣や知事等）への意見提出権を、市町村長に付与している。あくまで要求や意見提出で、相手側に従う義務はないものの、条例に基づく意見等であるため、行政機関の長等において一定の配慮がなされることを期待している。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市町村長が定める。

以上の他、地域の実情に即した条例とするため、県外の市町村における条例を参考にすることも考えられる。例えば、兵庫県宝塚市「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」では、再生可能エネルギー事業で得た利益を積み立て、さらなる地域主導型事業を促進するため、基金の設置を定めている。また、東京都八丈町では「地域再生可能エネルギー基本条例」の基本理念に基づき、町と事業者との協定締結に努めている。

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則
モデル（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成〇年〇〇市町村条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

（再生可能エネルギー）

第3条 条例第3条第1号の規則で定める再生可能エネルギーは、次に掲げるエネルギーとする。

- 一 太陽光・太陽熱
- 二 風力
- 三 水力（水力発電所の原動力として用いられる場合にあつては、出力30,000キロワット未満の水力発電所（揚水式のものを除く。）の原動力として用いられる水力）
- 四 地熱
- 五 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギーとして利用することができるもの（条例第3条第1号に規定する化石燃料等を除く。）をいう。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギーとして永続的に利用することができるものとして市町村長が認めるもの

長野県地球温暖化対策条例に準じている。

（届出）

第4条 条例第8条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 一 太陽光発電を行う事業者（再生可能エネルギー設備の設置及び管理等に要する敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて〇ヘクタール以上であるものに限る。）
- 二 〇キロワット以上の定格出力をもつ発電目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
- 三 〇キロワット以上の定格出力をもつ熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
- 四 土砂災害警戒区域その他の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市町村長が別に定める区域に再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者

2 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

3 条例第8条第1項の届出は、当該届出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

規則を策定する際、市町村において特に議論が必要となるのは、第4条「事業者の範囲」と第3項「届出の期限」である。「届出の時期」については、条例第8条の解説を参照のこと。

(住民への説明)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 説明会の日時及び場所、参加者数
- 二 説明会での説明事項
- 三 住民からの意見と事業者の対応方針
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

(協議会)

第6条 条例第10条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

2 条例第10条第7項の公表は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

第2項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。

(認定)

第7条 条例第11条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 地域主導型事業の認定要件を満たすことの根拠
- 五 その他市町村長が必要と認める事項

2 条例第11条第2項及び第3項の提出は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

第2項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針モデル(案)

第1 目的

この指針は、〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例(平成〇年〇〇市町村条例第〇号。以下「条例」という。)第7条の規定により、地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、生活環境に関して配慮すべき重要事項、その他市町村長が必要と認める事項を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則(平成〇年〇〇市町村規則第〇号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

指針と条例との関係等を示している。

第2 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針

地域のエネルギー利用は、第一にエネルギー利用の効率化、第二にエネルギー利用の最適化、第三に地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産を優先順位とすること、並びに情報共有と住民参画を基本原則とし、化石燃料等の利用の抑制と地域の活力の向上を図ることにより、持続可能な地域づくりに資することとする。

1 エネルギー利用の効率化

エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、建築物の断熱化及び機器の効率化、公共交通の利用促進等により、エネルギー消費量の抑制に努める。エネルギー利用の効率化への投資に際しては、エネルギー支出の削減によって投資回収できる可能性及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

2 エネルギー利用の最適化

エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、暖房及び給湯、調理等の熱利用において、エネルギー消費全体での環境負荷を考慮したエネルギー源の選択により、環境負荷の抑制に努める。エネルギー源の選択に際しては、一次エネルギーの段階におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に留意する。

3 地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産

地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、地域の住民及び事業者の参画する再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進により、再生可能エネルギーの活用を努める。再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進に際しては、地域の所得の向上及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

4 情報共有と住民参画

地域のエネルギー利用に係る情報について、広範な共有に努めるとともに、施策、取組並びに事業について、情報の広範な共有及び住民の主体的な参画の確保に努める。

この方針は、市町村ごとに特色が出やすい部分であり、案はあくまで「例」に過ぎない。本例では、行政計画ではなく、条例の下位となる指針であるということで、法文的な固い文章で、簡潔に示している。ただ、実際の書き

方は市町村ごとに異なることがあり得る。

本例の内容は、総論でエネルギー利用の優先順位を示している。まず、地域全体のエネルギー消費量の削減（＝省エネ）を進め、次に、エネルギー消費のあり方（質）の変化（＝最適化）を進め、最後に、その上で、再生可能エネルギーの導入を進めることとしている。この原則は、再生可能エネルギー利用の原則として、ドイツなどで知られているものである。

なお、エネルギー利用の最適化とは、火力発電所の発電効率が平均 40%であることを踏まえ、熱と電気の特性を踏まえた利用を進めるもの。発電効率とは、10 のエネルギー（化石燃料）を投入して、4 を電気として取り出し、6 を廃熱として捨てていることを意味している。そのため、電気を再び低温熱（例えばハロゲンヒーター等）として利用することは、エネルギー消費全体のなかでは、効率が悪く、環境負荷が大きくなる。

また、「エネルギーによってもたらされる基本的なサービス」とは、例えば照明であれば「明るさ」が「サービス」に当たり、電気でも自然光でもどのような方法でも、「同程度の明るさ」が供給されればよいとする考え方。「エネルギーサービス」ともいう。「地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービス」は、空気や水など自然環境から様々な恩恵（サービス）を受けていることを指し、土地利用等に当たっては自然環境からのサービスが損なわれないように配慮する考え方。「生態系サービス」ともいう。

第3 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第 11 条に規定する地域主導型事業の認定基準を明確にするため、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

1 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用

(1) 事業体

事業のリスクと住民生活のリスクが分離された事業体であること。

(2) 事業の所有

事業を行う事業体の資本金の過半数を住民が出資していること。

(3) 事業の運営

事業体の最高決定機関における議決権の過半数を住民が有していること。

2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

(1) 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えていること。

(2) 監査

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、第三者による監査の体制を整えていること。

(3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えていること。

3 持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和が図られていること。

(2) 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者若しくは住民に発注すること。

(3) 収益

収益の一部または全部を地域のために活用すること。

住民による再生可能エネルギー事業に、特別な支援を行うための認定に際して、基準を示している。条例案では「住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない」とあるので、上記に加えて、審査会の規定を置くことも考えられる。いずれにしても「事業性」「地域性」「公益性」の3要件を満たすことが求められる。

認定基準では、3要件を踏まえ、住民による所有、地域との調和、地域づくりを柱としている。事業性については、金融機関からの資金調達や収益の項で見ることになる。

なお「1-(1)」の「事業体」とは、特定目的会社の設立などにより、住民の経済活動や生活、地域活動と、再生可能エネルギー事業のリスクが分離されているかを見る項。事業の失敗が、地域への大きなダメージにならないようにすることが狙い。「3-(1)」の「自然環境等」は「第5」に具体的な基準を示している。

第4 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第12条に規定する特定事業者に対する助言の考え方を明確にするため、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

1 住民による参画の促進

(1) 事業

事業を行う事業体に住民が出資できるようにすること。

(2) 運営

事業体の最高決定機関における議決権の一部を住民に付与すること。

(3) 監査

事業体の監査役の一部を住民から選任すること。

2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

(1) 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えること。

(2) 法令順守

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、市町村の施策に協力すること。

(3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えること。

3 持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和を図ること。

(2) 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。

(3) 収益

収益の一部を地域のために活用すること。

(4) 施工

関係法令を順守するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。

(5) 維持・管理

自然環境及び生活環境に配慮すること。

(6) 事業終了後の措置

設備を市町村内の事業者若しくは住民に譲渡し、又は設備を撤去した上で原状回復をするよう努めること。

事業者による開発行為に対し、市町村長から助言を行う際の一般的な基準を示している。要求ではなく助言であり、これらについて「検討してはどうか」と事業者に伝え、「協働型」に誘導しようとするのが狙い。事業へ住民意見を反映しやすくしたり、地域への協力を実施したりしてもらう内容。

第5 生活環境に関して配慮すべき重要事項

条例第2条第2項に規定する再生可能エネルギー事業に当たって配慮すべき生活環境の範囲を明確にするため、生活環境に関して配慮すべき重要事項について定める。

- 1 事業を回避することが望ましい区域とその理由
別表1のとおり（略）
- 2 事業に際して近隣住民の合意を得ることが望ましい区域と配慮すべき事項
別表2のとおり（略）
- 3 設備の形状及び色、配置等について景観に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表3のとおり（略）
- 4 設備の工法及び付帯設備等について災害防止に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表4のとおり（略）
- 5 事業を実施することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表5のとおり（略）
- 6 その他の区域において配慮すべき事項
別表6のとおり（略）

この書き方は、市町村の実情に合わせて、いくつかの種類に分かれると考えられる。ここでは、地域のゾーニングを想定している。他に、建設を回避すべき地点や配慮すべき事項を列挙するだけの「ネガティブリスト方式」、要綱レベルで細かく書き込む「ガイドライン方式」が考えられる。

つくりやすさは左から順に「ネガティブリスト方式」>「ゾーニング方式」>「ガイドライン方式」だが、自然環境等への配慮の強さは逆となり、左から順に「ガイドライン方式」>「ゾーニング方式」>「ネガティブリスト方式」となる。

第6 特に定める事項

本指針は必要に応じて改定することとし、改定する場合は、あらかじめ、市町村〇〇審議会の意見を聞かなければならない。

市町村の実情に応じて、その他の必要な事項を定める箇所。届出等のフォーマットを定めることなどが考えられる。少なくとも、改定については定めておく必要があると思われる。

指針を策定する場合に参考となりうる資料

- ・農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」（2015年3月）
- ・一般社団法人太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」（2013年3月）

3 コラム(再生可能エネルギーに関する県の方針と規制を行う際の注意点等)

- ◆ 【コラム1】 自然エネルギーと再生可能エネルギーと環境エネルギー ～用語の使い方～
- ◆ 【コラム2】 再生可能エネルギーの普及についての長野県の基本的な考え方
- ◆ 【コラム3】 なぜ、地域主導型を促進するのか? ～地域への経済効果～
- ◆ 【コラム4】 3種類の再生可能エネルギー事業 ～「外部主導型」から「協働型」へ～
- ◆ 【コラム5】 農山漁村再生可能エネルギー法 ～地域主導型と協働型の促進スキーム～
- ◆ 【コラム6】 行政指導～行政手続き条例と法の下での平等～

【コラム1】 自然エネルギーと再生可能エネルギーと環境エネルギー ～用語の使い方～

再生可能エネルギーは、政策分野として日が浅いため、用語の使い方が使う人によって異なる場合があります。長野県でも、表題にある3つの言葉を使い分けています。

そこで、県の使い分けの考え方をご紹介します。なお、あくまで県の使い分けということで、この行政機関でもそのまま通じるような、法的あるいは行政的に厳密な使い分けではありませんので、ご容赦ください。

- **自然エネルギー** : 地球温暖化対策条例の施行規則で「太陽光、風力、水力（出力3万kW未満で揚水式を除く）、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物で化石燃料を除く）、その他知事が認めるもの」を源として用いるエネルギーと定めています。水力の出力規模の規定は、国の固定価格買取制度の対象規模と同じです。
- **再生可能エネルギー** : 環境エネルギー戦略で、上記の自然エネルギーに加え、3万kW以上の水力（揚水式を除く）を含む概念と整理しています。国のエネルギー基本計画における再生可能エネルギーの概念と同じです。
- **環境エネルギー** : 環境エネルギー戦略で、自然エネルギーに加え、省エネルギー（エネルギー消費量の削減・効率化）、エネルギー適正利用（一次エネルギー段階での効率を考えたエネルギー利用の選択）、ピーク抑制（主に電力の集中的な利用の緩和）、エネルギー自立地域づくり（地域経済への効果を考えたエネルギー利用の促進）を含む概念と整理しています。ちなみに、県の環境エネルギー課の英語名は「Sustainable Energy Policy Division（＝持続可能なエネルギー政策課）」といます。

【コラム2】 再生可能エネルギーの普及についての長野県の基本的な考え方

県の方針を定めた「環境エネルギー戦略」では、5つの目標のなかに「自然エネルギー導入量」「自然エネルギー発電設備容量」を設定し、再生可能エネルギーの普及を推進しています。これだけを見れば、県が再生可能エネルギーの普及を無条件で推進しているように思えるかもしれませんが。

実は、具体的な政策方針を定めた「自然エネルギー政策パッケージ」では、「地域主導型の自然エネルギー事業の展開を通じて地域社会を活性化するとともに、地域に必要なエネルギーを地域内で賄うエネルギーの自給率を向上させ地域の自立を図るエネルギー自立地域へと発展」させるとしています。地域主導型とは、地域の担い手が地域の資源・資金を活用して行う事業の手法です。

もちろん、地域主導型の事業でないことを理由に事業者に不利益を与えたり、事業を規制したりすることはできません。経済活動の自由があるからです。

しかし、行政が政策方針を立て、政策資源（財源・人員・情報）を用いて、地域主導型事業を後押しすることは可能です。

つまり、長野県は、再生可能エネルギーならば無条件で歓迎するという方針ではなく、地域主導型を促進する方針なのです。再生可能エネルギーを地域づくりの手段として捉え、地域との調和を重視しています。県では、この方針に基づき、政策資源を地域主導型の促進に集中し、事業者には地域との調和に配慮するよう、促しています。

【コラム3】 なぜ、地域主導型を促進するのか？ ～地域への経済効果～

再生可能エネルギー事業の特徴は、担い手（事業の経営者・所有者）の利益が大きいことです。

立命館大学のラウパッハ・スミヤ ヨーク教授の研究によると、太陽光発電事業の発電開始後（事業運営段階）における地域経済付加価値（①従業員の可処分所得+②事業者の税引後利益+③地方税収）のうち、もっとも割合が大きいのが「②事業者の税引後利益」で、約5割（メンテナンス等の事業者利益を含めると約6割）を占めているそうです。次が「③地方税収」で、約3割。「①従業員の可処分所得」は、約1割とのことでした。（※厳密には、事業の規模や形態によって違いが生じます）

さらに、事業に係る調達行為も、信頼関係や取引関係のある事業者が発注されることが多いことから、地域の主体であれば地域の事業者が発注される可能性が高まり、域外の主体であれば域外の事業者が発注される可能性が高まります。また、地域の主体であれば、自らも地域住民であることから、地域への配慮について期待が高まります。事業への投資・融資が、地域の資金であれば、配当や利子というかたちで、地域に利益が還元されます。

長野県・岡谷酸素株式会社・自然エネルギー信州ネットで推進している「おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト」の「SUWACO Labo」においては、県内での調達に努めた結果、初期と運営期を合わせた全事業費のうち、太陽光パネルの一部や資金を含め、87%を県内調達できました。例え、すべてのパネルが県外調達であったとしても、約8割は県内調達であったことになります。

このように、地域への利益還元の視点から再生可能エネルギー事業の効果を見れば、地域主導型（担い手が住民・地域企業・地域団体）か、否かが重要になります。

【コラム4】 3種類の再生可能エネルギー事業 ～「外部主導型」から「協働型」へ～

農林水産省の「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」報告書は、農山村での再生可能エネルギー事業の類型を「地域主導型」「協働型」「外部主導型」の3種類に整理しています。

報告書は「外部主導型」事業について、計画段階から地域の主体が関わることで「協働型」へ誘導することが重要と述べています。それには、情報を関係者で共有し、協議の場を設けて誘導するなど、市町村の役割が重要と指摘しています。

- **地域主導型** : 地域の主体が自ら事業費の過半を出資し、意思決定を行い、再生可能エネルギー事業を実施するもの。地域主導型のなかで、農林業者が自ら主体となる「農業経営一体型」と、地域住民と農林業者が協働して主体となる「コミュニティ一体型」に整理しています。
- **協働型** : 地域の主体が地域外の主体と協働して再生可能エネルギー事業を実施するもの。協働型のなかで、地域の主体が一部を出資する「地域参画型」と、地域の出資がなくとも地域へ利益の一部が配分される「地域配慮型」に整理しています。
- **外部主導型** : 地域外の主体のみで出資をし、意思決定を行い、再生可能エネルギー事業を実施するもの。

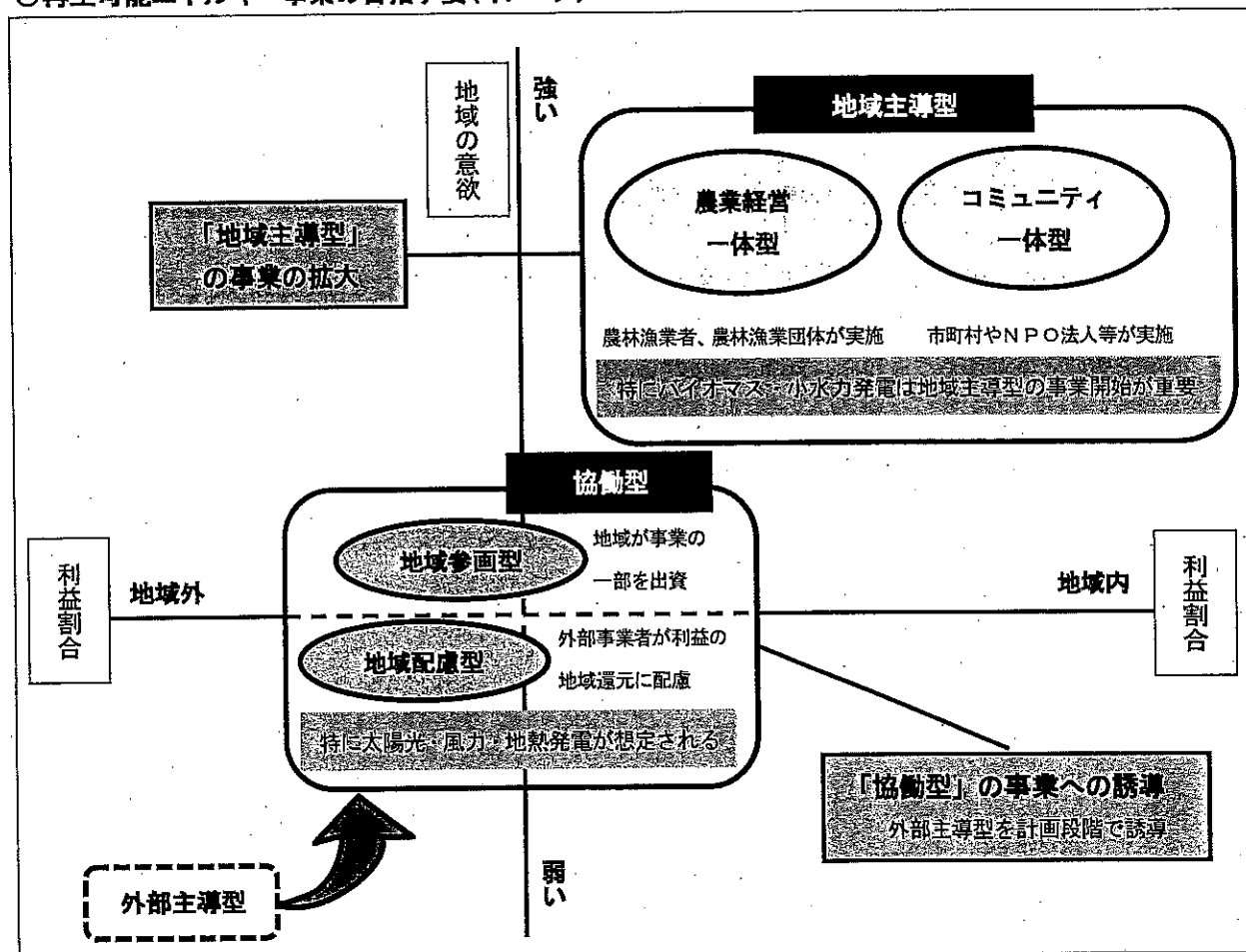
○各類型における地域の主体の関わり方の整理

		所有(出資)	意思決定	利益配分
	地域主導型	◎ (過半)	○ (出資と意思決定が分断している場合もある)	◎
協働型	地域参画型	△ (半分未満)	△ (半分未満)	△ (半分未満)
	地域配慮型	×	△ (外部事業者が地域に配慮)	△ (外部事業者が地域に配慮)
	外部主導型	×	×	×

(◎:深く関わる、○:関わる、△:一部関わる、×:関わらない)

出典:農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」

○再生可能エネルギー事業の目指す姿(イメージ)



出典:農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」

【コラム5】 農山漁村再生可能エネルギー法 ～地域主導型と協働型の促進スキーム～

この法律の狙いは、農山村において、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を促進することです。事業利益の地域還元促進や、無計画な事業の抑制を基本理念としています。

市町村は基本計画を策定し、方針、再生可能エネルギー事業の促進区域、農林業の効率的かつ総合的な利用を図る区域・方策、事業の農林業への活用取組、自然環境・景観・地域等の配慮すべき事項、原状回復に関する事項などを定めることができます。計画策定に当たり、協議会を設けることもできます。いわば、法的根拠をもって協議会を組織し、ゾーニングや地域配慮を促すことができます。

基本計画の策定は、事業者から市町村に提案することもでき、外部事業者であっても地域との調和を促進し、協働型事業を目指すのであれば、このスキームを活用できます。

また、農山村での再生可能エネルギー事業は、様々な許認可が関係しますが、基本計画に基づき農山村の活性化に資すると認定された事業であれば、関係者の合意をもって許認可手続が行われたとみなされます（ワンストップ化）。この対象になる手続は、農地法や森林法、自然公園法、温泉法などです。加えて、農林地の所有権移転による農地等の集約も、本法に基づいて行うことができます。これらにより、地域主導型を促進するとともに、外部主導型から協働型への誘導を促進します。

詳しくは、農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ、あるいは関東農政局経営・事業支援部食品企業課まで、お問合せ願います。農林水産省のホームページにも詳細が記載されています。

【コラム6】 行政指導～行政手続き条例と法の下の平等～

再生可能エネルギー事業に関して、地域でトラブルが生じた場合（あるいは生じそうな場合）、事業の内容や取り巻く状況、浮上する課題が、事業ごとに様々であるため、どうしても事業ごとに異なる対応となりがちです。その対応は、発電設備の認定権限は国にあることから、事業者に対する行政指導の形をとることが多いため、適正な行政指導を行うことが重要です。

そこで、予め行政手続条例を十分に理解しておくことが重要になります。なお、長野県内では、県・市町村のすべてにおいて行政手続条例が定められています。行政手続法において、必要な措置の努力義務が定められているためです。そこで、ここでは県の行政手続条例を例とします。

行政指導とは、特定の者に対し、ある行為を具体的に求めること（指導、勧告、助言など）です。処分のように、義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提としています。行政指導を受けた者に従う義務は生じませんし、行政指導に従わない者が不利益な取扱いを受けることもありません。また、行政指導に際しては、責任者や趣旨、内容を明示しなければなりません。口頭指導も可能ですが、相手方から求められれば、原則として書面にして交付しなければなりません。

特に留意すべきは、法の下での平等です。地域への影響の度合いが他事業と同等であれば、他事業への指導内容と同等でなければなりません。地域内の事業者も地域外の事業者も同一内容で行政指導を行う必要があります。

また行政指導に際しては、所掌事務の範囲であれば明確な法的根拠がなくとも可能ですが、法的根拠や判断基準を明示できる方が望ましく、事業者や地域住民に対しても透明性を確保できます。本マニュアルで示している条例モデルは、こうした観点を踏まえるとともに、行政手続条例と法の下での平等を踏まえて組み立てられています。

4 Q&A よくある質問

固定価格買取制度

- Q1：「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは何ですか。
- Q2：「太陽光発電の余剰電力買取制度」とは何ですか。
- Q3：「全量売電」と「余剰売電」の違いは何ですか。
- Q4：再生可能エネルギーの買取価格は、どのように決まるのですか。
- Q5：どのような手続をすれば売電できますか。
- Q6：認定申請からどの位の期間で認定されますか。
- Q7：発電事業者の名義を変更する必要性が生じました。どのような手続が必要ですか。
- Q8：電力会社から振り込まれる売電料の税務上の扱いはどうなりますか。

太陽光発電

- Q9：住宅用として太陽光発電設備を導入する場合、補助金はありますか。
- Q10：事業用として太陽光発電設備を導入する場合、支援制度はありますか。
- Q11：太陽光発電事業を開始したいのですが、県や市町村の許認可や届出は必要ですか。
- Q12：太陽光発電の電気は停電の時も使えますか。
- Q13：系統連系にかかる費用への補助制度はありますか。
- Q14：2019年問題とよく聞きますが、何が問題なのですか。

住民説明会

- Q15：住民や事業者から、住民説明会における留意点は何かとの相談がありました。どのようなアドバイスをすれば良いですか。
- Q16：住民（自治会）から、発電事業者が住民説明会で約束したことを書面に残しておきたいとの相談がありました。何か良い方法はありますか。

発電事業終了後

- Q17：発電事業終了後はどうなるのですか。

その他再生可能エネルギー

- Q18：長野県や各市町村では、どのくらい再生可能エネルギーが導入されていますか。

固定価格買取制度

Q1:「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは何ですか。

A1:再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づけるもので、2012年7月1日にスタートしました。

電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて私たちが普段使う電気として供給されます。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民の皆様にご負担をお願いすることとなっています。

詳しくは資源エネルギー庁のHP「なっとく！再生可能エネルギー」をご覧ください。

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/index.html

Q2:「太陽光発電の余剰電力買取制度」とは何ですか。

A2:太陽光発電による電気が、自宅等で使う電気を上回る量の発電をした際、その上回る分の電力を、10年間固定価格で電力会社に売ることができる制度で、2009年11月にスタートしました。その後、太陽光発電の余剰電力買取制度は再生可能エネルギーの固定価格買取制度（新制度）の開始に伴い、2012年7月に新制度へ移行しました。

Q3:「全量売電」と「余剰売電」の違いは何ですか。

A3:「全量売電制度」とは、電力会社の系統に送電された電気の量すべてを買い取る制度です。電気の供給方法については、家庭や事業所等に供給される電力と同じ引き込み線と接続する「余剰配線」と、再生可能エネルギー発電設備だけを系統連系する「全量売電」の二つの方法があり、10kW未満の太陽光発電設備は余剰配線のみですが、この区分以外では、余剰か全量かを選択することができます。

Q4:再生可能エネルギーの買取価格は、どのように決まるのですか。

A4:経済産業大臣が、国の関係省庁や調達価格等算定委員会の意見を尊重して、毎年度、年度開始前までに決めることとなっています。定められた調達価格や調達期間は、年度開始前（例年3月末）告示されます。注1)

注1)ここでは現行制度による買取価格の決定方法を説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、複数年の買取価格の決定、中長期的な買取価格の目標設定、入札手続の導入が予定されています。（新法3、4～8、平成29年4月1日施行）

Q5:どのような手続をすれば売電できますか。

A5:まず国の設備認定の申請・取得を行い、国の発行する認定通知書のコピーを添えて、電気事業者（電

力会社等)へ接続契約及び特定契約の申込を行い、電気事業者と契約締結し、売電するという流れになります。注2)

なお、一定規模(主に 50kW)以上の発電設備を設置する場合は、電力会社による接続検討が必要になります。

注2)ここでは現行制度による売電手続を説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者と系統への接続契約を締結した上で設備認定を申請することとなります。(新法9②、平成29年4月1日施行)

Q6: 認定申請からどの位の期間で認定されますか。

A6: 認定に係る標準処理期間は、1～2か月(バイオマスは2～3か月)とされています。注3)

注3)ここでは現行制度による認定の処理期間を説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者との系統への接続契約等を記載した再エネ発電事業計画により申請することになるため、現在の手続よりも認定に向けた準備に時間を要することが考えられます。(新法9②、平成29年4月1日施行)

Q7: 発電事業者の名義を変更する必要が生じました。どのような手続が必要ですか。

A7: 譲渡人が変更届出を提出(承継等の事実を証明する書類を添付の上)し、発電事業者たる地位を譲受人へ変更する必要があります。

なお、現在の認定者が死亡して相続が生じたなどやむを得ない場合に限り、譲受人が届出を行うことができます。

Q8: 電力会社から振り込まれる売電料の税務上の扱いはどうなりますか。

A8: 売電料は収入となります。サラリーマン家庭の場合は、総合課税の扱いとなりますので、売電料の収入を含む雑所得の合計が20万円を超える場合は確定申告が必要になります。

太陽光発電

Q9: 住宅用として太陽光発電設備を導入する場合、補助金はありますか。

A9: 県では住宅太陽光補助制度を実施していませんが、50市町村で実施しています(平成28年4月時点)。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/energy.html>

Q10: 事業用として太陽光発電設備を導入する場合、支援制度はありますか。

A10: 県では、補助制度として「自然エネルギー地域発電推進事業」を設けるとともに、「長野県中小企業融資制度」による低利融資により支援を行っています。

国による支援制度もありますので、「5資料(3)支援制度概要」をご覧ください。

Q11：太陽光発電事業を開始したいのですが、県や市町村の許認可や届出は必要ですか。

A11：事業計画地がどこかによって、事前に該当法令に基づく手続きが必要になります。

詳しくは、「1太陽光発電に係る対応マニュアル」の「対応フローチャート」及び「5資料（5）関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）」をご覧ください。

また、多くの市町村では、条例やガイドライン等を設けて、事前に届出等を義務付けていますので、設置を計画している場合は、必ず市町村に問い合わせてください。

Q12：太陽光発電の電気は停電の時も使えますか。

A12：太陽光発電システムに「自立運転機能」がついていれば、自立運転に切り替えることで専用コンセントから電気を使用できます。

Q13：系統連系にかかる費用への補助制度はありますか。

A13：固定価格買取制度における買取価格は、通常要する連系費用が含められたものとして設定されていますので、発電事業者の負担となります。

Q14：2019年問題とよく聞きますが、何が問題なのですか。

A14：いわゆる2019年問題とは、2009年11月にスタートした太陽光発電の余剰買取制度を利用して急増した太陽光発電の固定価格買取期間が終了し始めるため、太陽光発電量の減少（伸び率の低下）や、撤去される太陽光発電設備の急増を懸念するものです。

特に、太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分については課題も多く、環境省では平成28年3月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定しています。発電事業者だけでなく、リサイクル業者や廃棄物処理業者等がこのガイドラインに従って太陽光発電設備を撤去することが求められています。

住 民 説 明 会

Q15：住民や事業者から、住民説明会における留意点は何かとの相談がありました。どのようなアドバイスをすれば良いですか。

A15：住民説明会においては、発電事業の内容（場所や設備の詳細）についてだけでなく、その事業がもたらす効果や影響についての説明が重要です。以下の例を参考にアドバイスしてください。

・事業による地域還元は何か（調達・工事・維持・管理に地元の業者を使うのか、収益の一部を地域に活用することはあるか）

- ・景観への配慮はあるか（目立たないようにする工夫はあるか）
- ・生活環境への影響はあるか（周囲への反射光は眩しくないか、工事の騒音はないか、ラジオや無線などの電波に影響はないか、発電事業終了後は設備を撤去するのか、傾斜地の場合には水害や土砂災害の対策はしているか）
- ・自然環境への影響はないか（予定地に希少な動植物は生息していないか、近くに水源がある場合には水量や水質に影響はないか）
- ・損害が生じたときの対応はどうするのか（保険に入るのか）

Q16：住民（自治会）から、発電事業者が住民説明会で約束したことを書面に残しておきたいとの相談がありました。何か良い方法がありますか。

A16：住民（自治会）と発電事業者の間で約束した内容を明確にするため、協定書を作成することが考えられます。また、その後の両者の調整を行うために、市町村も立会人として協定の内容を承知しておくことも考えられます。協定書の作成については、「【別紙】太陽光発電事業に関する協定書(案)」(54 ページ)を参考にしてください。（※市町村長が自主的に事業者と協定を締結する際にも活用できます。）

発電事業終了後

Q17：発電事業終了後はどうなるのですか。

A17：発電事業が終了した場合には、事業者が設備を撤去して処分やリサイクルを行うことになります。しかし、事業者が設備を撤去せず放置すると、時間の経過とともに設備が老朽化し、強風で破損したパネルが飛ばされるなどの様々な問題が生じる可能性があります。設備を放置したために生じた損害については、放置した事業者に損害を賠償する責任が生じますが、損害の発生を防止することの方が重要ですので、事業終了後は事業者が発電設備を速やかに撤去することが求められます。

しかし現状では、一般的に発電設備の撤去を事業者に義務づけた法律はありません。注4)

そこで、あらかじめ自治会等の住民と事業者との間で「事業者は事業終了後に発電設備を速やかに撤去する」との約束をして、これを書面に残すという方法が考えられます。Q16 で紹介した協定書の中に盛り込んでも良いでしょう。また、自治会等の住民ではなく市町村との間で協定を締結することも考えられます。

この際、その書面に「事業者が約束に違反した場合には〇〇円の違反金を支払う」、「予め発電事業者が設備の撤去費相当額を金融機関に預託し、これを自治会等が管理する」といった条文を盛り込むことで、撤去の確実性が高くなるでしょう。

なお、預託の際には、預託額の目安として建設費の5%程度が考えられます。その理由は、固定価格買取制度の買取価格を決める際に、建設費の5%が撤去費用として算入されているため、事業者は売電収入のうち建設費の5%は撤去費用として確保しておくべきであるからです。

また、事業者が発電事業を終了する場合に発電設備が当分の間使用可能な場合には、発電設備を撤去するのではなく、市町村や自治会等に譲渡する手法も考えられます。

注4)ここでは現状について説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、事業終了後の設備撤去を求め、違反時の改善命令や認定取消が可能となるとされ、詳細については経済産業省令で規定されることになっています。(新法9、13、15、平成29年4月1日施行)

その他再生可能エネルギー

Q18：長野県や各市町村では、どのくらい再生可能エネルギーが導入されていますか。

A18：「5資料（1）長野県内の導入状況」をご覧ください。

また、全国の都道府県、市町村別の状況は、国のホームページで公開しています。

URL：http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

〇〇区自治会長〇〇（市町村長〇〇）（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 〇〇kW

協定対象期間 平成〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

（協定の存続）

第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（疑義等の処理）

第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、この協定の締結及び内容について承知するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、記名押印の上各自 1 通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲	住 所	_____
	自治会名	_____
	職 氏 名	_____ 印

乙	住 所	_____
	事業者名	_____
	職 氏 名	_____ 印

(立会人)	住 所	_____
	職 氏 名	_____ 印

_____(改ページ)_____

別紙 (平成〇年〇月〇日確認)

(以下、甲乙間で取り決めの内容を記載)

1

2

3

・

・

・

【留意点】

別紙に記載する事項として、次のような例が考えられます。必要に応じ取捨選択、追加、修正をしてください。

その際に必要なことは、自治会（市町村）からの一方的な要望事項ではなく、自治会（市町村）及び事業者の両者が合意している内容を正確に記載することです。

そのためにも、自治会（市町村）と事業者との間で十分に協議を行うことが大切です。

【植生の保護】

- 現存する植生は、開発区域全面積の〇パーセント以上残すこと。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は開発区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

【土地の形質の保全】

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。
- 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。
- 擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。
- 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。

【希少野生動植物の保全】

- 希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。

【災害の防止】

- 土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、調整可能量のチェックを行うこと。
- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- 降雨時には事業地を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲（及び市町村）に連絡すること。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲（及び市町村）に報告すること。
- （がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合）地盤改良や擁壁工を行うこと。
- （地盤が軟弱な場合）地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないよう、土の置換や水抜き等を行うこと。
- （切土や盛土により「がけ」が生じる場合）がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。
- （切土によるすべりやすい土質がある場合）杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。
- （盛土を行う場合）ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、概ね〇〇cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- （傾斜地に盛土を行う場合）段切り等のすべり面对策を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合）擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。

- （切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合）開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- （擁壁を設置する場合）擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
- （高さ2m以上のがけに擁壁を設置する場合）擁壁については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。

【水資源の保護及び水質保全】

- 開発地域内の給水は既存の水源から取水することとし、開発地域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。
- 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。
- （事業の実施場所付近に水源がある場合）事業地内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

【環境衛生及び環境の保持】

- 雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。
- 管理事務所等の施設を設置する場合には、し尿及び雑排水は合併処理により放流水のBOD値を〇〇ppm以下に処理し、処理水を地下浸透する場合は、十分土壌に吸収還元され地下水に影響を及ぼさないよう処理すること。

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとすること。
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号線）から望見できないよう、植栽又は不透視性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること。

【太陽光発電設備設置工事】

- 施工業者は可能な限り〇〇市町村内の事業者とすること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- 管理用道路の縦断勾配が〇パーセントを超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。

- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。
- 予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。
- 事業地において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

【太陽光発電設備の設置及び管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- 県道○○線を通行する車輛に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。
- （事業地が家屋に隣接している場合）低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁を設置すること。
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入り口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。
- 事業地の入口に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。
- 設備の保守および管理については、○○市町村内の事業者へ委託すること。
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理にあたっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合は、甲に対して違約金（金○○円）を支払うこと。
- 乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額（金○○円）を金融機関に預託し、甲が管理すること。
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。
- 資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。

【その他】

- 事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。
- 当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。
- 乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、発電事業の開始までに甲（及び立会人）に提出すること。
- 立会人は、本協定の内容が遵守されるよう、必要に応じ甲又は乙に対して助言を行うこと。

5 資 料

- (1) 長野県内の導入状況
- (2) 太陽光発電施設設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧
- (3) 支援制度概要
- (4) 設備導入の流れ（必要な手続き等）
- (5) 関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）
- (6) 設置に係る基準、ガイドライン等

【参考資料1】 今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書

【参考資料2】 太陽光発電設備の設置に対する県の対応

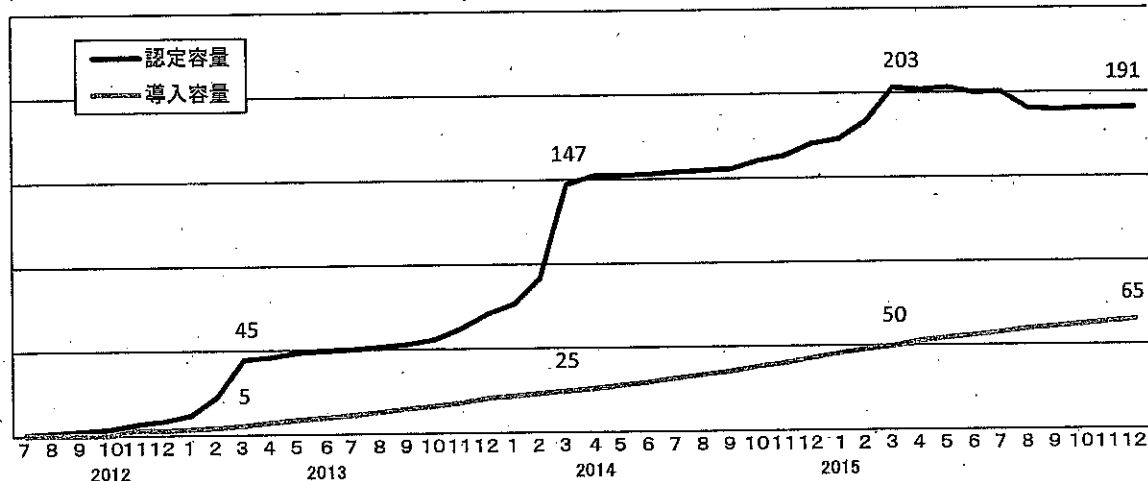
【参考資料3】 太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について

【参考資料4】 再エネ特措法の改正等について

(1) 長野県内の導入状況

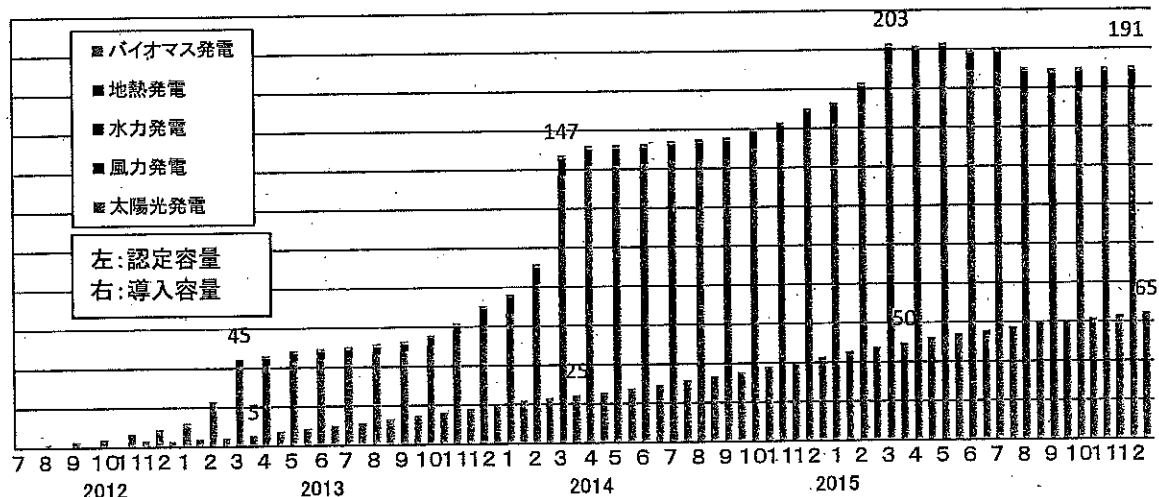
(万kW)

長野県における認定容量・導入容量(新規認定分)の状況



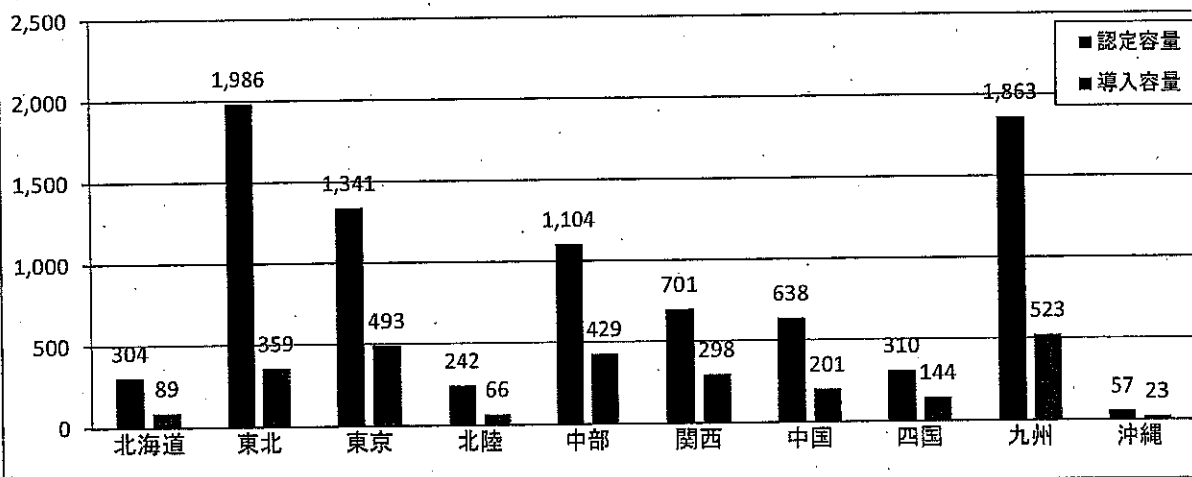
(万kW)

長野県におけるエネルギー種別認定容量・導入容量(新規認定分)の状況



(万kW)

電力10社別 認定容量・導入容量(新規認定分)の状況 (2015.12末)



出典: 経済産業省資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」

長野県市町村別再生可能エネルギー設備「認定容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

認定容量(単位: 件kW)

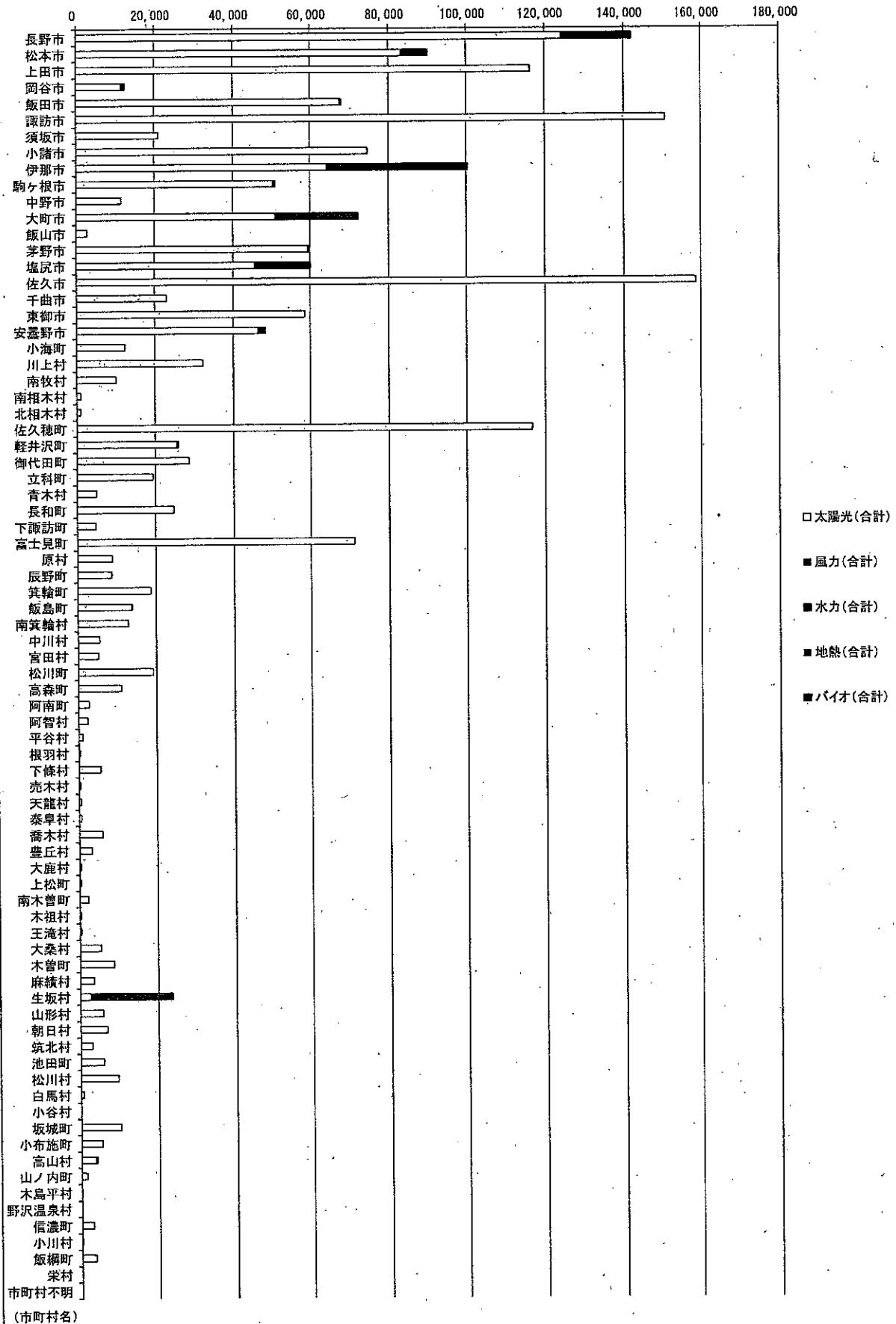
※本表の数値は、平成24年7月1日より開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において平成27年12月末までに認定された設備の要領(新規認定分)(運転開始分)をあらわします。

※「新規認定設備」とは、固定価格買取制度開始後に新たに認定を受けた設備です。

市町村名	太陽光(合計)			風力(合計)			水力(合計)			地熱(合計)			バイオ(合計)			合計		
	順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合	
長野市	124,337	3	-	0	3	-	15,721	4	-	0	2	-	1,865	3	-	141,924	3	-
松本市	83,267	6	-	0	3	-	6,711	5	-	0	2	-	315	6	-	90,292	7	-
上田市	116,349	5	-	0	3	-	61	12	-	0	2	-	0	8	-	116,410	5	-
岡谷市	11,635	30	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	1,025	4	-	12,660	29	-
飯田市	67,465	9	-	0	3	-	172	11	-	0	2	-	360	5	-	67,997	11	-
諏訪市	150,610	2	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	150,610	2	-
須坂市	21,035	22	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	21,035	23	-
小諸市	74,611	7	-	30	1	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	74,641	8	-
小伊那市	64,277	10	-	0	3	-	36,083	1	-	0	2	-	0	8	-	100,360	6	-
駒ヶ根市	50,406	14	-	0	3	-	615	6	-	0	2	-	0	8	-	51,020	15	-
中野市	11,687	29	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	11,687	31	-
大町市	50,947	13	-	0	3	-	21,280	2	-	0	2	-	0	8	-	72,227	9	-
飯山市	2,833	55	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,833	56	-
茅野市	59,455	11	-	0	3	-	396	8	-	0	2	-	0	8	-	59,851	13	-
塩尻市	45,597	16	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	14,500	1	-	60,097	12	-
佐久市	158,723	1	-	30	1	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	158,753	1	-
千曲市	23,074	21	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	23,074	22	-
東御市	58,654	12	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	58,654	14	-
安曇野市	46,358	15	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	1,900	2	-	48,258	16	-
小川町	12,553	28	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	12,553	30	-
上村	32,252	17	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	32,252	17	-
南牧村	10,186	33	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	10,186	34	-
南相模村	949	63	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	949	63	-
北相模村	973	62	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	973	62	-
佐久穂町	116,754	4	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	116,754	4	-
軽井沢町	25,605	19	-	0	3	-	394	9	-	0	2	-	0	8	-	25,999	19	-
御代田町	28,689	18	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	28,689	18	-
立科町	19,398	23	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	19,398	24	-
青木村	4,993	47	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	4,993	48	-
長和町	24,809	20	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	24,809	20	-
下諏訪町	4,758	48	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	4,758	49	-
富士見町	71,090	8	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	71,090	10	-
原野村	8,991	35	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	8,991	36	-
辰野町	8,846	37	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	8,846	38	-
箕輪町	18,696	25	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	18,696	26	-
飯島町	13,834	26	-	0	3	-	2	14	-	0	2	-	90	7	-	13,926	27	-
南箕輪村	12,981	27	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	12,981	28	-
中川村	5,594	43	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,594	44	-
宮田村	5,273	46	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,273	47	-
松川町	19,167	24	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	19,167	25	-
高森町	11,164	31	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	11,164	32	-
阿南町	2,682	56	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,682	57	-
阿智村	2,322	58	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,322	58	-
平谷村	998	61	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	998	61	-
根羽村	281	72	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	281	72	-
下條村	5,709	42	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,709	43	-
売木村	341	68	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	341	68	-
天龍村	443	66	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	443	66	-
泰阜村	523	64	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	523	65	-
豊田村	6,088	40	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	6,088	41	-
豊丘村	3,189	52	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,189	53	-
大鹿村	328	70	-	0	3	-	2	13	-	0	2	-	0	8	-	331	69	-
上松町	283	71	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	283	71	-
南木曽町	2,182	59	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,182	59	-
木祖村	341	67	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	341	67	-
王滝村	330	69	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	330	70	-
大桑村	5,414	45	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,414	46	-
木曽町	8,881	36	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	8,881	37	-
麻績村	3,544	51	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,544	52	-
生坂村	2,659	57	-	0	3	-	21,220	3	-	0	2	-	0	8	-	23,879	21	-
山形村	5,908	41	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,908	42	-
朝日村	7,006	38	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	7,006	39	-
筑北村	3,070	53	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,070	54	-
池田町	6,110	39	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	6,110	40	-
松川村	9,799	34	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	9,799	35	-
白馬村	496	65	-	0	3	-	180	10	-	0	2	-	0	8	-	676	64	-
小谷村	26	76	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	26	76	-
坂城町	10,444	32	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	10,444	33	-
布施町	5,463	44	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,463	45	-
高山村	3,681	49	-	0	3	-	420	7	-	20	1	-	0	8	-	4,121	50	-
山内町	1,435	60	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	1,435	60	-
木島平村	97	74	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	97	74	-
野沢温泉村	56	75	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	56	75	-
信濃町	3,057	54	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,057	55	-
小川村	165	73	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	165	73	-
飯綱町	3,661	50	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,661	51	-
栄村	17	77	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	17	77	-
市町村不明	0	78	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	0	78	-
合計	1,785,900		-	60		-	103,257		-	20		-	20,055		-	1,909,292		-

長野県市町村別再生可能エネルギー設備「認定容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

(導入件数(件))



長野県市町村別再生可能エネルギー設備「導入容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

導入容量(単位:件kW)

※本表の数値は、平成24年7月1日より開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において平成27年12月末までに認定された設備(新規認定分)(運転開始分)の容量をあらわします。

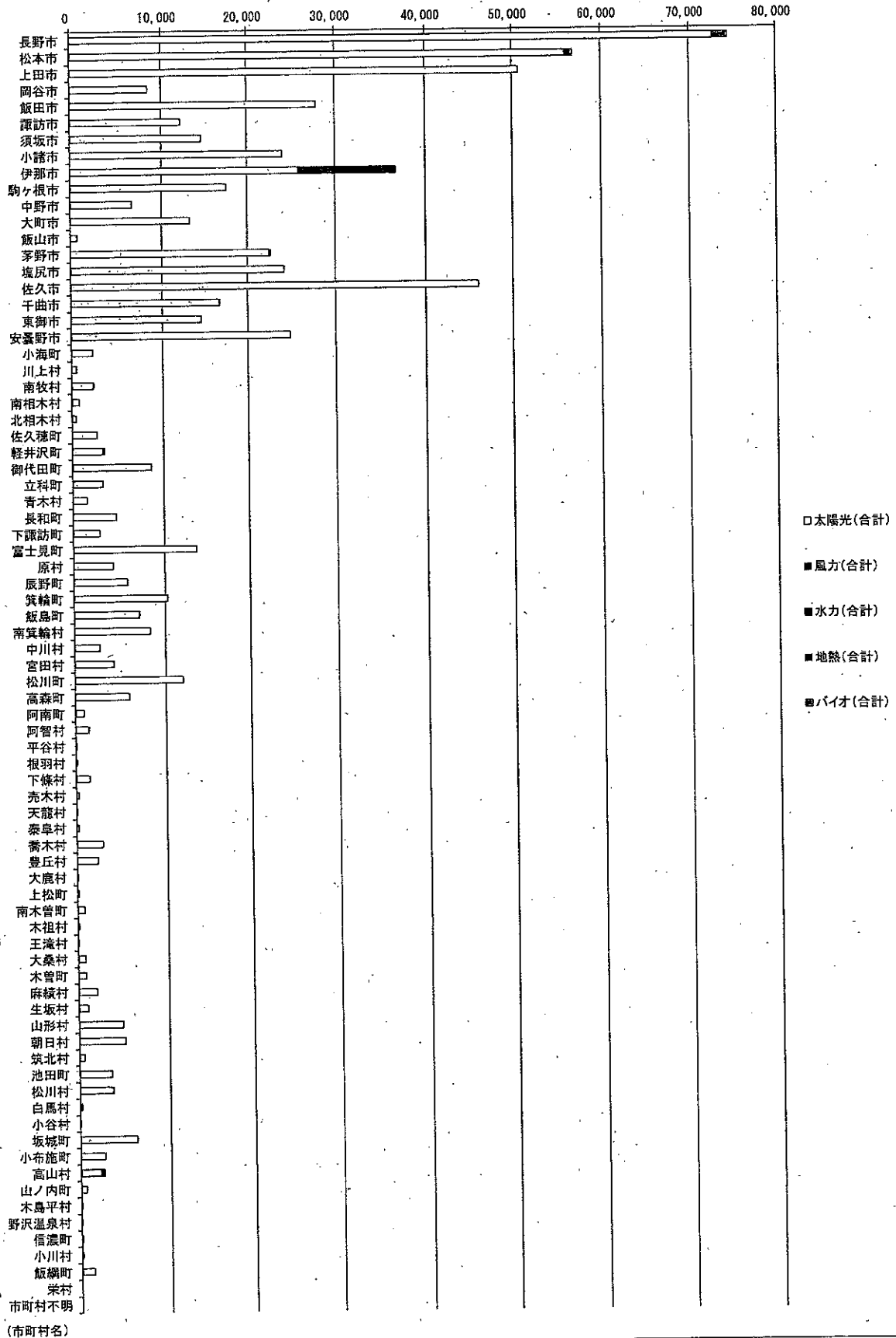
※「新規認定設備」とは、固定価格買取制度開始後に新たに認定を受けた設備です。

※バイオマス発電設備については、バイオマス比率が考慮された数値を累計しています。

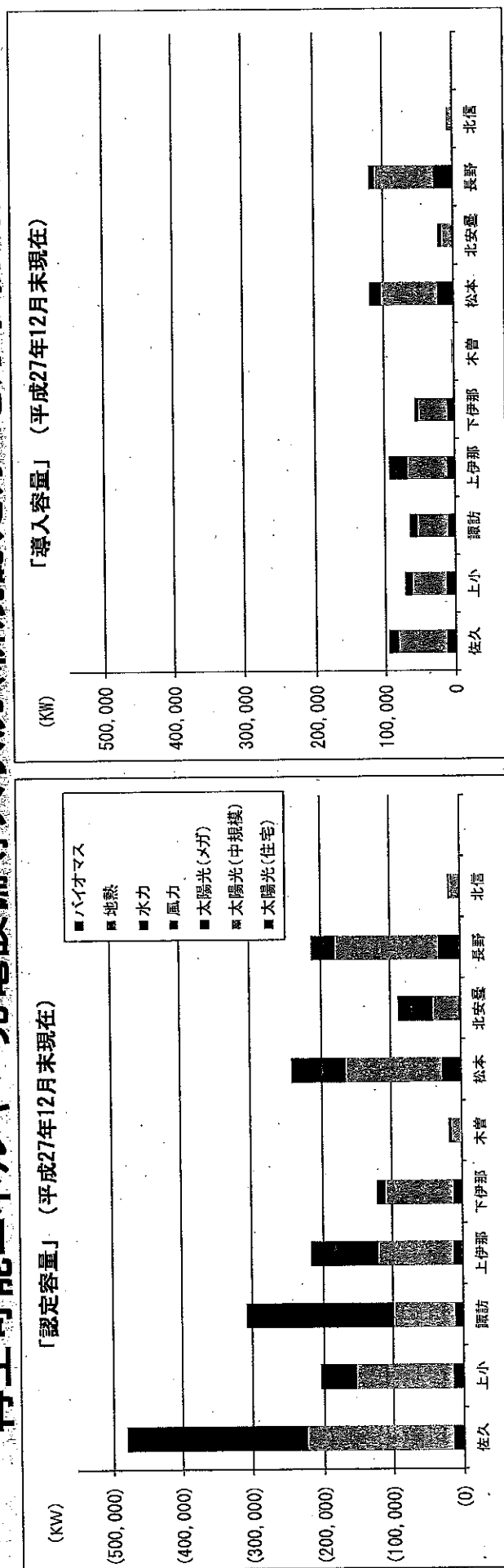
市町村名	太陽光(合計)			風力(合計)			水力(合計)			地熱(合計)			バイオ(合計)			合計		
	導入容量	順位	導入割合	導入容量	順位	導入割合	導入容量	順位	導入割合	導入容量	順位	導入割合	導入容量	順位	導入割合	導入容量	順位	導入割合
長野市	72,824	1	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	1,775	1	-	74,599	1	-
松本市	55,961	2	-	0	1	-	531	2	-	0	2	-	315	2	-	56,806	2	-
上田市	50,678	3	-	0	1	-	61	7	-	0	2	-	0	4	-	50,739	3	-
岡谷市	8,455	21	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	8,455	21	-
飯田市	27,939	5	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	27,939	5	-
諏訪市	12,195	17	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	12,195	17	-
須坂市	14,643	13	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	14,643	13	-
小諸市	24,102	9	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	24,102	9	-
伊那市	25,964	6	-	0	1	-	10,712	1	-	0	2	-	0	4	-	36,676	5	-
駒ヶ根市	17,533	11	-	0	1	-	45	8	-	0	2	-	0	4	-	17,578	11	-
中野市	6,675	24	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	6,675	24	-
大町市	13,249	16	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	13,249	16	-
飯山市	722	57	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	722	57	-
茅野市	22,520	10	-	0	1	-	141	6	-	0	2	-	0	4	-	22,661	10	-
塩尻市	24,262	8	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	24,262	8	-
佐久市	46,110	4	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	46,110	4	-
千曲市	16,708	12	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	16,708	12	-
東御市	14,575	14	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	14,575	14	-
安曇野市	24,955	7	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	24,955	7	-
小川町	2,344	44	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,344	44	-
上村	541	60	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	541	60	-
南牧村	2,429	42	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,429	42	-
南相模村	781	55	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	781	55	-
北相模村	434	61	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	434	61	-
佐久穂町	2,740	41	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,740	41	-
井沢町	3,345	36	-	0	1	-	195	4	-	0	2	-	0	4	-	3,540	35	-
軽井沢町	8,603	20	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	8,603	20	-
立科町	3,370	35	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	3,370	35	-
青木村	1,571	47	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	1,571	47	-
長和町	4,732	30	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	4,732	30	-
下諏訪町	2,975	37	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,975	37	-
富士見町	13,736	15	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	13,736	15	-
原野町	4,357	31	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	4,357	31	-
辰野町	5,868	27	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	5,868	27	-
箕輪町	10,294	19	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	10,294	19	-
飯島町	7,049	23	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	90	3	-	7,139	23	-
南箕輪村	8,253	22	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	8,253	22	-
中川村	2,798	39	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,798	39	-
宮川村	4,273	32	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	4,273	32	-
松川町	12,036	18	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	12,036	18	-
高森町	5,928	26	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	5,928	26	-
阿南町	955	52	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	955	52	-
阿智村	1,449	49	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	1,449	49	-
平谷村	67	70	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	67	70	-
根羽村	92	68	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	92	68	-
下條村	1,491	48	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	1,491	48	-
売木村	260	62	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	260	62	-
天龍村	55	71	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	55	71	-
泰阜村	230	63	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	230	63	-
喬木村	2,924	38	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,924	38	-
豊丘村	2,361	43	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,361	43	-
大上村	31	74	-	0	1	-	2	9	-	0	2	-	0	4	-	33	74	-
上松町	154	64	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	154	64	-
南木曽町	756	56	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	756	56	-
木祖村	143	65	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	143	65	-
王滝村	73	69	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	73	69	-
大木村	827	54	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	827	54	-
桑名町	833	53	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	833	53	-
麻績村	2,038	46	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,038	46	-
生坂村	1,066	51	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	1,066	51	-
山形村	4,837	29	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	4,837	29	-
朝日村	5,100	28	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	5,100	28	-
筑北村	588	59	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	588	59	-
池田町	3,599	34	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	3,599	34	-
松川村	3,703	33	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	3,703	33	-
白馬村	52	72	-	0	1	-	180	5	-	0	2	-	0	4	-	232	63	-
小谷村	6	75	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	6	75	-
坂城町	6,227	25	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	6,227	25	-
小布施町	2,782	40	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	2,782	40	-
高山村	2,224	45	-	0	1	-	420	3	-	20	1	-	0	4	-	2,664	42	-
山ノ内町	627	58	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	627	58	-
木島平村	5	76	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	5	76	-
野沢温泉村	52	72	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	52	72	-
信濃町	96	67	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	96	67	-
小川村	127	66	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	127	66	-
飯綱町	1,416	50	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	1,416	50	-
栄村	0	77	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	0	77	-
市町村不明	0	77	-	0	1	-	0	10	-	0	2	-	0	4	-	0	77	-
合計	635,772		-	0		-	12,287		-	20		-	2,180		-	650,259		-

長野県市町村別再生可能エネルギー設備「導入容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

(導入容量(kW))



再生可能エネルギー発電設備導入状況(新規認定分・地方事務所別)



(2) 太陽光発電施設（設置面積1,000㎡以上又は発電設備容量1,000kW以上）設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧（H28.1末現在）

市町村 名称	法令等担当窓口 (課、係名)	提出等を要 する法令等 の有無	根拠規 定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱	指定	基準	ガイド ライン	許可・届 出	住民 説明	事前 協議	協定 締結
小諸市	都市計画課都市計画係	○有	○-条例	小諸市環境条例施行規則	太陽光発電施設でその面積が500㎡を超える場合には届出が必要。土地の形質変更で5000㎡以上の場合、開発協定を締結。	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要
佐久市	建設部公園緑地課	○有	○-条例	佐久市自然環境保全条例	自然保護地区内または環境保全地区内において500㎡を超える太陽光発電設備を設置する場合。地元等への事前協議、及び市へ事前協議書の提出、また別途定める許可・指導基準に基づき計画内容の審査等を行う。	Q	Q			Q		◎許可 制	○-要	○-要	○-要
佐久市	建設部都市計画課	○有	△-要綱、要領	佐久市開発指導要綱	山林、原野以外の地目の土地に、1000㎡以上の太陽光発電設備を設置する場合であって、土地の区画形質の変更を伴う場合。事前協議1か月前に標識による住民周知、また事前協定書による市への協議、事業着手届等各種届出。			Q		Q		届出 制	○-要	○-要	○-要
小海町		×無													
佐久穂町	住民福祉課生活環境係	○有	○-条例	佐久穂町環境保全条例施行規則	関係法令：佐久穂町環境保全条例 太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）の設置、改修又は増設が1,000㎡以上。別途定める許可・保全基準により対応する。	Q	Q			Q		◎許可 制	○-要	○-要	○-要
川上村		×無													
南牧村	産業建設課	○有	○-条例	南牧村美しいむらづくり条例 南牧村つくいきいむらづくり条例 施行規則	建築及び開発に係る行為全般 関係法令：同左（審査南牧村開発審議会）	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要
南相木村		×無													
北相木村		×無													
碓井沢町	生活環境課 環境係	○有	○-条例	碓井沢町の自然保護のための 土地利用行為の手続等に関する 条例	土地に自立して設置する太陽光発電施設について、左記条例の「工作物の新築」に該当し、手続きが必要となる。また、設置に当たっては、別途定める設置基準がある。	Q	Q			Q		届出 制	○-要	○-要	○-要
御代田町	企画財政課企画係	○有	○-条例	御代田町環境保全条例施行規則	関係法令：御代田町環境保全条例 1,000㎡以上の土地へ、土地に自立する太陽光発電設備を設置しようとする場合は、事前の届出が必要。	Q	Q					◎許可 制	○-要	○-要	○-要
建設水道課都市計画係		○有	○-条例	御代田町風致地区内における建 築等の規制に関する条例	風致地区内において、土地に自立する太陽光発電設備は工作物とみなし、設置しようとする場合は許可が必要。	Q	Q					◎許可 制	○-要	○-要	○-要
立科町	総合政策課企画振興係	○有	○-条例	立科町開発基本条例	開発面積が1,000㎡を超える開発行為（土地の造成、朝莊地の分譲、土地の開墾、その他土地の区画、形質の変更、土石の採取及びその他の工作物の新築、増築又は改築等の行為）うち太陽光発電施設はその他工作物に該当。着手の1か月前までに届出が必要。 開発審議会において内容を審議し、開発基本協定を締結する。	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要
都市建設部都市計画課		○有	○-条例	上田市開発事業の規制に関する 条例	開発面積が3,000㎡を超える太陽光発電施設は、開発行為に該当するとして、届出を義務付け。（条文中で太陽光発電とは特定していない。）	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要
都市建設部都市計画課		○有	○-条例	上田市景観条例	開発面積が3,000㎡を超える太陽光発電施設は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変化及び木竹の伐採に該当する場合は届出を義務付け。（条文中で太陽光発電とは特定していない。）	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要
上田市		○有	△-要綱	上田市太陽光発電設備の設置 に関する指導要綱	土地に自立する太陽光発電施設で、開発面積が1,000㎡以上かつ、太陽光発電出力が50kW以上の場合は、届出が必要。 届出の40日前までに事前協議書による市への協議または標識による住民周知を行い、標識の設置後速やかに住民説明会を実施。			Q				届出 制	○-要	○-要	○-要
都市建設部都市計画課		○有	○-条例	東御市環境をよくなる条例	太陽光発電等で出力10kW以上のもの、但し、一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内に設置するものを以外を対象とした届出の義務化。（H26.10.1施行）	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要
市民課生活環境係		○有	○-条例	長和町自然環境保全条例施行 規則	高さ6メートル又は延べ面積400平方メートルを超える建築物 ただし、法令の規定により許可を受けて行う行為（自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和25年法律第249号）、河川法（昭和39年法律第167号）、採石法（昭和25年法律第291号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）等の規定による許可又は届出をして行う行為）については、届出を要しない。	Q	Q					届出 制	○-要	○-要	○-要

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱	規定基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
青木村		×-無												
岡谷市	環境課	▼-検討中	★ガイドライン											
	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係	○-有	○-条例	諏訪市自然環境保護条例	・パネル設置のみの場合は届出不要。(県条例に準じる) ・保護調整区域内での開発に限り、以下が伴う場合は、諏訪市自然環境保護条例第11条により届出が必要。 ①⑤⑧のみ協定締結が必要。 ①1ha以上の土地の形質変更 ②高さ13メートル以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物その他工作物の新・改・増築 ③長さ30m以上の送水管設置 ④高さ30m以上の鉄塔設置 ⑤20m以上のダム設置 ⑥長さ1,000m以上の車道設置 ⑦長さ100m以上の送電線設置 ⑧地下水取水するための掘さく	○	○			○届出制	×-不要	×-不要	○-要	
諏訪市		○-有	○-条例	諏訪市景観条例	太陽光パネル設置に伴い、下記が行が生ずる場合には届出等の確認を要する。(一般地区の場合) ・一定規模を超える建築物・工作物等を設置。 ・行為に係る土地の面積が3,000㎡を超える開発行為。 ・行為に係る土地の面積が1,000㎡を超える土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質変更。 ・事業者が10kW以上の太陽光を利用した発電施設を土地に設置する場合は、届出が必要。住民説明会の開催や、議事録、設置完了届及び廃止届等の提出を求める。 ・個人が10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、届出書のみの提出が必要。 ・10kW以上の再生可能エネルギー発電設備が対象。	○	○			○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○-要
	都市計画課計画係	○-有	★ガイドライン	諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン	・事業者が10kW以上の太陽光を利用した発電施設を土地に設置する場合は、届出が必要。住民説明会の開催や、議事録、設置完了届及び廃止届等の提出を求める。 ・個人が10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、届出書のみの提出が必要。 ・10kW以上の再生可能エネルギー発電設備が対象。					○	○届出制	○-要	○-不要	○-不要
茅野市	自然エネルギー推進室	○-有	★ガイドライン	茅野市再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン	・事業者が10kW以上の太陽光を利用した発電施設を土地に設置する場合は、届出が必要。住民説明会の開催や、議事録、設置完了届及び廃止届等の提出を求める。 ・個人が10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、届出書のみの提出が必要。 ・10kW以上の再生可能エネルギー発電設備が対象。					○	○届出制	○-要	○-不要	○-不要
茅野市	都市計画課	○-有	○-条例	茅野市景観づくり条例、茅野市景観計画	・10kW以上の太陽光発電設備(一般住宅等で自家消費を目的とするもの以外)が対象。 ・茅野市景観づくり条例第10条の規定に基づき届出が必要。	○	○				◎許可制	×-不要	×-不要	○-要
下諏訪町		×-無												
富士見町	総務課企画統計係	○-有	○-条例	富士見町環境保全条例	2,000㎡以上の用地で行う開発行為は許可申請が必要。環境保全審議会の開催。2,000㎡未満の場合該当なし。	○	○			◎許可制	○-要	○-要	○-要	○-不要
	総務課企画統計係	○-有	★ガイドライン	富士見町再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン	太陽光発電設備(10kW以上)、その他発電施設。ガイドラインに沿った計画書の提出。一般住宅敷地内等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外。					○	○届出制	○-要	○-不要	○-不要
原村	建設水道課環境係	○-有	○-条例	・原村環境保全条例 ・原村環境保全条例施行規則	・パネル設置のみの場合は届出不要。(県条例に準じる) ・宅地等開発区域内で、1,000㎡以上の土地の形質変更を伴う場合は、開発行為の許可が必要。(保健休養地内は500㎡以上)	○	○			◎許可制	○-要	○-要	○-不要	○-不要
	建設水道課環境係	○-有	★ガイドライン	原村再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン	・一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外 ・太陽光発電設備(10kW以上)、風力発電設備、その他発電設備					○	○届出制	○-要	○-不要	○-不要
伊那市	都市整備課計画係	○-有	○-条例	伊那市景観条例	高さ10mを超えるもの又は葉面積1,000㎡を超えるものは行為着手の30日前までに届出が必要。 太陽光は50kW以上、その他の再生可能エネルギーは10kW以上の設備を設置する場合の、計画・着工・変更・完了の届出、住民説明会の開催状況報告の提出を求めている。	○	○				○届出制	○-不要	○-不要	○-不要
伊那市	自然エネルギー推進係	○-有	★ガイドライン	伊那市再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン	太陽光は50kW以上、その他の再生可能エネルギーは10kW以上の設備を設置する場合の、計画・着工・変更・完了の届出、住民説明会の開催状況報告の提出を求めている。					○	○届出制	○-要	○-不要	○-不要
駒ヶ根市	環境課環境保全係	○-有	○-条例	駒ヶ根市景観条例	設置面積500㎡を超える地上設置型太陽光発電設備が対象	○					○届出制	○-要	○-不要	○-不要
	環境課	▼-検討中	★ガイドライン	地上への太陽光発電設備設置に関する説明会等の手引き								○-要		
原野町	住民生活課生活環境係	○-有	★ガイドライン	原野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン	発電施設設置容量が10kW以上の新設、増設、改修が対象。事業者は建設計画書、説明会実施状況調書(太陽光は50kW以上)、設置届、廃止届を町に提出する。					○	○届出制	○-要	○-要	○-不要

市町村名	法令等担当窓口 (課・係名)	届出等要する法令等の有無	相模規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱	指定基準	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定・特約
箕輪町	生活環境課生活環境係	○有	★ガイドライン	箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の建設が対象、町への計画・着工・完了に関する届出、住民(住民、地権者、関係区)に説明会の実施に努めなければならない。					○届出制	○要	○要	×一不要
飯島町	住民税務課生活環境係	○有	○条例	飯島町地域自然エネルギー基本条例 飯島町再生可能エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則	関係法令: 飯島町地域自然エネルギー基本条例 事業者が行う手続の明確化。発電施設の容量が10kW以上の新設・増設、大規模な改修を行う場合を対象。(太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他自然エネルギーによる発電施設) ①事業者は、事業計画が明らかになった時点で、発電施設設置計画書に必要書類を添付して、町へ提出する。 ②事業者は事前に当該地域(発電施設からの距離100m、風力発電は600m以内)を含む区、耕地、自治会及び隣接の区、耕地、自治会の住民等に対し、十分な事業説明を行う。 ③事業説明会での意見を議事録とし、区及び耕地、自治会との協議結果を、発電施設等の設置計画同意書(区、耕地、自治会長の同意書)に添付して、町に届ける。 ④町で、許可証を交付する。→許可。工事着手。農地の場合は、農地転用・農振除外等の手続を経てから工事着手。 ⑤工事終了後、事業者は環境の保全に関する協定の締結を町と行う。→関係法令: 飯島町さわやか環境保全条例	○				◎許可制	○要	○要	○一不要
南箕輪村	住民福祉課生活環境係	○有	★ガイドライン	南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー施設建設等をする場合、町への計画・着工・完了に関する届出、住民等への説明会の実施に努めなければならない。					○届出制	○要	○一不要	×一不要
中川村	建設水道課 建設係	○有	○条例	中川村美しい村づくり条例	最大総出力100kW又は設置面積1,000㎡を超えるもの	○				○届出制	×一不要	○一不要	×一不要
宮田村	住民税務課 生活環境係	○有	★ガイドライン	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	最大総出力10kWを超えるもの					○届出制	×一不要	○一不要	×一不要
	みらい創造課	○有	★ガイドライン	再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン	発電施設の容量が10キロワット以上の新設・増設、改修(以下建設等)という。)を対象とする。 太陽光発電施設、小水力発電施設、風力発電施設、その他再生可能エネルギー発電施設					○届出制	○要	○一不要	×一不要
	地域計画課 開発指導係	○有	○条例	飯田市土地利用調整条例	関係法令: なし 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である特定開発事業等の基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導、勧告、公表を行う。 届出の一部は当該地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域土地利用計画の推進の見地から意見を述べるべきことができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告、公表、変更命令等にあたっては、あらかじめ当該地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。					○届出制	×一不要	○一不要	×一不要
飯田市	地域計画課 開発指導係	○有	○条例	飯田市景観条例	関係法令: 景観法 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である景観育成基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導、勧告、公表、変更命令等を行う。 届出の一部は当該地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域景観計画の推進の見地から意見を述べるべきことができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告、公表、変更命令等にあたっては、あらかじめ当該地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○				○届出制	×一不要	○一不要	×一不要
	地域計画課 開発指導係	○有	△一要件、要綱	太陽光発電設備を設置する場合の届出等取扱い要綱	関係法令: 景観法、飯田市景観条例、飯田市土地利用調整条例 土地に自立して設置する太陽光発電設備について、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更(当該土地)に該当し、これらの規定による届出が必要とする行為として取扱うものとする。 条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定。指定地区内の山林または原野を一定規模以上開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要。 ・大平地区 ・竜西地区(山本、三穂、川路を中心とする地区) ・竜東地区(龍江、上久堅、千代を中心とする地区)			○		○届出制	×一不要	○一不要	×一不要
	環境課環境保全係	○有	○条例	飯田市環境保全条例	条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定。指定地区内の山林または原野を一定規模以上開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要。 ・大平地区 ・竜西地区(山本、三穂、川路を中心とする地区) ・竜東地区(龍江、上久堅、千代を中心とする地区)	○				○届出制	×一不要	○一不要	×一不要
	環境水道課環境係	○有	★その他(指針)	松川町自然エネルギー利用推進方針	町、町民等、自然エネルギー事業者は基本理念に沿って自然エネルギー利用を推進する。					×届出制	×一不要	×一不要	×一不要

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
生坂村		×	無												
山形村		×	無												
朝日村		×	無												
筑北村		×	無												
大田市	建設課	○	有	大田市開発指導要綱	(1) 開発行為において、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの (2) 土地に自立的太陽光発電設備又は資材置場の建設等、現状の土地利用を著しく変更する行為 (3) 前2号に該当する行為において、施工時期にかかわらず、当該行為と一体的な行為と認められるもので、その合計面積が1,000平方メートル以上のもの、ただし、その行為が周辺環境に及ぼす影響が小さいと認められる場合を除く。 (4) 建築物等の建設において、建築面積が1,000平方メートル以上のもの又は中高層建築物。ただし、その行為が周辺環境に及ぼす影響が小さいと認められる場合を除く。 (5) その他市長が必要と認めるもの			Q			○届出制	×	○要	×	×
池田町	総務課まちづくり推進係	○	有	池田町の土地利用及び開発指導に関する条例	10mを超えるものは申請が必要。更に開発区域が500mを超えるものは住民説明会等が必要。また、エリアにより設置の可否が異なる。屋根設置は対象外。	Q	Q					○許可制	○要	○要	○要
松川村	総務課政策企画係	○	有	松川村むらづくり条例	開発法令:松川村むらづくり条例 ①新規に地面に設置する場合 土地の区画形状を変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為で、その面積が500平方メートルを超えるもの ②既存施設の屋根等を利用して設置する場合 上記①の手続きを過去に行っている場合は変更届。それ以外は上記①を同じ	Q	Q	Q				○許可制	○要	○要	○要
白馬村	総務課企画係	○	有	白馬村環境基本条例	開発法令:景観法 工作物の建設等で高さ18mを超えるもの又は、土地の形質変更等が3,000平方メートルを超える事業。着手3ヶ月前までに事前協議を行い、村長との環境保全協定の締結が必要。	Q	Q					○許可制	○要	○要	○要
小谷村		×	無												
長野市	都市計画課	○	有	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内で建築等の行為を行う場合には、風致地区の規制に関する許可が必要。	Q	Q					○許可制	×	×	×
	まちづくり推進課	○	有	長野市の景観を守り育てる条例	1,000mを超える建築物・工作物を建設する又は3,000mを超える土地の形質の変更を行う場合は、工事着手の30日前までに届出が必要。	Q	Q					○許可制	×	×	×
	環境政策課	○	有	長野市自然環境保全条例	保全地域内において、建築等の行為をする場合は許可が必要。	Q	Q					○許可制	×	×	×
	環境政策課	○	有	★ガイアドライン	土地に自立的に設置する50kW以上の太陽光発電設備を設置しようとする場合は、隣接住民等に対する説明会等を実施し、工事着手する日の30日前までに届出書を提出する。						Q	○届出制	○要	○要	○要
	政策推進課 政策秘書係	○	有	★その他の規定、基準等	【まちづくり課】景観法に基づき事前届出は、須坂市景観計画に定める「一般地域(面積1,000㎡)」、「景観育成重点地区(300㎡)」を超える場合に必要。【農業委員会】農地法4条1項の規定による農地転用許可申請が必要。				Q			○届出制	×	×	×
須坂市	建設課建築監理係	○	有	千曲市宅地開発等指導要綱	1,000㎡以上の宅地開発等をおこなう場合、当該計画を市長に協議しなければならぬ。			Q				○届出制	○要	○要	○要
千曲市	都市計画課計画係	○	有	千曲市美しいまちづくり景観条例	開発法令:景観法 農地転用等で1,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合に届出が必要。	Q	Q					○届出制	×	×	×
坂城町		×	無												
小布施町	建設水道課都市計画係	○	有	小布施町まちづくり条例	景観計画区域における行為の届出(全地域・事前協議(景観形成重点地区)が必要。	Q	Q					○届出制	×	×	×
高山村	総務課企画財政係	○	有	高山村開発行為の調整に関する条例	1,000㎡以上の土地の区画若しくは形質の変更又は建築物等を建設する行為	Q	Q					○許可制	×	×	×
	総務課企画財政係	○	有	高山村景観条例	太陽電池モジュールの合計面積が500㎡を超える場合に届出	Q	Q					○許可制	×	×	×
信濃町	総務課まちづくり企画係	○	有	信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱	施行区域の面積が1,000㎡以上を超える場合、別途定める指導基準により対応			Q				○届出制	○要	○要	○要

(3) 支援制度概要

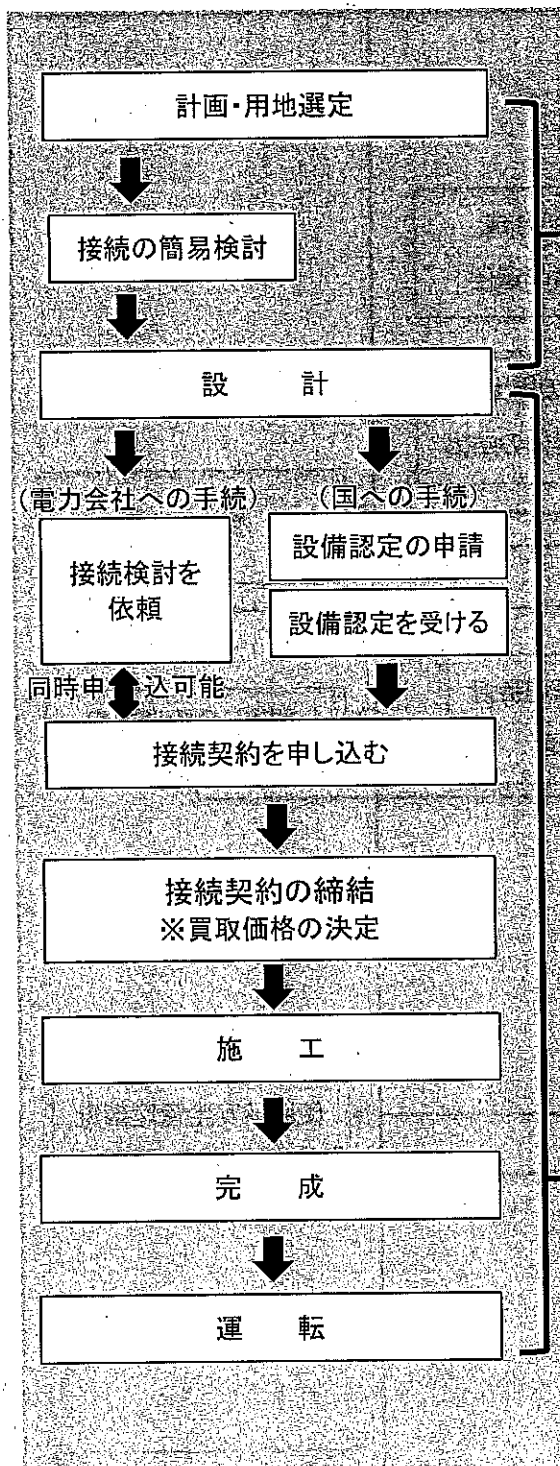
(参考:「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(平成28年度版)」資源エネルギー庁)

区分	目 的	制 度 名	国
人 支 援	融資を受けたい	環境・エネルギー対策貸付(非化石エネルギー)	国
		長野県中小企業融資制度資金(新事業活性化資金)	県
	税制の優遇を受けたい	エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)	国
		住宅省エネリフォーム減税(投資型)	国
		再生可能エネルギー等発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)	国
	地域の事業者等が主導して再生可能エネルギー発電に取り組みたい	自然エネルギー地域発電推進事業	県
	自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入したい	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金	国
	自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー設備の導入等をしたい	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	国
	農山漁村活性化のために整備された施設等に再生可能エネルギーを供給したい	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)	国
	公立学校に太陽光発電設備等を導入したい	学校施設環境改善交付金(うち太陽光発電等導入事業)	国
	農業水利施設を活用した太陽光発電を行いたい	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	国
	再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入したい	再エネ等を活用した水素社会推進事業	国
	地域における低炭素化プロジェクトに出資を受けたい	地域低炭素投資促進ファンド事業	国
	低炭素化プロジェクトへの融資について利子補給を受けたい	環境金融の拡大に向けた利子補給事業(環境リスク調査融資促進利子補給事業)	国
	再生可能エネルギー設備を、頭金の負担なく導入したい	エコリース促進事業	国
調 査 支 援	地産地消型のエネルギーシステムを構築するための調査・計画策定や設備導入をしたい	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金	国
	災害に強い、地産地消型エネルギーシステムの実証を行いたい	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業	国
	水道施設へ太陽光発電設備を導入したい	上水道システムにおける省CO2促進モデル事業	国
	農山漁業者等が主導して再生可能エネルギー発電に取り組みたい	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	国
研 究 開 発	農山漁村の活性化を目指した「再生可能エネルギーの地産地消」の導入に取り組みたい	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	国
	廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい(補助事業)	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業(補助事業)	国
	廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい(委託事業)	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業(委託事業)	国
	新エネルギーに関する新たな技術を開発したい	新エネルギーベンチャー技術革新事業	国
そ の 他	高性能・高信頼性の太陽電池を低コスト化したい	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発	国
	温室効果ガス削減に大きな可能性を有する技術開発について知りたい	戦略的創造研究推進事業先端的低炭素化技術開発(ALCA)	国
	太陽光発電システムについて効率向上・低コスト化したい。また、太陽光パネルのリサイクル技術を低コスト化したい	太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発	国

(4) 設備導入の流れ (必要な手続き等)

(参考: 「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック (平成28年度版)」 資源エネルギー庁)

事業化のフロー



主な関連許認可手続

- 環境アセスメント(長野県環境影響評価条例)
- 土地売買等の契約届出手続(国土利用計画法)
- 開発許可手続(都市計画法)
- 農地転用許可手続(農地法、農業振興地域の整備に関する法律)
- 道路の占用許可手続等、道路使用許可等手続(道路法)
- 林地開発許可手続(森林法)
- 行為許可申請等手続(自然公園法)
- 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続(文化財保護法)
- 特別保護地区内における行為許可手続(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- 生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)
- 土地の形質変更に係る届出手続(土壤汚染対策法)
- 景観法等に基づく届出
- 宅地造成等規制法に基づく許可又は届出
- 砂防指定地における行為許可等
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
- 地すべり防止区域内の行為許可
- 自然環境保全地域等における行為の許可又は届出
- 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可

※関係する条例等を必ず確認して下さい

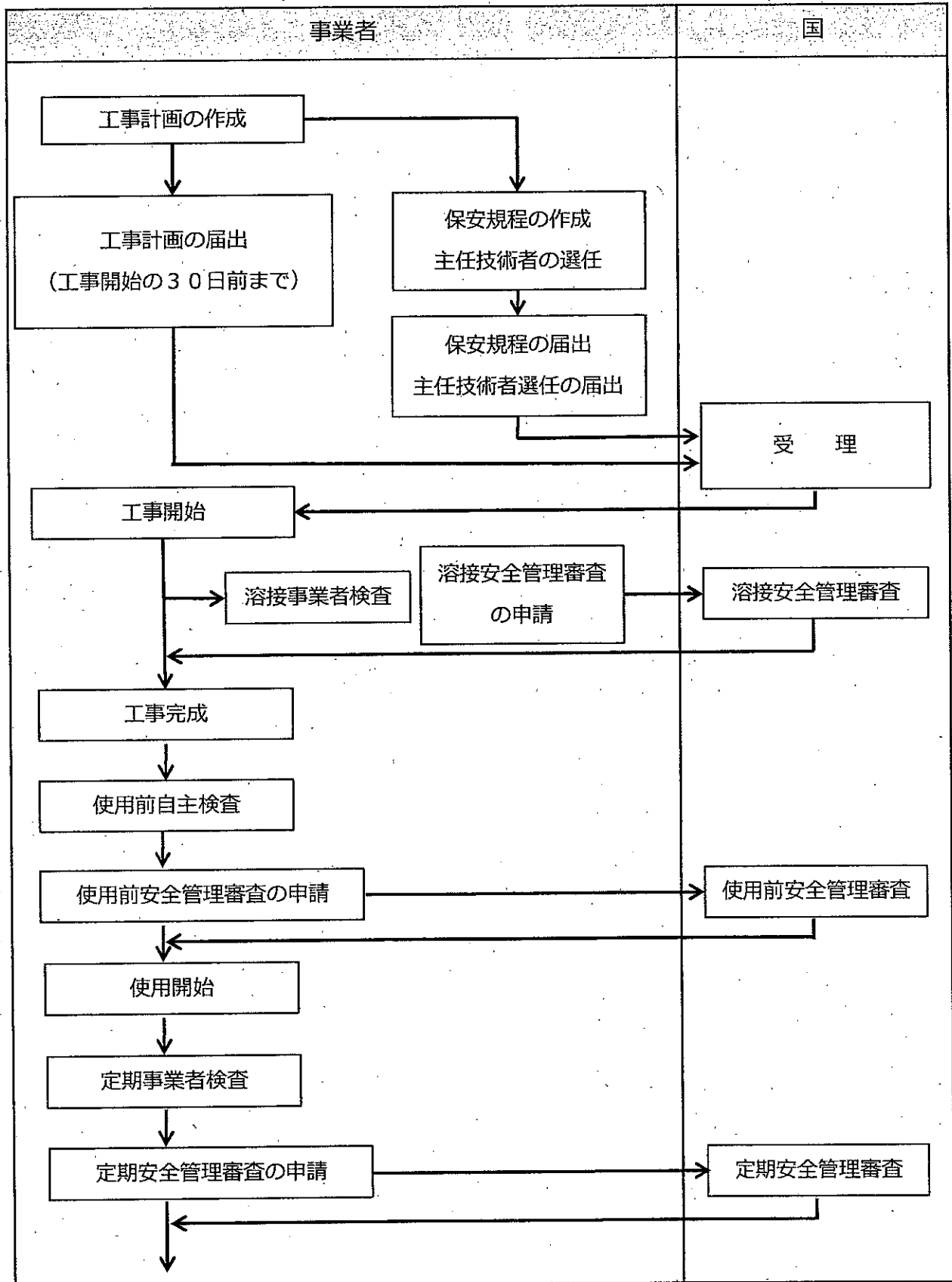
- 保安規程の届出手続、主任技術者の選任及び届出手続、工事計画の届出手続、使用前安全管理検査手続、供給計画の届出(電気事業法)
- 建築確認申請(建築基準法)
- 消防法に基づく申請等
- 道路使用許可等手続、道路の占用許可手続等、道路法に基づく車両制限(道路法)
- 遺跡・遺物等の発見報告

※関係する条例等を必ず確認して下さい

主な許認可手続のフロー等

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)

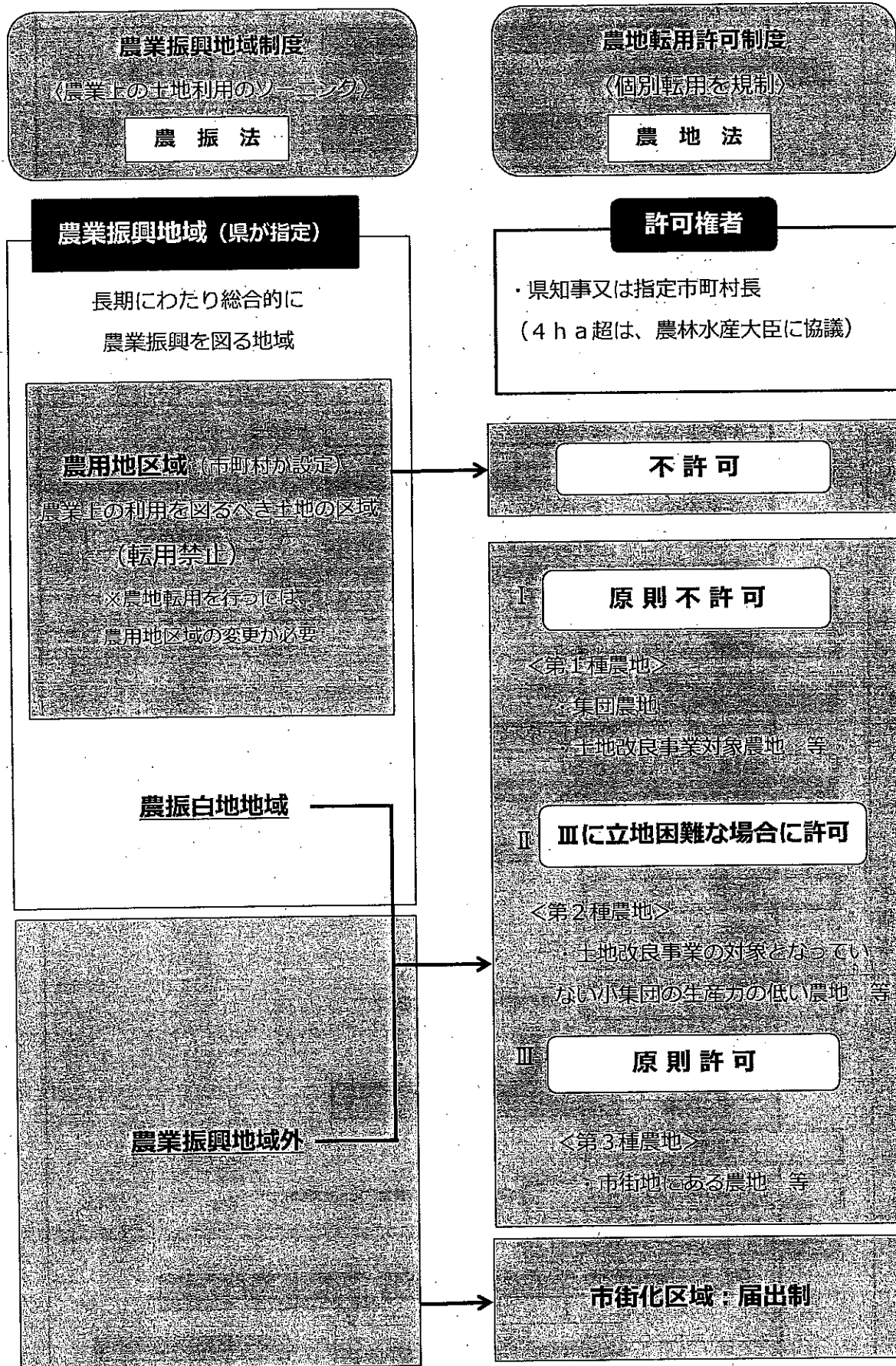
電気事業法に係る工事計画届出等の手続



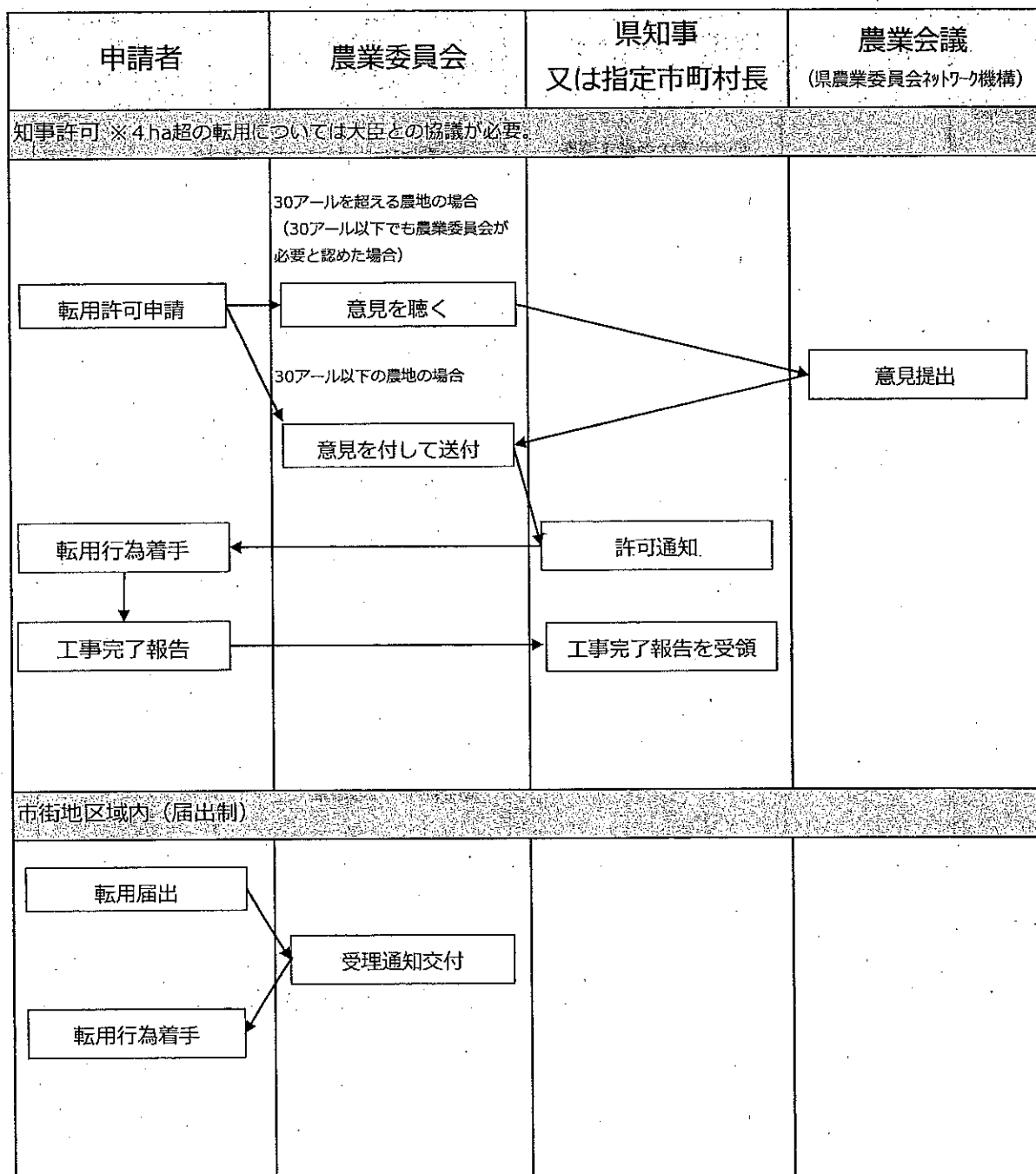
平成28年1月13日
(配慮書手続に係る部分は
平成28年10月1日)



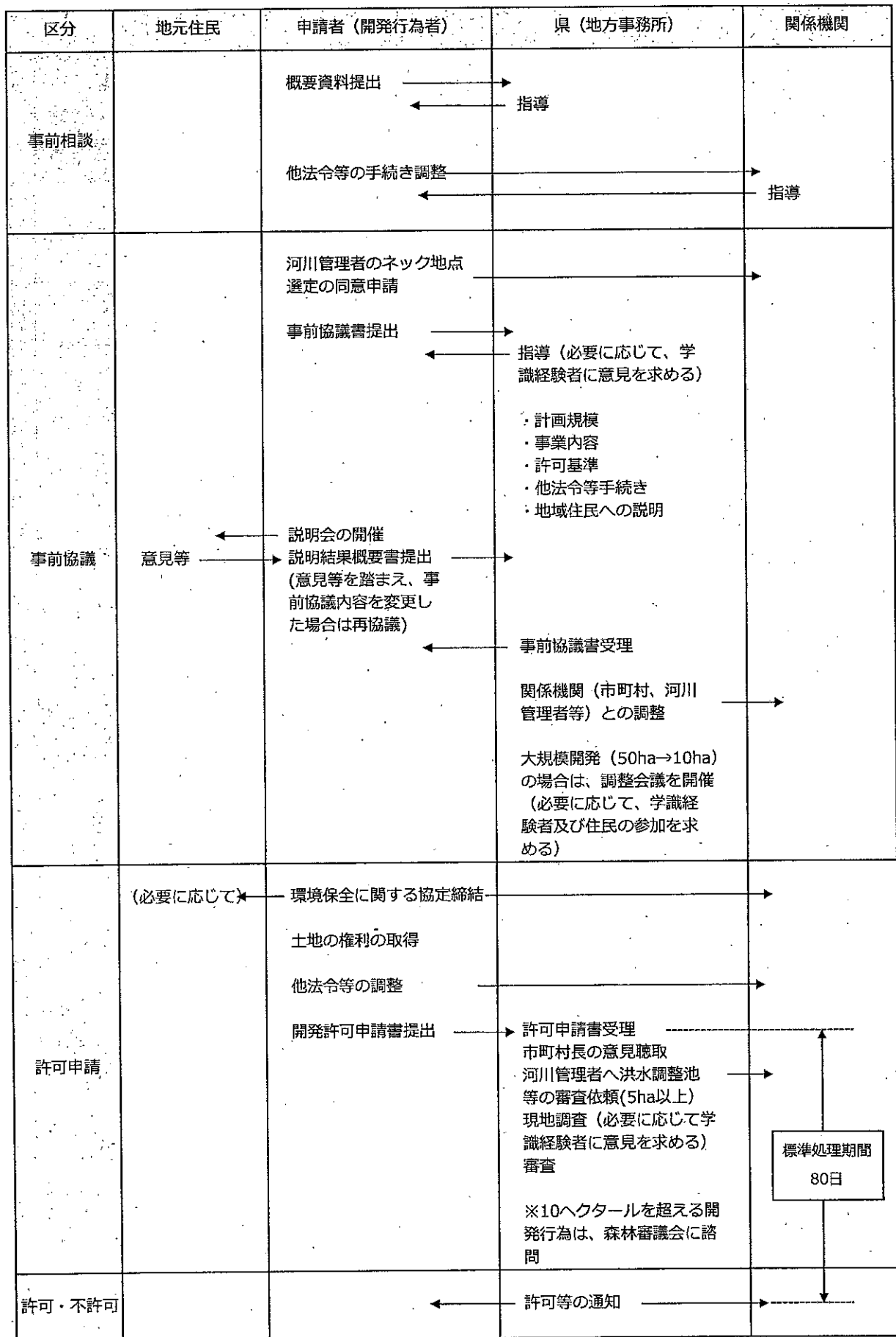
農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要



農地法に係る農地転用許可の手續フロー

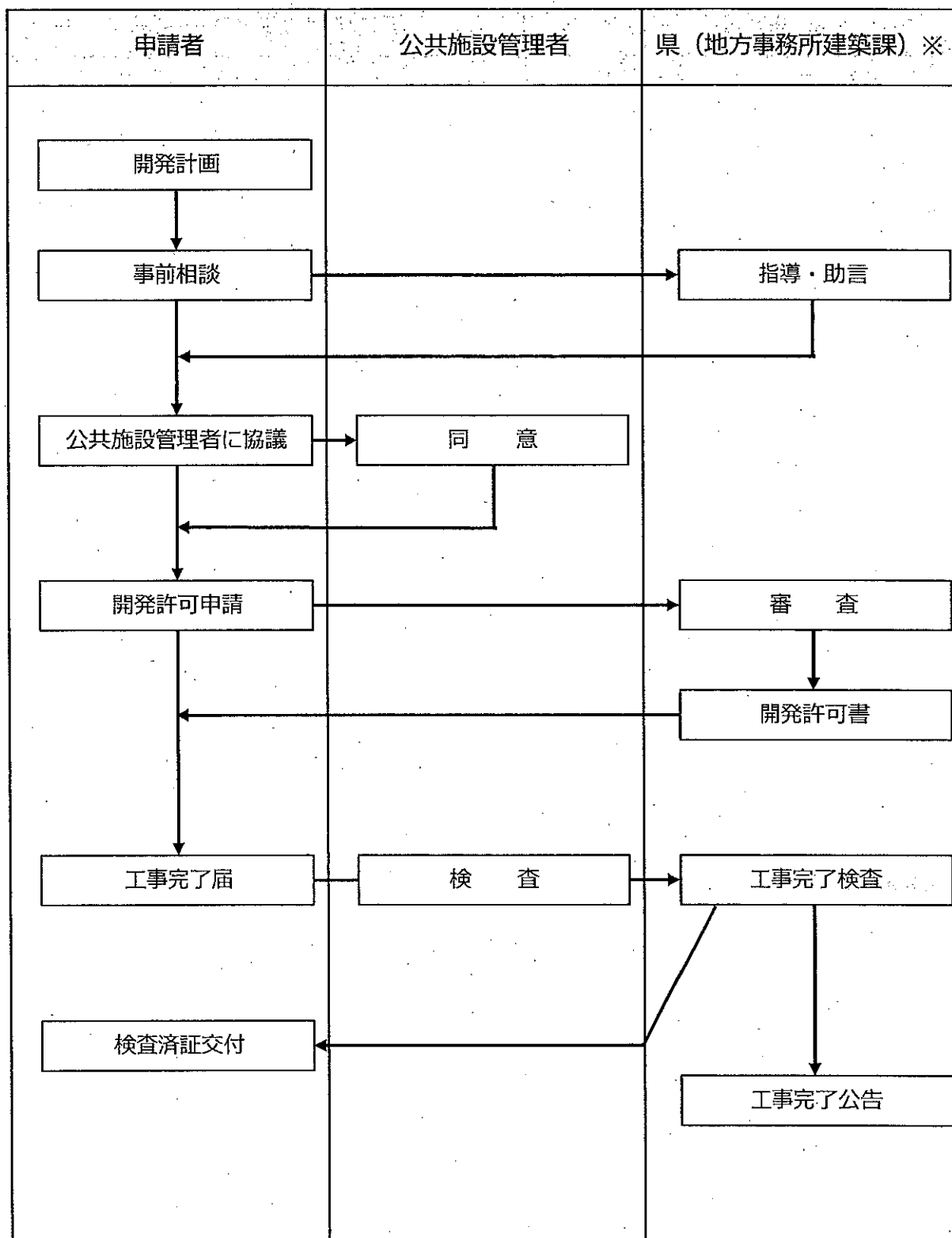


林地開発許可制度における事務処理の流れ



都市計画法に係る開発許可の手続フロー

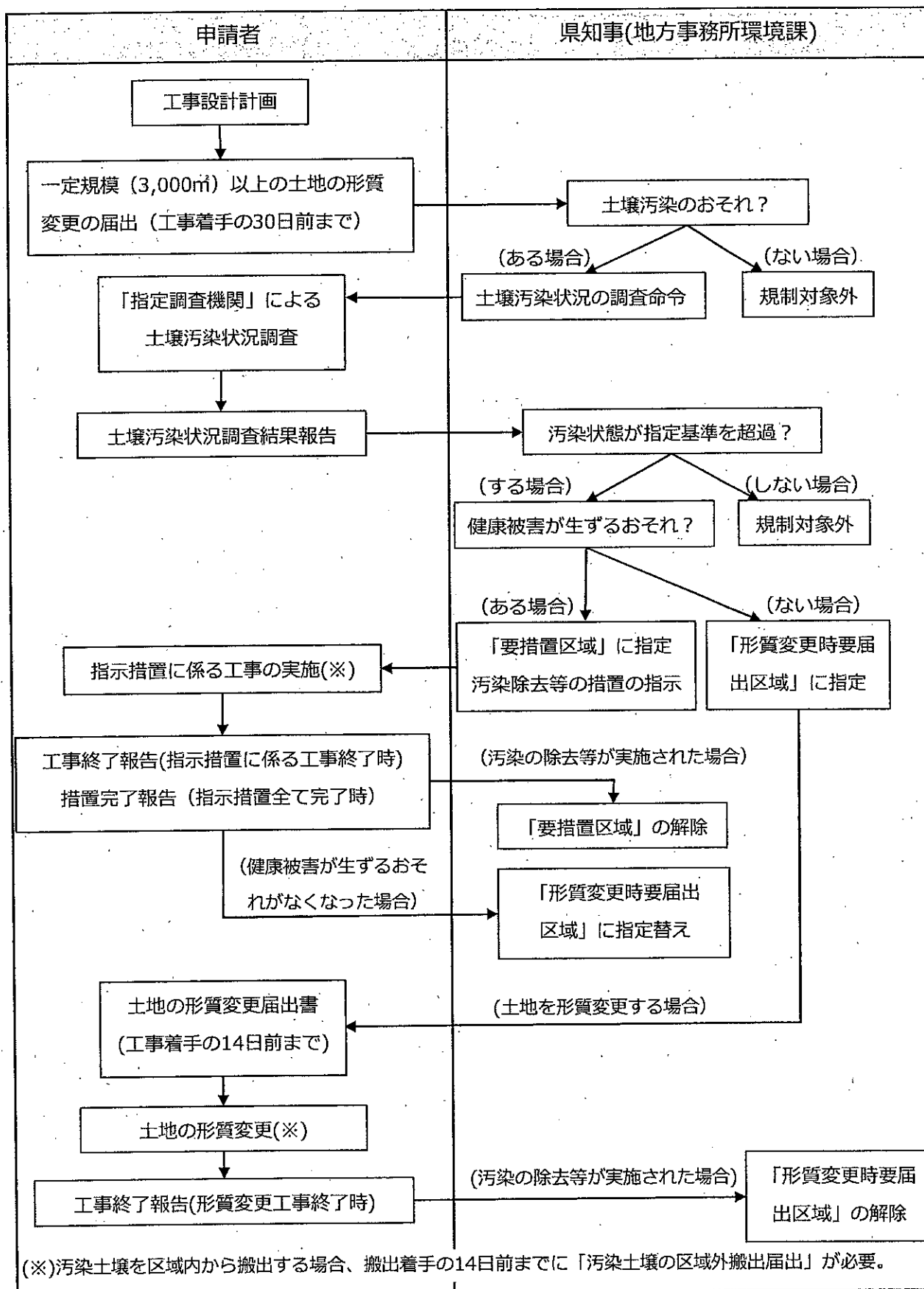
(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)



※長野市、松本市は市の開発許可担当部署

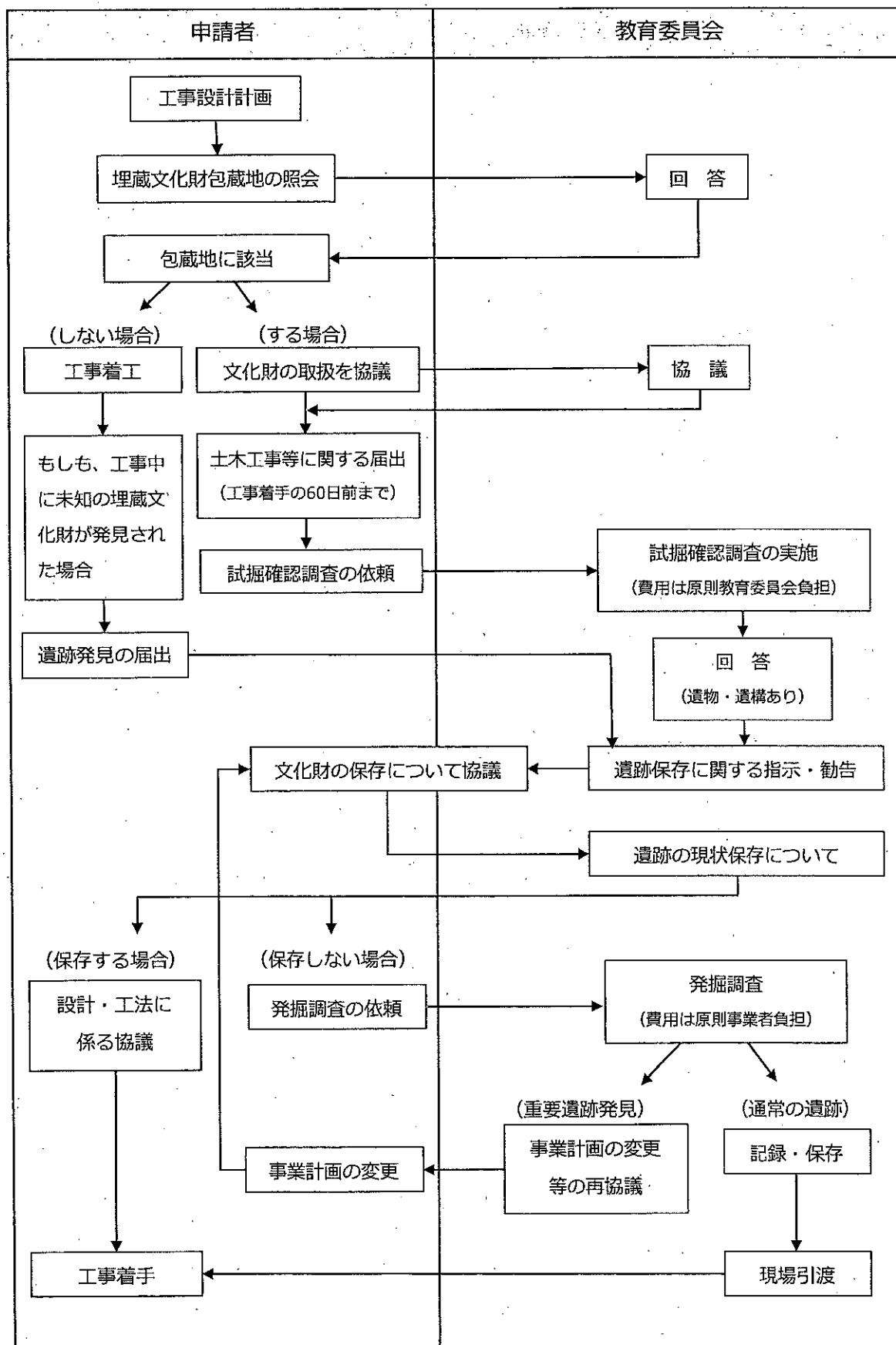
土壌汚染対策法に係る土地の形質変更に係る手続フロー

(参考:「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(平成28年度版)」資源エネルギー庁)



埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出に係る手続フロー

(参考:「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(平成28年度版)」資源エネルギー庁)



農山漁村再生可能エネルギー法に基づく制度の概要

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成27年度版）」資源エネルギー庁）

- 地域主導により、計画的に農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進する枠組み
- 農林地等の適切な利用調整と、売電収入の地域への還元により、農山漁村の活性化を図ることとしている。
- 各種法律の手続きを市町村を通じてワンストップ化できるとともに、第1種農地の転用不許可の例外措置が受けられるなどの場合がある。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 計画制度

基本理念

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、

- ・ 地域関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ・ 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、適切な土地利用調整が行われなければならない。

基本方針（国）

農山漁村との調和や農林地等の適切な利用調整 等の方針

基本計画（市町村）

- ・ 農林漁業と調和した再生可能エネルギー発電による農山漁村の活性化に関する方針
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

協議会

- ①市町村、②設備整備者
- ③農林漁業者・団体、地域住民等 から構成

申請

認定

- ・ 手続のワンストップ化
- ・ 農林地等の権利移転の一括処理 等

同意

設備整備計画（設備整備者）

- ・ 発電設備の整備の内容
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

国・県

農地法、森林法等の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断

(5) 関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）

（参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁）

手続 (関係法令)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
（国土利用計画法） （土地売買等の届出） （事後届出手続）	土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上	土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	（提出先） 市町村の 国土利用計画法担当部署 （問合せ先） 長野県企画振興部 地域振興課（土地対策係） ☎026-235-7025
（都市計画法） （開発許可手続）	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000㎡以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000㎡以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1ha以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。 ※太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の附属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該附属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。	長野市、松本市→市の開発許可担当部署 長野市、松本市以外の市町村→最寄りの地方事務所の建築課 長野県建設部 都市・まちづくり課（都市計画係） ☎026-235-7297

申請 (関連法規)	申請が必要となる場合	確認方法・申請内容	問合せ先・提出先
(農地法、農地転用許可手続、農業振興地域の整備に関する法律)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合。 なお、農用地区域内の土地については、市町村が農用地区域から除外する場合に限られる。	土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。 農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村長の農地転用許可を受けなければならない。	農地転用許可手続：市町村の農業委員会 農用地区域からの除外を申し出るための手続：市町村の農政担当部署 最寄りの地方事務所の農政課 長野県農政部 農業政策課（農地調整係） ☎026-235-7214
(道路法) 道路の占用許可手続	道路区域内で設置や施工をするために、道路を占有する場合	①道路占用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。 ②道路に関する工事を行う場合には、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出し、承認を得た上で、自費で施工しなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
(林地開発許可手続、森林法)	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールを超える規模で開発を行う場合	市町村林務担当部署に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。 (なお、1ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。)	(伐採の届出・伐採後の造林の届出：市町村林務担当部署) 林地開発許可：最寄りの地方事務所の林務課 長野県林務部 森林づくり推進課（保安林係） ☎026-235-7275

手続 (関係法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
行 (為 自許 然可 公申 園請 法等 手続	(国立公園・国定公園) ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合	右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。 ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④都道府県知事の許可を受けなければならない。 ⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は最寄りの地方事務所環境課 長野県環境部 自然保護課 ☎026-235-7178
(土 土壌 汚 染 対 策 法) 土 地 の 形 質 変 更 に 係 る 届 出 手 続	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。	最寄りの地方事務所環境課 長野県環境部 水大気環境課 ☎026-235-7162
(木 工 事 等 届 出 手 続) 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 土	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地び該当するか否かを教育委員会に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。	市町村の教育委員会

対象 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣の保護及び管理並びに特別保護地区内における行為許可手続)	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、最寄りの地方事務所林務課 林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 ☎026-235-7273
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律) (生息地等保護区等の管理手続)	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等
(消防法) (消防法に基	危険物施設等に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要。	当該施設が設置される区域の市町村長等の許可を受けなければならない。	市町村の消防担当部署
(道路車両制限法) (道路車両制限法に基	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
保安規定の届出手続 (電気事業法)	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)とその発電した電気を使用する設備の場合	業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、保安のための巡視、点検及び検査に関する事などを記載した保安規定を定め、発電設備の使用の開始前まで(工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)に経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817
主任技術者の選任 (電気事業法)	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣へ届け出なければならない。 届出は発電設備の使用開始前まで(工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817
工事計画の届出手続 (電気事業法)	事業用電気工作物を設置する場合 ※太陽電池発電所(出力2,000kW以上)	工事の開始30日前までに「工事計画書届出書」を経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817
使用前安全管理検査 手続 (電気事業法)	工事計画の届出をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合	設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない(定期事業者検査)。 設置者は定期自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない(定期安全管理審査)。	中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817

手続 (関係法令)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	関係機関・提出先
(建築基準法) 建築確認申請	○太陽光発電設備に係る手続 ①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要。 (1) 以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4 m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合 ②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要となる。 (※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体) ○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。 ・当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合	建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。	特定行政庁・指定確認検査機関 ※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体
(河川法) 河川の占用等許可手続	(河川区域内) 河川区域内の土地を占用する場合及び河川区域内において工作物を新設等する場合。 (河川保全区域内) 河川保全区域内において工作物を新築等する場合。	許可申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村の各河川管理者窓口

事 務 系 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法 手続内容	問合せ先 提出先
地 続 為 砂 管 へ 及 防 理 砂 び 指 条 防 砂 定 例 法 防 地 ・ 設 内 長 備 に 為 野 占 お 県 用 け 砂 の る 防 許 制 指 可 限 定 手 行	○砂防指定地内における以下の制限行為を行う場合 ①建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 ②立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 ③切り取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 ④たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 ⑤土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ⑥樹根又は草根の採取 ⑦牛馬その他の家畜の放牧 ○砂防設備の占用	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316
べ る 地 り 制 す 等 限 べ 防 行 り 止 為 防 法 許 止 ・ 可 区 手 域 続 内 へ に 地 お す け	○地すべり防止区域内における以下の制限行為を行う場合 ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ③のり切又は切土で政令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316
害 へ お 急 の 急 け 傾 防 傾 る 斜 止 斜 制 地 に 地 限 崩 関 の 行 壊 す 崩 為 危 る 壊 許 険 法 に 可 区 律 よ 手 域 ・ 続 内 災 に	○急傾斜地崩壊危険区域における以下の制限行為を行う場合 ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積 ⑦前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316

窓 口 一 覧

○国の機関

管 轄	機 関 名	電話番号	郵便番号	住 所
環 境 省	中部地方環境事務所	052-955-2130	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
	長野自然環境事務所	026-231-6570	〒380-0846	長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
	松本自然環境事務所	0263-94-2024	〒390-1501	松本市安曇124-7
	志賀高原自然保護官事務所	0269-34-2104	〒381-0401	下高井郡山ノ内町大字平穂7148
	戸隠自然保護官事務所	026-254-3060	〒381-4102	長野市戸隠豊岡9794-128
	上高地自然保護官事務所 (冬季連絡先：松本自然環境事務所)	0263-95-2032	〒390-1516	松本市安曇4468
経産省	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）	052-951-2817	〒460-8510	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
	商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班	03-3501-1742	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1（別館）
国交省	長野国道事務所(管理第一課)	026-264-7007	〒380-0902	長野市鶴賀字中堰145
	飯田国道事務所(管理第一課)	0265-22-5080	〒395-0024	飯田市東栄町3350
	千曲川河川事務所(占用調整課)	026-227-7768	〒380-0903	長野市鶴賀字峰村74番地
	天竜川上流河川事務所(管理課)	0265-22-5080	〒395-0024	飯田市東栄町3350

○県の機関

管 轄	機 関 名	部署（担当課）	電話番号	郵便番号	住 所
佐 久	佐久地方事務所	環境課	0267-63-3166	〒385-8533	佐久市跡部65-1
		農政課	0267-63-3144		
		林務課（林地開発許可）	0267-63-3156		
		建築課	0267-63-3160		
	佐久北部事務所	維持管理課	0267-63-3172	〒384-0301	佐久市臼田2015
	佐久建設事務所	維持管理課	0267-82-8271		
上 小	上小地方事務所	環境課	0268-25-7134	〒386-8555	上田市材木町1-2-6
		農政課	0268-25-7125		
		林務課(林地開発許可)	0268-25-7139		
		建築課	0268-25-7142		
	上田建設事務所	維持管理課	0268-25-7164		
諏 訪	諏訪地方事務所	環境課	0266-57-2952	〒392-8601	諏訪市上川1-1644-10
		農政課	0266-57-2912		
		林務課(林地開発許可)	0266-57-2921		
		建築課	0266-57-2923		
	諏訪建設事務所	維持管理課	0266-57-2935		
上伊那	上伊那地方事務所	環境課	0265-76-6817	〒396-8666	伊那市荒井3497
		農政課	0265-76-6812		
		林務課(林地開発許可)	0265-76-6827		
		建築課	0265-76-6830		
	伊那建設事務所	維持管理課	0265-76-6847		

管 域	機 関 名	部 署 (組織事務)	電話番号	郵便番号	住 所
下伊那	下伊那地方事務所	環境課	0265-53-0434	〒395-0034	飯田市追手町2-678
		農政課	0265-53-0413		
		林務課(林地開発許可)	0265-53-0428		
		建築課	0265-53-0433		
	飯田建設事務所	維持管理課	0265-53-0450		
木曽	木曽地方事務所	環境課	0264-25-2234	〒397-8550	木曽郡木曽町福島2757-1
		農政課	0264-25-2220		
		林務課(林地開発許可)	0264-25-2226		
		商工観光建築課	0264-25-2229		
	木曽建設事務所	維持管理課	0264-25-2241		
松本	松本地方事務所	環境課	0263-40-1941	〒390-0852	松本市大字島立1020
		農政課	0263-40-1915		
		林務課(林地開発許可)	0263-40-1931		
		建築課	0263-40-1934		
	松本建設事務所	維持管理課	0263-40-1963		
	安曇野建設事務所	維持管理課	0263-72-8398	〒399-8205	安曇野市豊科4960-1
	犀川砂防事務所	砂防課	0263-62-3257	〒399-7102	安曇野市明科中川手4235
北安曇	北安曇地方事務所	環境課	0261-23-6563	〒398-8602	大町市大町1058-2
		農政課	0261-23-6510		
		林務課(林地開発許可)	0261-23-6520		
		商工観光建築課	0261-23-6524		
	大町建設事務所	維持管理課	0261-23-6533		
	姫川砂防事務所	砂防課	0261-82-3100	〒399-9422	北安曇郡小谷村大字千国乙10307-3
長野	長野地方事務所	環境課	026-234-9590	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1
		農政課	026-234-9512		
		林務課(林地開発許可)	026-234-9525		
		建築課	026-234-9530		
	長野建設事務所	維持管理課	026-234-9539		
	千曲建設事務所	維持管理課	026-273-5940	〒387-0007	千曲市大字屋代1881
	須坂建設事務所	維持管理課	026-245-1671	〒382-0073	須坂市大字須坂字中縄手1699-11
	土尻川砂防事務所	砂防課	026-229-2511	〒381-3163	長野市七二会己973-1
北信	北信地方事務所	環境課	0269-23-0202	〒383-8515	中野市大字壁田955
		農政課	0269-23-0210		
		林務課(林地開発許可)	0269-23-0218		
		建築課	0269-23-0220		
	北信建設事務所 中野事務所	維持管理課	0269-22-3138	〒383-0022	中野市中央1-4-19
	北信建設事務所 飯山事務所	維持管理課	0269-62-4111	〒389-2255	飯山市大字静間字町尻1340-1
	【総合窓口】 環境部 環境エネルギー課		026-235-7179	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2

(6) 設置に係る基準、ガイドライン等

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」 2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の太陽光発電システムが、安全・安心に使用されることを目的に、設備導入にあたりチェック又は留意することが望ましい事項等を事業者・投資家、SI・企画立案者、設計者及び施工者の4者を対象として整理し、設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般用電気工作物】」 2014年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の一般用電気工作物の太陽光発電システムについての保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL : <http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

「公共・産業用太陽光発電システム手引書」 2013年3月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○設備技術者、電気技術者等の専門家に限らず、一般建築関係者向けの手引き

URL : <http://www.jpea.gr.jp/point/index.html>

「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）
～太陽光発電事業編～」 2014年6月 環境省地球環境局 総務課低炭素社会推進室作成

○地域における再生可能エネルギー事業を振興するためにノウハウが蓄積されていない事業者等向けに、参考となる情報を整理

URL : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/24651.pdf>

今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入の
あり方に関する検討会報告書

～求められる地域の主体的な取組～

平成 27 年 3 月

今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会

<目次>

はじめに	1
第1章 現状と課題	2
1. 農山漁村のポテンシャル	2
2. 事業の類型化	2
3. 利益の地域外流出	5
4. 資源保全への懸念	6
第2章 目指す姿	7
第1節 農山漁村における再生可能エネルギー事業の意義	7
1. 経済的意義	7
2. 機能的意義	7
第2節 地域の主体性発揮	8
1. 「地域主導型」の事業の拡大	8
2. 「協働型」の事業への誘導	8
3. 農林漁業者等の積極的関与	9
第3章 目指す姿の実現に向けて	11
第1節 地域が主体性を発揮した事業の促進	11
1. 事業の意義の理解及び共有	11
2. 人材の育成及び確保	12
3. 円滑な資金調達	17
4. 制度面での工夫	17
5. 外部事業者と地域の協働	18
第2節 地域における総合的な資源経営	19
第4章 中長期的な方向性	22
第1節 環境変化への対応	22
1. 電力小売自由化後の新たな再生可能エネルギーの販売	22
2. 再生可能エネルギーの地産地消の促進	22
第2節 再生可能エネルギーの観点からの「地域の自立」	23
おわりに	25
資料	26
○「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」の概要	26
○再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化の取組（参考事例）	27

はじめに

農山漁村には、森林資源等のバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在しており、再生可能エネルギーへの利用の面で高いポテンシャルがある。特に平成24年7月からは、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）が始まり、再生可能エネルギー発電は事業採算性が向上し、農山漁村の活性化へとつながる可能性が大きく向上した。

農林水産省では、これまで「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）の活用促進や各種予算措置等により、再生可能エネルギー事業による利益の地域への還元や土地利用調整のあり方を示すとともに、地域の主体的な再生可能エネルギー事業を促進し、農山漁村の活性化を図ってきたところである。

しかしながら、農山漁村における再生可能エネルギー事業の取組状況をみると、農林漁業者等を始めとした地域の主体が時間をかけて合意形成を経ながら事業の検討を進めつつある一方で、既に知見を有し、資金力で優る地域外の主体が主導した事業が先行しており、再生可能エネルギー事業による利益が必ずしも農山漁村の活性化につながっていない。また、事業計画から稼働までの期間が短い太陽光発電の固定価格買取制度の下での設備認定が急速に進んだ結果、平成26年9月以降、複数の電力会社が再生可能エネルギー発電設備の接続契約申込みに対する回答保留を行うという事態が生じ、地域の主体による再生可能エネルギー事業にも影響が出つつある。このようなことから、再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化の取組が、大きな広がりを見せるには至っていない。

こうした状況の下、地域の主体的な事業の加速化を図り、再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化をさらに促進するため、農林水産省食料産業局では、学識経験者や地方自治体、農林漁業関連団体、アドバイザー、金融機関等の有識者を構成員とした「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」を開催し、平成26年10月から5回にわたり検討会での議論を重ねてきた。

本報告書は、検討会における議論を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー事業の目指す姿を確認し、それに向けた今後の政府の施策や、地方自治体、民間事業者、農林漁業者等の役割についての指針を提言するものである。特に、再生可能エネルギー事業による利益を農山漁村の活性化につなげる観点から、農林水産省が中心となって、この提言を受け止め対応することが求められる。本報告書における提言が、今後の政府の施策に反映されるとともに、地方自治体、民間事業者、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への積極的な関与につながることを期待する。

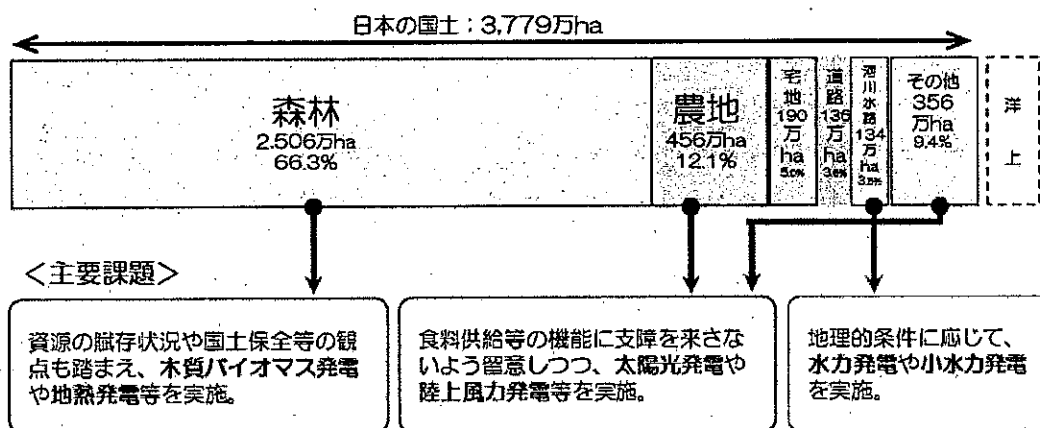
第1章 現状と課題

1. 農山漁村のポテンシャル

我が国の国土の大宗を占める農山漁村には、森林資源等のバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在しており、再生可能エネルギーへの利用の面で高いポテンシャルがある。例えば、年間 800 万 t 発生する未利用間伐材を全て利用した場合の木質バイオマス発電は年間約 70 億 kWh を、農業水利施設を利用した場合の小水力発電は年間約 8.9 億 kWh を、それぞれ発電できるポテンシャルがあると試算されている。これらは、約 220 万世帯分の電力消費量に相当する。この他、農業利用としての再生が困難な荒廃農地を太陽光発電、風力発電等に利用することも可能である。このように、農山漁村における資源の再生可能エネルギーへの利用面でのポテンシャルは非常に大きく、これらの資源の積極的な利用を図っていくことが重要である。

固定価格買取制度が開始された平成 24 年 7 月以降、同制度に基づく設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の大宗を太陽光発電が占める一方、農山漁村固有の資源である木質バイオマスや家畜排せつ物、農業水利施設等を利用するバイオマス発電や小水力発電の事業件数は、計画から稼働までの期間が長いこと等により未だ少なく、農山漁村はそのポテンシャルを十分に発揮できていない。

【図1】我が国の国土構成と再生可能エネルギー資源の賦存



(資料)国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

2. 事業の類型化

農山漁村において行われている再生可能エネルギー事業について、誰が、どのように取り組んでいるのかという観点から、本報告書では、以下のとおり類型化するものとする。

(1)「地域主導型」の事業

地域の主体が自ら事業費の過半を出資し、意思決定を行い、再生可能エネルギー事業を実施するものを「地域主導型」の事業とする。このような事業の場合、地域の主体が事業を実施しているため、事業の利益の大宗を地域で得ることが可能となる。一方、地域の主体が自ら事業の実施に必要な資金を調達するとともに、自ら知見を持つ必要があることから、実施までに克

服すべき課題が多く、時間を要することが多い。

「地域主導型」の事業は、農林漁業者の関わり方により、さらに以下のように類型化できる。

① 「農業経営一体型」の事業

農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）が自ら再生可能エネルギー事業を実施するものを「農業経営一体型」の事業とする。

具体的には、農業者が、畜舎や農業施設等の屋根に太陽光発電設備を整備したり、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を整備したりすること等により、農業施設や農地等を再生可能エネルギーの観点からも高度利用する事業である。このような事業は、農林漁業者が、農業による収入に加えて再生可能エネルギー事業による新たな収入も得ることができ、所得の向上や農業経営の多角化及び安定化につながるものである。また、施設園芸において、従来の石油ボイラーに替えて木質ペレットボイラーを使用することで、コストの削減につなげるとともに、「カーボンオフセット¹の花」として付加価値をつけて販売したり、酪農経営において、太陽光発電による電気を畜舎で使用して生産された生乳を「エコ牛乳」として差別化したりするなど、農業所得自体の向上につなげている事例もある。

また、「農業経営一体型」の事業には、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の農林漁業者の組織する団体が事業を実施している事例もある。これらの団体は、農業水利施設を管理している立場、あるいは、農林漁業経営において発生する資源を収集して、利用しやすい立場にあるとともに、事業を行うための組織体制と資金力を有しているなど、個々の農林漁業者が再生可能エネルギー事業に取り組むよりも優位性を発揮できることがある。

事業により得られる利益は、直接的な所得となるだけでなく、6次産業化等の更なる農林漁業の発展のため原資として活用することも可能である。

② 「コミュニティ一体型」の事業

市町村等の地域の主体と農林漁業者等が協働して再生可能エネルギー事業を実施するものを「コミュニティ一体型」の事業とする。

高知県梶原町では、町が風力発電を行い、その売電収入を積み立てた基金から間伐交付金を森林所有者に交付することで、森林整備を行っている。また、岐阜県郡上市石徹白地区では、NPO法人「やすらぎの里いとしろ」が小水力発電を行い、発電した電気を農産物加工施設へ供給することで、地域特産物であるとうもろこしの加工という新たな6次産業化の取組を行っている。このように、農林漁業者等が、市町村等の地域の主体が行う事業に積極的に関与することにより、再生可能エネルギー事業で得られる利益を農林漁業の健全な発展につなげることが可能である。

（２）「協働型」の事業

地域の主体が地域外の主体と協働して再生可能エネルギー事業を実施するものを「協働型」

¹カーボンオフセットとは、自分の温室効果ガスの排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）すること。

の事業とする。さらに、「協働型」の事業は、地域の主体の関わり方により、さらに以下のように類型化できる。

① 「地域参画型」の事業

地域の主体が事業費の一部（半分未満）を出資し、地域外の主体と協働して、特別目的会社（SPC）等の事業体を設立することで、意思決定に関わるとともに、利益配分の一部も享受するものを「地域参画型」の事業とする。

② 「地域配慮型」の事業

地域の主体が、自ら出資は行わないものの、地域外の主体と協働して、地域での合意形成を図り、地域外の主体が地域へ利益配分を行うなど地域に配慮するものを「地域配慮型」の事業とする。

熊本県山都町の水増^{みずまさり}集落では、集落の主体が出資はしないものの、太陽光発電事業を実施する町外の事業者を誘致し、事業者は地代の支払いのみならず売電収入の5%を地域に還元し、住民と協力して自然公園等を整備したソーラーパークを構築するなど、事業を集落の活性化につなげている。

これらの「協働型」の事業では、地域の主体が、地域外の主体が行う事業の意思決定に一定程度関わることにより、利益の一部を得て、地域と調和のとれた事業の実施を可能とするとともに、地域外の主体が有している資金や知見を活用することで、「地域主導型」の事業と比較して短時間で大規模な事業を実施することができる。なお、「地域配慮型」の事業に比べ、地域の主体が事業に係る費用の一部を出資する「地域参画型」の事業の方が、地域の主体がより深く事業に関与することで、事業をより地域の活性化に資するものとするのが可能となる。また、「地域配慮型」の事業では、地域の主体が事業への関与に必要な出資を行うことが困難な場合でも実施することが可能となり、外部事業者としても地域への利益配分等に配慮することで地域での円滑な合意形成が可能となる。

（3）「外部主導型」の事業

地域外の主体のみで出資をし、意思決定を行い、再生可能エネルギー事業を実施するものを「外部主導型」の事業とする。事業実施に必要な資金と知見を有している地域外の主体は、短時間で大規模な事業を実施することが可能である。

【図2】各類型における地域の主体の関わり方の整理

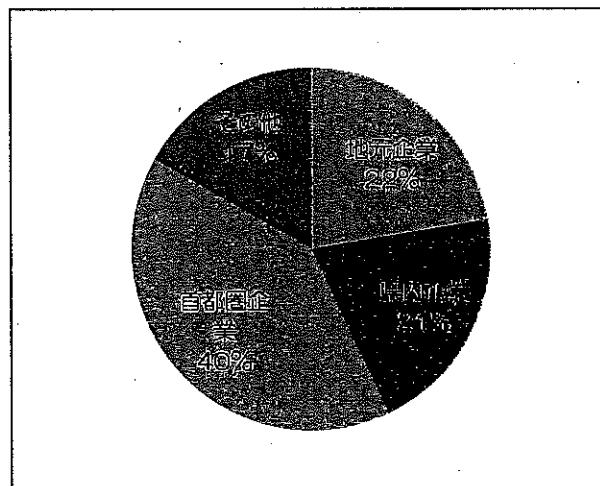
		所有(出資)	意思決定	利益配分
地域主導型		◎ (過半)	○ (出資と意思決定が分断している場合もある)	◎
協働型	地域参画型	△ (半分未満)	△ (半分未満)	△ (半分未満)
	地域配慮型	×	△ (外部事業者が地域に配慮)	△ (外部事業者が地域に配慮)
外部主導型		×	×	×

(◎:深く関わる、○:関わる、△:一部関わる、×:関わない)

3. 利益の地域外流出

再生可能エネルギー事業の実施主体をみると、例えば、太陽光発電では、地元企業が設置主体になっているものが2割程度であり、大半が地域外の事業者による「外部主導型」の事業となっていると思われる。外部事業者による事業の実施は、地代収入や固定資産税等利益の一部が地域に入るものの、売電収入のほとんどが地域外へ流出しており、再生可能エネルギー事業が農山漁村の活性化に必ずしもつながっていない。再生可能エネルギー事業による利益をいかに農山漁村の活性化につなげていくかが課題である。

【図3】太陽光発電の設置主体（面積ベース）



(資料) 経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成【平成24年1月～平成25年12月の合計】

なお、分類の定義は以下のとおり。

○地元企業：太陽光発電設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。

○県内企業：太陽光発電設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。

○首都圏企業：設置主体の本社所在地が東京都・大阪府のもの（県内企業、地元企業を除く）。

※工場立地動向調査は用地を取得した者を対象に調査を行っており、必ずしも設備の設置は完了していない。

4. 資源保全への懸念

農山漁村の資源の再生可能エネルギーへの無計画な利用は、様々なトラブルを発生させる可能性がある。

例えば、10a当たりの農地の賃借料は、全国平均で、田であれば約1万2千円、普通畑であれば約1万円であるが、固定価格買取制度における調達価格等算定委員会で太陽光発電の調達価格を算定する際の根拠となっている土地の賃借料は10a当たり15万円とされている。このことを背景として、太陽光発電設備の整備を目的とした農地の転用が進んでいる。また、林地においても、太陽光発電設備の整備を目的とした森林開発に対して、景観や防災上の観点から地域住民の懸念の声が上がっている事例がある。さらに、農林地ともに、違法な転用や開発が行われた事例も発生している。

このような課題は、太陽光発電に限らず、他の電源においても生じ得るものであり、土地利用に係る法制度の遵守はもとより、農林地の多面的機能が無計画な土地利用によって失われること防止する観点からも、再生可能エネルギー利用と農林業上の土地利用との適正な調整が重要となっている。さらに、木質バイオマスの再生可能エネルギー利用においては、燃料として使用する樹木の過度な伐採が森林の機能を害するおそれもある。農山漁村の豊富な資源をいかに持続可能な形で最大限活用していくかが課題である。

第2章 目指す姿

第1節 農山漁村における再生可能エネルギー事業の意義

農山漁村において再生可能エネルギー事業を促進するためには、事業の意義を明確化する必要がある。ここでは、経済的な観点と機能的な観点からその意義を示す。

1. 経済的意義

農山漁村における再生可能エネルギー事業には、従来未利用となっていた資源に新たな価値が生まれ、金銭的なメリットが得られるという「経済的意義」がある。すなわち、地域で生産した再生可能エネルギー電気を地域外へ販売することで、地域外から新たな利益を獲得することが可能となる。加えて、再生可能エネルギー電気や熱を地域で利用することで、従来電気料金や燃料費等として地域外へ流出していた支出が減少するとともに、地域の主体にエネルギーの対価が支払われるため、地域内経済循環が生まれることとなる。

特に、農林漁業分野においては、農林漁業者等が、自らの資源を活用して再生可能エネルギー事業に取り組むことで、売電収入により農林漁業者等の所得が増加するとともに、その売電収入を6次産業化の事業の原資とすることで、経営の多角化を図ることができる。また、電気や熱を自らの農業施設で自家利用することで、燃料費や資材代等のコストを削減することも可能となる。さらに、再生可能エネルギーを利用して生産した農林水産物等を「カーボンオフセットの花」や「エコ牛乳」等として販売する事業が既にみられるように、生産する農林水産物等に新たな付加価値を付与することができている事例もある。このように、農林漁業者等による再生可能エネルギー事業は、農林漁業の経営改善にも寄与するものである。

また、高知県梶原町において、売電収入を森林の保全を目的とした予算として活用しているように、再生可能エネルギー事業の売電収入は、市町村等の農林漁業振興の予算など、農林漁業の発展のための原資にもなり得るものである。

2. 機能的意義

農山漁村における再生可能エネルギー事業には、事業自体が持つ機能の発揮という「機能的意義」もある。例えば、電源の種類により効果は異なるものの、再生可能エネルギー事業により、発電設備の維持管理事業や木質バイオマスの再生可能エネルギー利用におけるチップ加工事業等の周辺事業に係る雇用が創出される。また、これまでに再生可能エネルギー事業に取り組んできた地域では、環境に配慮した地域づくりが評価され、他地域からの視察や観光客の増加等がみられるように、交流人口の拡大も期待できる。近年、人口減少・超高齢化社会に直面している農山漁村において、交流人口の拡大を通じてにぎわいを取り戻すことの意義は大きい。さらに、再生可能エネルギー事業は、化石燃料の使用量を減少させ、温室効果ガスの排出削減につながる。加えて、再生可能エネルギーを自家利用する場合は、石油価格等に左右されない安定的なエネルギーの確保につながる。

農林漁業分野においては、特に、バイオマスを再生可能エネルギーに利用した場合に特有の機能が発揮される。家畜排せつ物をメタン発酵させて発生するメタンガスをエネルギー利用す

ることは、臭気対策等の環境対策となり、家畜排せつ物の適正な処理につながる。また、未利用間伐材等の木質バイオマスをエネルギー利用することにより、間伐等の手入れの際に発生する曲がり材、梢や根元等の部分も搬出が促進され、森林の適切な整備・保全につながるものである。さらに、小水力発電等では事業、災害時における農業水利施設の管理等のための電気供給の確保につながるなどの意義がある。

第2節 地域の主体性発揮

前述のように、再生可能エネルギー事業は、農山漁村の活性化に寄与し得るものであり、以下のように、地域の主体性が発揮された事業を促すことが重要である。

1. 「地域主導型」の事業の拡大

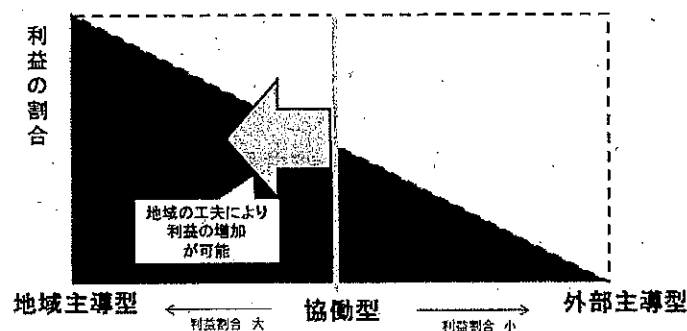
再生可能エネルギー事業により農山漁村の活性化を図るためには、地域が得る利益の拡大を図るとともに、地域で合意された再生可能エネルギー事業を実施する必要がある。そのためには、まず、地域の主体が自ら出資し、意思決定を行い、利益の大宗を得ることができる「地域主導型」の事業を促進することが重要である。

「地域主導型」の事業では、資金調達や知見の獲得等において課題があり、事業規模が大きい場合はより困難となるが、地域が主体的に創意工夫することにより、電源の種類にかかわらず開発を進めることが可能である。特に、バイオマス発電や農業水利施設を利用した小水力発電については、燃料の調達や水利権の確保といった点で地域の主体に優位性があることから、「地域主導型」の事業を促進することが重要である。

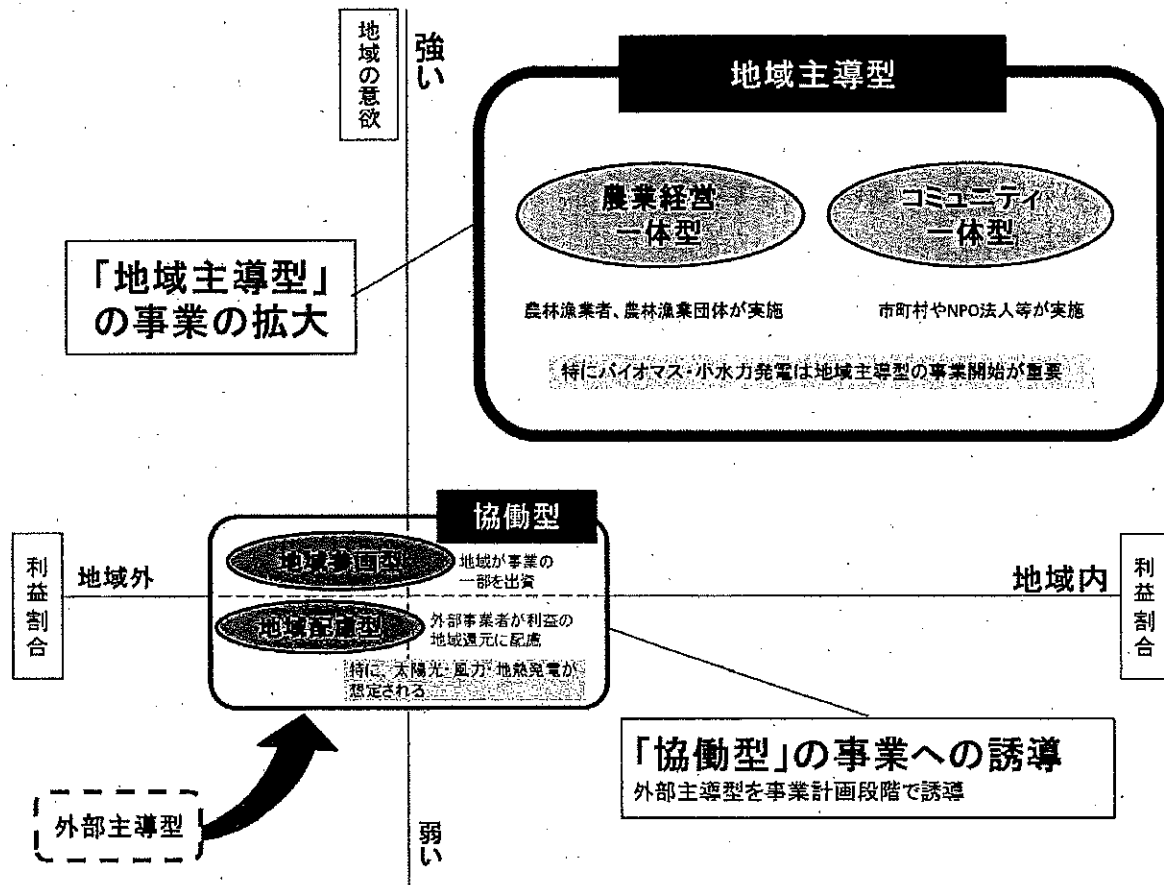
2. 「協働型」の事業への誘導

「地域主導型」の事業を行うことが困難であっても、「外部主導型」で行われようとする事業について、計画段階から地域の主体が関わることで、農山漁村の活性化に資する「協働型」の事業へと誘導することが可能となる。特に、太陽光発電、風力発電、地熱発電等は事業規模が大きいことから「外部主導型」の事業が多くなると想定されるため、「協働型」の事業への誘導が重要である。

【図4】各類型における地域が得られる利益の割合（イメージ）



【図5】再生可能エネルギー事業の目指す姿（イメージ）



3. 農林漁業者等の積極的関与

従来、農山漁村に存在するバイオマス、水、土地等の資源は、主に農林漁業者等によって、農林漁業のために利用されてきた。昨今、再生可能エネルギーという新たな資源の利用の可能性が生じている中においても、農山漁村の資源の利用について知見を有する農林漁業者等が引き続きその資源を利用していくことが重要である。

ドイツでは、農林漁業者等が、自ら有する資源を積極的に利用して再生可能エネルギー事業に取り組むことで、所得向上や農山漁村の活性化につなげている。我が国においても、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への積極的な関与が促進される必要がある。

さらに、地域外の主体が実施する事業においても、農林漁業者等が関与することによって「協働型」の事業へと誘導し、事業を農林漁業の健全な発展につなげることが必要である。

例えば、農林漁業者等は、地域外の主体と共に特別目的会社（SPC）等の事業体を立ち上げ、事業費の一部を出資して意思決定に関わるとともに、事業の利益の一部を得ることが可能である（「地域参画型」）。この場合、個々の農林漁業者が単独で出資金を調達することは困難であることから、特に農林漁業者の組織する団体による事業が求められる。

また、「地域配慮型」の事業においては、農林漁業者等が協議会等の外部事業者との話し合いの場に参加し、売電収入の地域への還元方法についての意思決定に関わることにより、例えば、

外部の主体が実施する事業の利益の一部を活用した農産物加工施設等の整備、発電設備の維持管理等による地域の雇用の創出、発生した電気や熱の農産物加工施設や園芸施設等での利用、交流人口拡大の契機を捉えたレストランや直売所等の新たな事業展開等ができ、農林漁業の健全な発展につなげることが可能となる。

再生可能エネルギー事業の内容や農林漁業者等の置かれた状況に応じて、地域資源を管理している農林漁業者等が前述のような関与をすることで、再生可能エネルギー事業の円滑な実施につながるとともに、農林漁業者等の所得向上につながり、さらに農山漁村の活性化を図ることが可能となる。

第3章 目指す姿の実現に向けて

第1節 地域が主体性を発揮した事業の促進

1. 事業の意義の理解及び共有

再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化を図っていく上では、農林漁業者やその組織する団体、市町村等の地域の関係者が、再生可能エネルギー事業の意義を理解し、事業を通じて目指す地域の姿を共有し、連携していくことが必要である。そのための対応方向を以下に示す。

(1) 事業の意義の理解

地域の主体的な再生可能エネルギー事業がこれまでに実現した地域の共通点としては、その地域が再生可能エネルギー事業の意義を明確にしていることが挙げられる。

高知県梼原町では、町の「自立」を目指すことを基本理念とし、その達成の手段として、地域に賦存する資源を再生可能エネルギーに利用している。また、この基本理念と手段について住民と十分な共有が図られている。このため、梼原町では、町が主導した風力発電、小水力発電等の再生可能エネルギー事業とそれによる地域の活性化が着実に進んでいる。

栃木県的那須野ヶ原土地改良区連合は、貴重な水資源を活用して持続可能な地域をつくることを目的とし、その達成のための手段として小水力発電等の再生可能エネルギー事業を行うという意義を明確に示し、地域でその意義を共有して事業を進めている。また、発電した電気は土地改良施設へ供給するとともに、余剰分を売電して農業用水路等の維持管理費に充当し、農業の経営改善に結びついている。

このように、地域が主体的に再生可能エネルギー事業を進めるためには、農山漁村の活性化という「目的」と、再生可能エネルギー事業という「手段」を明確にし、その意義について関係者と共有することが重要である。

特に、「地域主導型」の事業を進めるに当たっては、農林漁業者等が重要な役割を担うことから、農林漁業者等に対して意義の理解を促す必要がある。このため、農林水産省は、前章第1節で記述した経済的意義と機能的意義を参考とし、農林漁業者等に対して、普及啓発資料等により再生可能エネルギー事業に取り組む意義の理解を促すべきである。

(2) 地域の意識共有及び合意形成の仕組み

再生可能エネルギー事業を円滑かつ持続的に行いつつ農山漁村の活性化につなげるためには、市町村、発電事業者、農林漁業者、地域住民等の幅広い関係者の間で、再生可能エネルギー事業に関する方針、事業を実施する主体、場所、発電設備の種類や規模、得られた利益の配分等に関する十分な合意形成が必要である。

岐阜県郡上市石徹白地区では、地域の主体が中心となって、小水力発電事業を実施する際に、郡上市と官民連携の事業化推進協議会を設置し、民間事業者と行政の役割分担を明確にすることで、円滑に事業を進めてきた。このように、協議会等の合意形成の場を設け、官民の連携体制を構築し、行政の協力を得ながら事業を実施することは、地域が主体的に事業を推進していく上で重要である。

農山漁村再生可能エネルギー法では、市町村が、再生可能エネルギー事業による農山漁村の活性化に関する方針等をまとめた基本計画を作成する際に、地域の関係者の意見を基本計画に適切に反映させるため、市町村、農林漁業者、発電事業者、その他関係住民等から構成される協議会を設置することができることとしている。地域の合意形成を図るためには、市町村が主導して農山漁村再生可能エネルギー法の協議会を活用することが有効である。

なお、事業の実施主体については、株式会社、一般社団法人、NPO法人、認可地縁団体²等の様々な形態がある。岐阜県郡上市石徹白地区では、地域における合意形成を円滑に進めるため、出資者の平等性を担保できる農業協同組合という形態をとった結果、地域全戸の参加を得ている。これは今後再生可能エネルギー事業に取り組もうとする地域が事業の実施主体を検討する際に参考になると考えられる。

2. 人材の育成及び確保

地域が主体的に再生可能エネルギー事業を進めていく上では、それを担う人材の育成及び確保が重要となる。

特に、「地域主導型」の事業を行うに当たっては、地域の人材が事業の実施に必要な発電技術等の知見をいかに獲得するかが大きな課題である。再生可能エネルギー事業を実施するためには、事業構想策定、収支計画作成、資金調達、設備の整備・維持管理といった事業の段階に応じた知見が必要である。これらの知見を地域の主体が獲得するためには、以下のようなツールが必要である。

(1) 研修

地域の主体が必要な知見を効率良く獲得するためには、必要な知見を体系立てて学ぶことができる研修が必要である。現在、農林水産省では、再生可能エネルギー事業に取り組む農林漁業者等が一堂に会した研修を実施するとともに、地域で行う研修への専門家の派遣等についても支援している。

また、経済産業省では、平成 25 年度より「まちエネ大学³」を開講し、地域での再生可能エネルギー事業を担う人材を育成するとともに、「再生可能エネルギースキル標準 (GPSS)⁴」を策定することにより、必要な知見を体系化し、人材育成の指針を定めている。

農林漁業者等に対して効率的・効果的な研修を行えるよう、農林水産省は、他省庁と連携し、農山漁村において再生可能エネルギー事業を担うことのできる人材の育成を強化する必要がある。

(2) アドバイザー

地域の主体が再生可能エネルギー事業を実施しようとする際には、地域の実情に即して適切

² 町内会や自治会等、地方自治法第 260 条の 2 に基づき地域的な共同活動を行い、市町村の認可を受けている団体。法人格を有する。

³ 経済産業省資源エネルギー庁とまちエネ大学実行委員会とが中心となって、地域金融機関や地方自治体等と協働して、地域の再生可能エネルギー事業者やビジネスプロデューサーの育成を行う取組。

⁴ 経済産業省資源エネルギー庁が、再生可能エネルギー事業に関わる人材の職種の定義をし、ビジネスに必要とされる知識・スキルを体系化したもの。

な助言や指導を行うことのできるアドバイザーの存在が重要である。特に、「地域主導型」の事業において農林漁業者等が事業の中心的な主体となる際には、再生可能エネルギーのみならず農林漁業についての知見も有し、日頃から農林漁業者等と密接な関係を持っている者が助言をすることが有効である。以下に、アドバイザーとしての役割を果たすことが期待される主体とそのあり方を示す。農林水産省は、これらの主体に対して、その役割が十分果たされるよう積極的な働きかけを行う必要がある。

① 地方自治体の農林漁業担当部局

地域の主体、特に農林漁業者等が事業構想を立てる際には、バイオマスや土地、水等の資源の賦存量や利用状況、再生可能エネルギーを農山漁村の活性化へつなげるための方法等について、農林漁業を所管する立場から、都道府県及び市町村の農林漁業担当部局が再生可能エネルギー事業に積極的に関与し、適切な助言を行うことが求められる。また、都道府県の職員である普及指導員は、営農に資する再生可能エネルギーの活用について、適切な助言を行うことが求められる。

しかしながら、地方自治体の農林漁業担当部局は、これまで再生可能エネルギー事業に関与した経験が乏しい場合が多く、地域の農林漁業者等に対して助言できる知見を持つ人材が少ない。また、地方自治体において、エネルギー担当部局と農林漁業担当部局との連携が十分に図られていない場合も多く、部局間で知見の共有が図られていない。

このため、地方自治体の農林漁業担当部局において、再生可能エネルギー事業について農林漁業者等へ助言ができる人材が育成されるよう、農林水産省は地方自治体に対する研修等を行う必要がある。その上で、地方自治体においては、農林漁業担当部局とエネルギー担当部局が密接な連携を図って対応していくことが求められる。

② 6次産業化プランナー

農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー事業による農林水産物の付加価値向上等の取組は6次産業化の一形態である。6次産業化プランナーは、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者やその他の事業者に対して助言することのできる高度専門人材であり、アドバイザーとなることが期待されるが、再生可能エネルギーも専門分野とする6次産業化プランナーは少ない。農林水産省は、人材の確保等の体制づくりを行うとともに、6次産業化プランナーが再生可能エネルギー事業についても助言できることを周知し、その活用を促す必要がある。

③ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等農林漁業者が組織する団体

農業協同組合等は、農林漁業者と日常的な取引があり、金融についての知見も有していることから、事業構想から資金調達、事業の実施までを通してアドバイザーとなることが期待される。また、農業協同組合等が自ら事業を行う主体ともなり得る。

このため、地域の農業協同組合等は、全農・経済連等のサポートを得るなどして農林漁業者に対するアドバイザーの機能の充実を図っていくことが重要である。

④ 金融機関

地域の主体が再生可能エネルギー事業に取り組むに当たり、収支計画を作成し、資金を調達する際には、金融に関する知見を有し、地域の事情にも精通している地方銀行や信用金庫、ＪＡバンク等の地域金融機関からのアドバイスが重要である。一方で、地域金融機関は、再生可能エネルギー事業に関する知見を必ずしも十分に有しているわけではない。このため、環境省では、再生可能エネルギー事業への出資や融資を促すため、専門家を地域金融機関へ派遣するなど、知見の向上等を図っている。地域金融機関においては、今後、さらに再生可能エネルギーに関する知見を蓄積し、主体に対して必要な助言を行うことが期待される。

また、農林漁業成長産業化支援機構（Ａ－ＦＩＶＥ）は、農山漁村の資源を活かした６次産業化に取り組む事業体に対する出資を行っているが、現在、再生可能エネルギー事業を含む取組に対する出資案件はない。農林漁業者等が再生可能エネルギーに取り組む際に、Ａ－ＦＩＶＥは重要な資金調達先の一つとなり得ることから、６次産業化プランナーと連携して積極的に収支計画や資金調達についての助言を行うことが重要であり、そのような関与を積み重ねていくことで、出資案件に結び付けていくことが期待される。

さらに、農林中央金庫及びＪＡ共済連は、平成２６年度に農山漁村再エネファンドを立ち上げ、既に地域活性化に資する再生可能エネルギー事業への出資実績がある。今後、再生可能エネルギー事業の出資に対して、さらに知見が蓄積されていくことが見込まれ、農林漁業者等に対して、収支計画や資金調達方法について助言する役割を担うことが期待される。

⑤ 専門家・コンサルタント

事業構想策定、収支計画作成、資金調達等、再生可能エネルギー事業を進める各段階で、専門家やコンサルタント（以下「専門家等」という。）が果たす役割は大きい。特に、これまで農山漁村において「地域主導型」の事業を行ってきた人材の知見は他の地域にとっても非常に有効であることから、彼らが次なる専門家等として積極的な役割を果たすことが期待される。

一方、多様な専門家等が存在するため、地域の主体が、自らの課題に対して適切な助言を行うことができる専門家等であるかどうかを判断することが困難な場合もある。このため、地域活性化に資する再生可能エネルギー事業の実績がある専門家等について、農林水産省等が情報を提供する必要がある。

⑥ 発電業界団体

我が国では、電源の種類に応じた全国的な組織が存在しており、発電技術に関して豊富な知見を有していることから、これらの組織がアドバイザーとして果たす役割は大きく、引き続き、地域の主体に対するアドバイザー機能を担っていくことが期待される。

【図6】事業の各段階におけるアドバイザー（イメージ）

		全体デザイン (コーディネーター)		資金調達		発電技術				
相談窓口 (紹介者)		事業構想		調達方法						
		収支計画								

アドバイザーに対するサポート

農水省(地方農政局含む)

経産省・環境省等関係省庁と連携して実施

(3) 他地域とのネットワーク

先進地域では、視察等により他地域の成功事例に学びながら、自らの地域の再生可能エネルギー事業を進めてきている。先進的な地域を含む、再生可能エネルギー事業に意欲を持つ地域間のネットワーク構築は、再生可能エネルギー事業に取り組んでいる地域や今後取り組もうとする地域にとって、情報入手のために有効である。

農林水産省では、地域の再生可能エネルギー事業に係る様々な情報を集約する場を設け、これを起点として全国における多様な再生可能エネルギー事業が促進され、各地域における自立的なネットワークづくりが形成されていくよう、プラットフォームの構築に取り組んでいる。具体的には、再生可能エネルギー事業による農山漁村の活性化に取り組んでいる地域の関係者を一堂に集めたワークショップを開催し、相互に課題の克服方法等の情報を共有するためのプラットフォームの構築を図っている。このような事業を実施する関係者のネットワークの構築は、農山漁村において再生可能エネルギー事業に取り組む地域の主体の育成及び確保に重要な役割を果たしており、一層の充実が必要である。

また、平成26年5月に施行された農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、市町村が基本計画の作成に取り組み始めているが、市町村担当者に、再生可能エネルギーと他産業との土地利用調整や農山漁村活性化につながる再生可能エネルギー事業の取組方法についての知見が不足していることから、「地域主導型」の事業を図ろうとしている市町村が互いに情報共有及び意見交換を行うことができるようなネットワークの構築も重要である。農林水産省は、全国各地に

において市町村担当者間のネットワークの構築が進むよう、モデルの構築を行う必要がある。

なお、既に都道府県単位や業種単位で、再生可能エネルギーに係る様々なプラットフォームが構築されているところであり、今後、農林水産省、都道府県等が新たにプラットフォームを構築しようとする際には、これらの既存のプラットフォームとの連携を十分に図る必要がある。

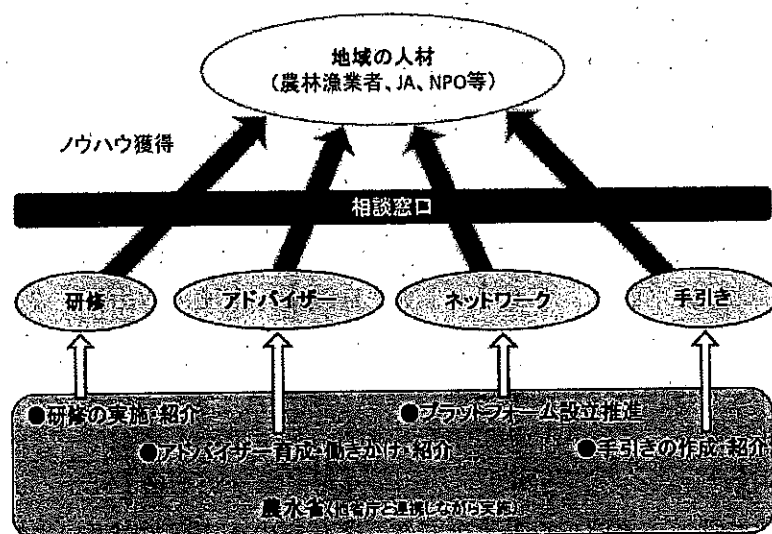
(4) 手引き

再生可能エネルギー事業についての知見をまとめたマニュアルやガイドライン等の手引きは、これから再生可能エネルギー事業に取り組もうとする地域の主体が自ら必要な知見を得るためのいわば教科書として、有効なツールである。現在、再生可能エネルギー事業に係る手引きについては、国や、地方自治体、民間事業者等が様々な視点から作成したものが存在している。農林水産省は、関係省庁や関係団体等と連携して、これら既存の手引きが有効に活用されるよう情報を整理し、一元的な情報提供を行う必要がある。その上で、農林漁業者等の地域の主体が再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化を図るために必要な知見について不足がある場合には、新たな手引きを作成することも必要である。

(5) 相談窓口

前述のように、研修、アドバイザー、ネットワーク、手引きといった、地域の主体が自ら知見を獲得できるようなツールが多数存在するものの、これから取り組もうとする地域の主体が、これらのツールを認識し、適切に選択できるよう情報提供を行う相談窓口が必要である。農林水産省では、農山漁村再生可能エネルギー法の施行と併せて、地方農政局等に相談窓口を設置し、再生可能エネルギー事業による農山漁村の活性化に取り組もうとする地方自治体や地域の主体に対して、相談対応や情報発信等を行っているところである。今後は、この相談窓口について、都道府県の相談窓口等と連携を図りながら、機能の更なる充実強化を進めることが必要である。

【図7】地域の人材による知見の獲得手段（イメージ）



3. 円滑な資金調達

平成24年7月より固定価格買取制度が開始されており、再生可能エネルギー電気の調達価格については、発電事業の総コスト及び適切な利潤等を考慮して決定されていることから、発電事業に係る費用については、同制度による売電収入によって回収が可能である。このため、同制度を活用する場合、発電事業に係る資金は、再生可能エネルギー事業を実施しようとする主体が出資や融資等を受けることにより、自ら調達することが基本である。

出資や融資を確保するためには、資金調達に先立ち、事業のリスクを洗い出した上で、十分に採算をとることのできる収支計画の作成が必要である。地域の主体が収支計画を作成することができるよう、地域金融機関、A-FIVE、農林中央金庫、専門家等が適切な助言を行うことが必要である。また、農林水産省は、他省庁や関係団体等とも連携して、適切な収支計画の作成に資するよう、特にバイオマス発電等における発電量の試算に必要な統計データの整備を検討する必要がある。さらに、再生可能エネルギー事業の採算性を高めるため、発電設備等の低コスト化や、事業主体が自らできる範囲で設備の維持管理を行うなどコストをより低く抑える手法を共有していくことも必要である。

資金調達には、地域金融機関からの出資や融資を得る他に、A-FIVE等の6次産業化への出資を行うファンド等や農林漁業者向けの融資制度の活用も有効である。また、徳島地域エネルギーでは、市民からの出資や寄付を募り、現金による配当の代わりに地域の農産物を出資者へ提供するというような市民出資の方法をとっていたり、北海道の士幌町農業協同組合では、農業協同組合が費用を負担して設備を整備し、組合員にリース方式で貸し出すという方法をとっていたりしており、このような多様な方法は、今後の資金調達の参考になると考えられる。

長野県や兵庫県では、事業に必要な初期費用のうち一部を県からの補助という形で貸し出し、県が補助したことをもって、民間の金融機関からの融資の呼び水とし、事業開始後に売電収入から返還を求める補助制度を実施している。このような補助金は、発電設備の整備に係る費用を直接支援するものではないため固定価格買取制度の活用と重複するものではなく、また、民間金融機関からの融資促進にもつながる有効な手法である。

資金をどのような形で確保するかは、事業主体が、再生可能エネルギー事業の目的や規模等に応じ、自ら有効な手法を見出すことが重要である。

4. 制度面での工夫

地域が主体的に再生可能エネルギー事業を促進していくためには、制度面での工夫が重要である。

再生可能エネルギー事業を持続的に行うためには、地域資源の賦存量に応じた適切な規模で取り組むことが重要である。一方、現在の固定価格買取制度では、地域の資源賦存量に鑑みて事業規模を決定しようとしても、電源によっては、規模別の調達区分がなく、比較的小規模な事業では採算をとることが難しくなっている。このため、農林水産省は、同制度を所管する経済産業省に対し、価格設定の配慮等を働きかけ、農山漁村の活性化に資する事業を促進する仕組みとしていく必要がある。また、小規模な事業や再生可能エネルギー熱に係る事業については、固定価格買取制度以外の手法での支援も併せて検討する必要がある。

ドイツでは、バイオマスを有効に活用した地域づくりを進めている地域を「バイオマス地域」

として選定するコンテストが行われており、他地域との競争意識を持ちながらバイオマスの活用に取り組む地域の動きが活発化している。我が国においても、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化を図った地域に対して農林水産省が表彰を行う等、事業推進のインセンティブを与える仕組みの検討が必要である。

また、地域の主体が意欲を持ち、知見を獲得し、自ら資金を調達した上で、再生可能エネルギー事業を行おうとしても、発電した電気を電力系統に接続することができない場合や、接続に多額の費用負担を求められる場合には、事業の実施が困難となり、中止を余儀なくされることがある。今後も再生可能エネルギー事業の拡大を図るためには、適切な接続・給電ルールの確立や、電力系統のさらなる強化等の対応が不可欠であり、農林水産省においては、電気事業に係る制度全般を所管する経済産業省に対し、これらの実施とその適切な費用負担について、働きかけていくことが求められる。

さらに、再生可能エネルギー事業を実施しようとする際には、用地関連許認可手続きや、電気事業法、河川法等の各種法令に基づく手続きが必要である。これまで、所管省庁において実態に合わせた規制緩和や手続きの簡素化が進められてきたが、引き続き、現場の課題に適切に対応していくことが必要である。加えて、農林漁業者等が行うこれらの手続きの事務負担を軽減するサポート体制が必要である。特に、用地関連許認可手続き等については、農山漁村再生可能エネルギー法により、市町村においてワンストップ化する仕組みが設けられたところであり、本法律の積極的な活用が期待される。

5. 外部事業者と地域の協働

現在、農山漁村では、地域外の主体も再生可能エネルギー事業を進めているが、この「外部主導型」の事業について、地域の多様な関係者との合意形成を経て、持続可能な事業とするためには、計画段階において、「協働型」の事業へ誘導することが重要である。

そのためには、市町村等の地方自治体が果たす役割が非常に大きく、地方自治体が農山漁村の活性化に協力的な企業を積極的に誘致することや、地域で事業を開始しようとする事業者の情報について事前に把握し、関係者とその情報を共有した上で、当該事業について協議する場を設け、適切な事業へ誘導していくことが必要である。このための手法としては、規制を設ける手法と適切な事業を優遇する手法とがある。

(1) 規制的な手法

規制を設ける手法としては、地方自治体において地域での事業の実施に条件付けを行う等の条例策定がある。大分県由布市では、美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、5,000㎡以上の土地に再生可能エネルギー設備を設置する事業者に対し、届出を義務付けるとともに、市長が事業者に対して再生可能エネルギー事業を行わないよう求める区域を定めることができる条例を策定している。また、山梨県富士山周辺11市町村においても、由布市と同様に、事業の届出の義務付け、設備の整備を抑制する区域の指定、事業者に対する指導等を行うことのできる条例を策定している。

このような条例策定は、外部事業者による事業の実施に伴うトラブル防止に一定の効果があ

るが、条例策定自治体において事業者が事業を行うコストが高くなる側面があることに留意が必要である。

（２）適切な事業を優遇する手法

適切な事業を優遇する手法としては、地方自治体において、農山漁村再生可能エネルギー法の活用や、「協働型」の事業を実施する企業の誘致、「協働型」の事業の推進を図る条例の策定等が有効である。

平成 26 年 5 月に施行された農山漁村再生可能エネルギー法は、「外部主導型」の事業を「協働型」の事業へ誘導するものであり、現時点では本法律を活用した事例は少ないものの、今後の積極的な活用が期待される。また、市町村等が、農山漁村の活性化に資する事業を行う意思がある企業に対して、土地の所有者とのマッチングや自治体内の遊休地等の提供等により、企業誘致を行うことも有効である。

長野県飯田市は、市民が、地域の資源を再生可能エネルギーに利用し、当該利用による調和的な生活環境の下に生存する権利（地域環境権）を有する旨を規定した上で、公共性のある事業を市が認証し、必要な調査費用の無利子貸付けを行うとする条例を策定することで、「協働型」の事業の促進を図っている。このような「協働型」の事業の促進を図る条例について、地方自治体が積極的に策定していくことも有効である。

加えて、「協働型」の事業の中でも、地域が意思決定や利益配分によりかかわることのできる「地域参画型」の事業を促すため、地方自治体や地域関係者が地域外の企業を誘致する際には、地域の主体による出資を事業実施の要件とするなど、地域の主体が参画できる仕組みづくりが重要である。デンマークでは、地域外の主体が再生可能エネルギー事業を実施する際には、その事業に係る費用の一定割合を地域の主体が出資することをルールとして定めている。地域の主体の出資を条件とすることにより、再生可能エネルギー事業の意思決定や利益配分についても地域の主体が関与できる仕組みであり、地方自治体によるこのようなルールの策定等も有効な手法である。

このような「協働型」の事業の実施は、地域にとってメリットがあることは当然であるが、再生可能エネルギー事業を行う地域外の主体にとっても、地域と親和的に事業を進めることができ、住民とのトラブルを未然に防止するとともに、地域から設備の整備や運転に対する前向きな協力を引き出すことにつながり、持続可能性の高い事業を行うことができるというメリットがある。地域外の主体がこのような意義を理解し、積極的に「協働型」の事業を行うことが期待される。

第 2 節 地域における総合的な資源経営

再生可能エネルギーも含め、農山漁村の資源を活用した農山漁村の活性化を図っていくためには、未利用間伐材や家畜排せつ物、農業水利施設等の農山漁村固有の資源を、地域の知恵と工夫で、持続可能な形で最大限活用していくことが重要である。

そのためには、国におけるエネルギーベストミックスの議論とは別に、それぞれの農山漁村

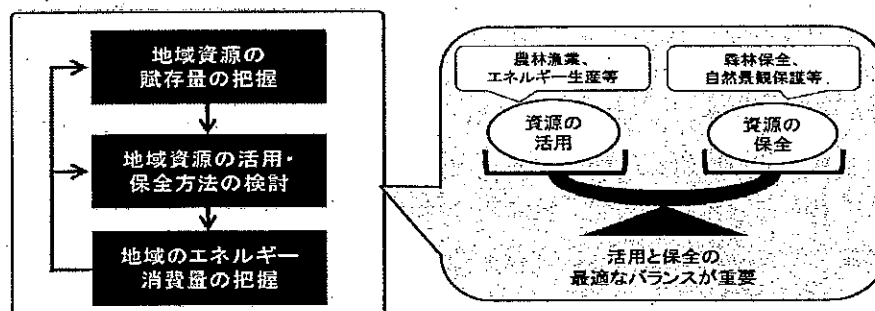
において、資源の賦存量を把握した上で、地域のエネルギー消費量も把握しながら、それらの資源を持続可能な形で最大限利用していく方法（地域資源利用のベストミックス）を検討し、主体的に資源の活用と保全のバランスを保つこと（資源経営）を行うことが重要である。

バイオマスについては、再生可能エネルギーとしての利用の他に、木材であれば製材やパルプ材等として、農作物残さであれば飼料や肥料等としての活用方法があり、多段階での利用が可能である。利用段階ごとの付加価値を考慮しながら、持続可能な範囲内で地域資源を最大限利用することが重要である。

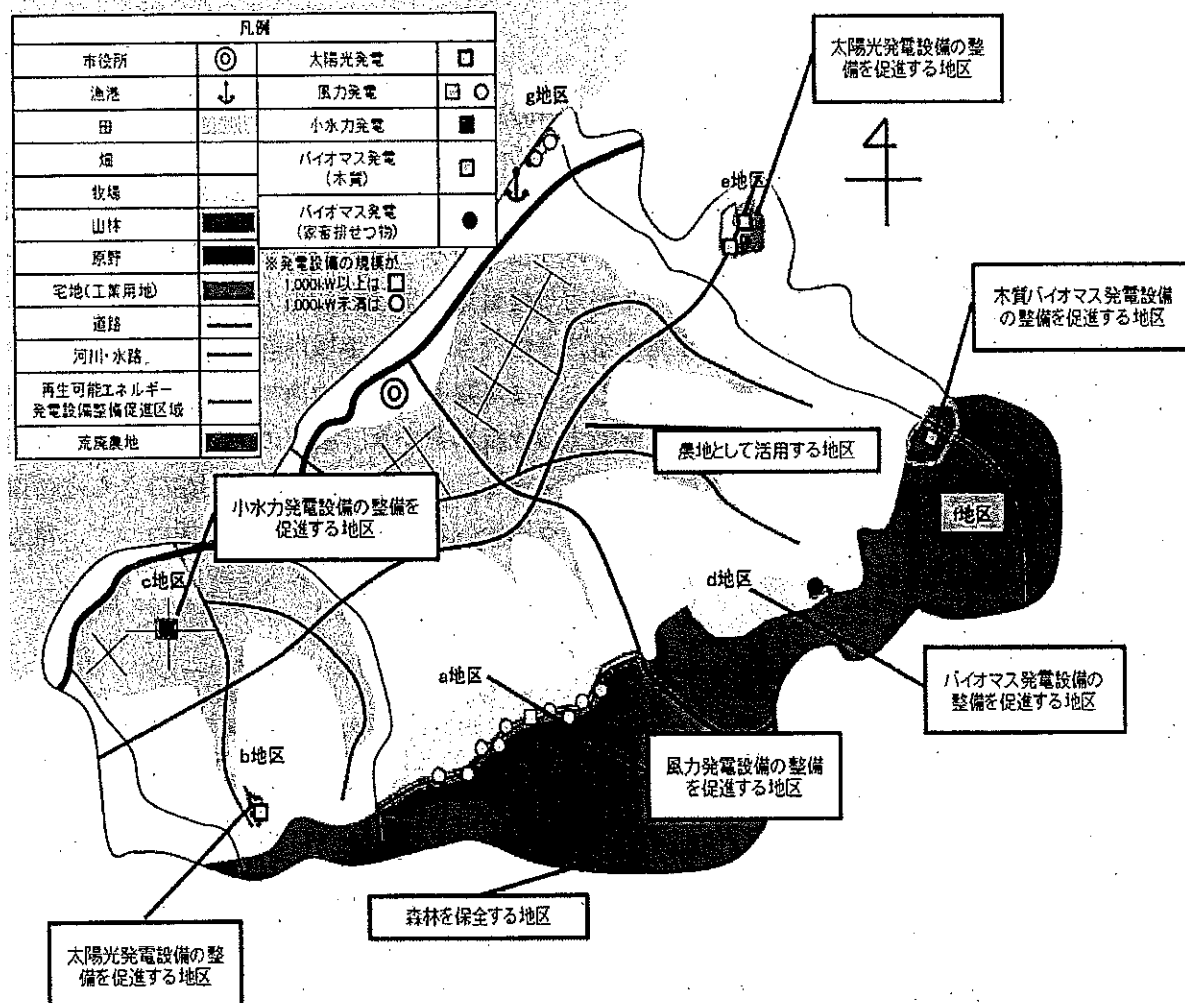
また、土地という地域と密接不可分の資源については、農地や林地として計画的に利用するための各種制度がある。農地については、農業振興地域制度の下、市町村が農業振興地域整備計画を作成し、集団的な農地や農業公共投資を行った農地等の優良な農地を農用地区域として設定している。この際、農用地区域内の農地は、原則転用ができないこととなっている。加えて、地域において、今後の農業経営者と農地のあり方について議論をし、その議論を基に、市町村が入・農地プランを作成することで、地域全体で今後の農地の利用を計画的なものとしている。林地については、森林計画制度の下、地域の森林に関する各施策の方向、今後の伐採及び造林等に関して、国、都道府県及び市町村等が計画を作成している。さらに、市町村は、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画において、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域を定めることができる。

このように、市町村が定める土地利用の計画は複数存在しており、市町村は、農業振興や森林の整備・保全、再生可能エネルギーへの利用等の土地の多様な用途について、一体的かつ総合的に考慮した上でゾーニングしていくことが求められる。この際、農林漁業者等も参画した上で、農林漁業に利用する土地、エネルギー生産に利用する土地等を検討することによって、地域のあるべき将来の土地利用の姿を描くことが重要である。

【図8】持続可能な地域資源の最大限利用（ベストミックス）決定までのフロー



【図9】地域におけるゾーニング（イメージ）



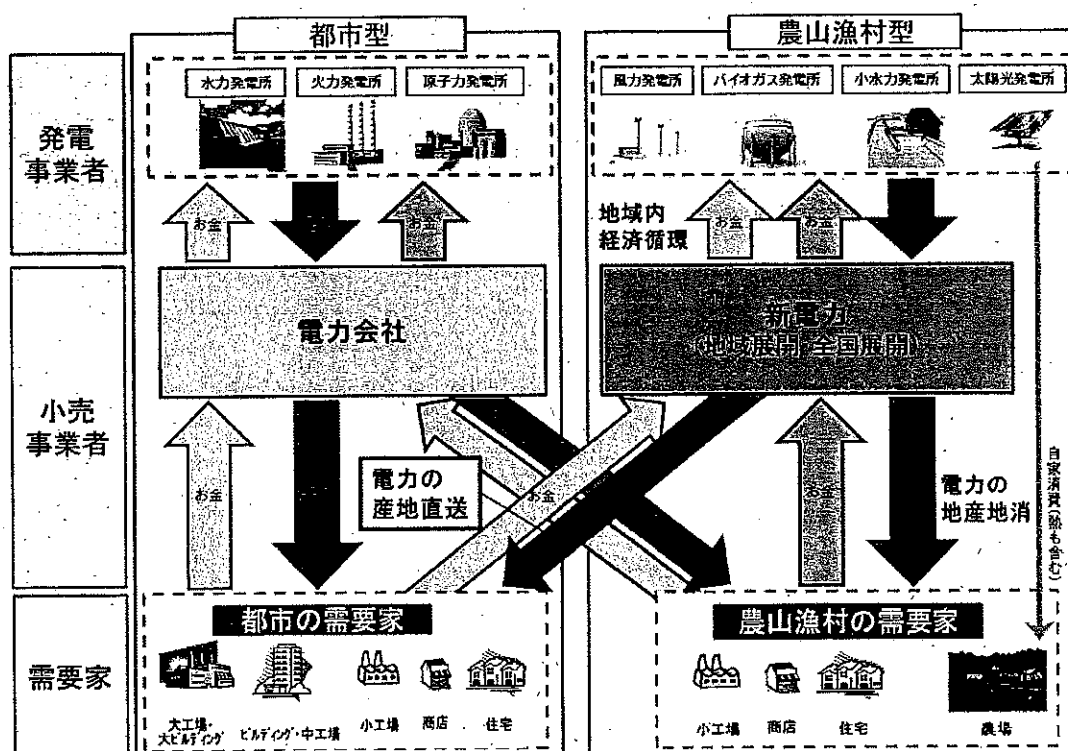
第4章 中長期的な方向性

第1節 環境変化への対応

1. 電力小売自由化後の新たな再生可能エネルギーの販売

電力システム改革により、平成28年度を目途に電気の小売事業への参入が全面自由化される。これにより、家庭部門7.5兆円を含め、合計17兆円の電力市場が開放されることとなり、農山漁村においても、一定の発電量や電力需要量を取りまとめることができれば、電力小売事業を行うことができる。この際、地域に密着した特定規模電気事業者（新電力）が、地域で生産された再生可能エネルギー電気を地域で販売することができれば、地域内経済循環が図られるとともに、雇用創出が期待できる。さらに、このような事業者が、農山漁村で生産された電気を都市の需要家へ「電力の産地直送」として販売する仕組みを作り、都市の電気の需要家が農山漁村で生産された再生可能エネルギー電気を購入することによって、地域の利益のさらなる増加も期待できる。農林水産省は、電力自由化による地域への利益還元効果も見極めつつ、電力小売事業に地域の主体が参画できるような環境の整備を進める必要がある。

【図10】電力小売自由化後の農山漁村における電力販売の姿（イメージ）



2. 再生可能エネルギーの地産地消の促進

現在、再生可能エネルギー発電は他のエネルギーに比べて高コストであり、固定価格買取制度の下での事業が進められているが、中長期的には、再生可能エネルギー発電のコストが他の

エネルギーと同程度まで下がることが望まれる。再生可能エネルギー事業が進むドイツでは、太陽光発電等の一部の電源において、再生可能エネルギーによる発電コストが他の電力の発電コスト以下になるいわゆる「グリッドパリティ」を達成したとされている。また、再生可能エネルギー熱についても、現在はコスト面での課題があるものの、原油価格等に左右されることなく安定的に利用可能な熱エネルギーとなり得るものであり、今後の普及が期待される。このような未来を見据えつつ、今から何をすべきかを考えることが必要である。

農林漁業者等は、農業機械や園芸施設、農業用水利施設、農産物加工場等で電気や熱、燃料等のエネルギーを使用しており、エネルギーなしに農林漁業の生産活動は成立しない。全国的なエネルギー供給システムと併せ、農林漁業者等が必要なエネルギーを自ら生産し自ら消費する仕組みをもつことは、農林漁業の生産活動の安定化のためにも重要である。

農林水産省では、平成27年度の調査事業として、農林漁業者等が生産した再生可能エネルギー電気を、新電力を経由して、農業用施設等で自家利用する事業を構築するためのデータ収集、課題克服手法の検討等を進めることとしており、本調査の結果を活かした施策の展開が期待される。また、施設園芸においても、近年の燃油価格の高騰を踏まえ、化石燃料への依存からの脱却を目指し、木質バイオマス等の地域資源のエネルギー利用が進められており、そのさらなる推進が必要である。さらに、ドイツにおいては、バイオガスを自動車や家庭で利用している事例もあり、このような事業を視野に入れることも有効である。なお、栃木県那須野ヶ原土地改良区連合では、軽トラックを電気自動車とし、自らが生産した電気を活用し、EVスタンドを設置し、農家がプリペイドカードで自動車に充電できるような地域づくりを構想している。

電力系統への連系が困難な地域や熱の需要が少ない地域においては、地域外へのエネルギーの販売のみならず、電力や熱の需要先となる企業の誘致を行うことも有効である。

第2節 再生可能エネルギーの観点からの「地域の自立」

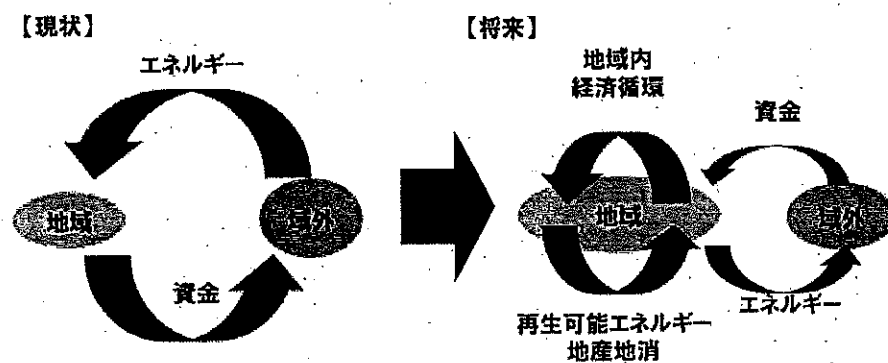
人口減少社会に直面し、今後、農山漁村においては存続自体が危ぶまれている地域が少なくない。これからも人々が生業を営み、暮らし続け、次世代を育める地域を守っていくこと、つまり、地域の持続性を確保することが、農山漁村が直面する最も重要な課題であるといえる。

オーストリアのギュッシングという小さな村は、かつて極貧の村と知られていたが、村の豊富な森林資源を活用した再生可能エネルギー事業に取り組み、地域の需要量以上の電気を生み出すことに成功した。また、地域での再生可能エネルギー熱の供給やメタン発酵ガスの燃料利用にも取り組んでいる。その結果、従来、電気料金やガソリン代等の燃料代として地域外に流出していた富の流れを反転させ、再生可能エネルギーにより地域外から利益を得るとともに、発電事業に係る新たな企業の誘致につなげ、雇用創出に成功した。農山漁村に豊富な資源を有している我が国においても、ギュッシングのように、再生可能エネルギー事業による地域の持続性確保を実現できる地域は多く潜在しているはずである。

農山漁村は、エネルギーにおいても、また経済においても地域外への依存度が高いのが現状であるが、農山漁村における再生可能エネルギー事業の実施は、エネルギーの供給と経済的価値の創出により、地域外への依存度を低減させるとともに、地域の持続性の確保につながる「地

域の自立」への移行を可能とするものである。そして、地域は、意思決定に必要な情報を持っており、決定の結果を引き受けなければならないことから、どのようにエネルギーと経済における「地域の自立」を図っていくかは、地域が自ら決めることが重要であり、意思決定においても「地域の自立」を図っていくことが求められる。

【図 1 1】再生可能エネルギーの観点からの「地域の自立」に向けた取組のシフト（イメージ）



おわりに

平成 26 年 5 月に農山漁村再生可能エネルギー法が施行され、農山漁村の活性化に資する再生可能エネルギー事業の促進に向けた施策が大きく動き出した。

そうした矢先に、平成 26 年 9 月以降、複数の電力会社による電力接続契約に対する回答保留が行われ、再生可能エネルギー事業に取り組む事業者には大きな混乱が生じた。これは今後の再生可能エネルギーの拡大への逆風として捉えられている面もある。

この事態を受けて平成 27 年 1 月に実施された固定価格買取制度の見直しによって、不適切な事業者の退出を促すとともに、小水力発電や地熱発電は安定電源と位置づけられ、地域の資源を活用したバイオマス発電設備についても優遇措置がなされることとなった。

現在のこの転換期は、日本における再生可能エネルギーを、地域の活性化に資するものへと再構築する契機であり、折しも地方創生が叫ばれているこの時流にあっては、再生可能エネルギー事業によって農山漁村を活性化するための追い風が吹いていると捉えることもできる。

農山漁村の活性化に資する再生可能エネルギー事業としての「地域主導型」の事業は、人材育成等に時間を要するものであり、農山漁村固有の資源を活用するバイオマス発電や小水力発電は、設備の稼働までに長期間を要するものである。さらに、地域全体の資源を適切に管理していく地域の体制構築も一朝一夕に行えるものではなく、地域の幅広い関係者との議論を積み重ねながら、時間をかけて行われる。しかし、そうした過程を経て行われる事業は、確実に農山漁村の活性化につながり、「地域の自立」につながるものとなる。

このような再生可能エネルギーによる「地域の自立」を目指し、農林漁業者やその組織する団体、市町村等の地域の主体は、自らの資源を最大限に活用した再生可能エネルギー事業を積極的に推進していくことが期待される。さらに、これらの事業について、市町村や都道府県、金融機関等が適切なサポートを行っていくことが求められている。また、市町村を中心とした「外部主導型」の事業の「協働型」の事業への誘導や、外部事業者による積極的な「協働型」の事業の実施も求められている。

そして、このような農山漁村における再生可能エネルギー事業を中長期的に支えていくため、農林水産省は、再生可能エネルギー政策を、農林漁業振興政策（産業政策）や農山漁村振興政策（地域政策）の一環として引き続き明確に位置付け、事業を推進していくことが必要となる。すなわち、農林水産省は、関係省庁と連携を図りながら「農林水産政策と再生可能エネルギー政策の融合」を更に推進していくことが求められる。今後も農山漁村における再生可能エネルギー事業は大きく拡大し得るものであり、農山漁村の活性化の可能性は大きい。農林水産省の再生可能エネルギーに対する本気度が、今、試されている。

太陽光発電設備の設置に関する県条例等の改正の概要

①長野県立自然公園条例施行規則の一部改正（平成 27 年 7 月）

長野県立自然公園条例施行規則（昭和 35 年長野県規則第 53 号）の一部を改正し、本県の県立自然公園普通地域における届出を要する工作物の基準に太陽光発電施設を追加しました。

長野県立自然公園条例施行規則（県ホームページ）：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/koen/documents/kouenkisoku.pdf>

②「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」の改定（平成 27 年 9 月）

大規模開発に対する規制を強化するため、「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」を改定し、開発の種別に拘わらず、10ha 以上のすべての開発行為に対し、対象降雨確率を「50 年に一度の降雨」に引き上げました。

「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」の改定内容（県ホームページ）：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/bousaityouseitu.html>

③長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価条例施行規則の改正（平成 27 年 10 月）

長野県環境影響評価条例等を改正し、太陽光発電所を対象事業化（第 1 種事業：敷地面積が 50ha 以上、第 2 種事業：森林の区域等における敷地面積が 20ha 以上）しました。（平成 28 年 1 月 13 日施行）

長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価条例施行規則の改正について（県ホームページ）：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/kaisei.html>

④林地開発許可事務取扱要領の改正（平成 27 年 11 月）

林地開発許可事務取扱要領を改正し、地元説明会の対象となる地域住民の範囲の規定、説明結果概要書様式の新設などの手続きの明確化や大規模開発の対象面積を 10ha に強化するなどの見直しを行いました。

長野県林地開発許可申請の手引き（県ホームページ）

（林地開発に係る要領、技術基準等は「林地開発の手引き」としてまとめられています）：

http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/ringyo/hoanrin/rinchikaihatsutebiki_h271101.html

【参考資料 3】

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について

環境エネルギー課

1 目 的

固定価格買取制度開始後、急速に太陽光発電を中心に自然エネルギーの導入が進んでおり、長野県が自然エネルギーの普及状況等を計る指標としている「発電設備容量でみるエネルギー自給率」は、平成 25 年度において 70% となり、平成 29 年度の目標値を 4 年前倒しで達成している。

特に太陽光発電については、導入全体の 9 割以上を占め、県内の自然エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しており、いくつかの市町村においては独自に条例や規則、ガイドラインを設け、地域に応じた取組をしているが、依然として対応に苦慮している市町村も多い。

このため、市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討、及び市町村が抱える課題について検討、助言等を行い、適正な自然エネルギーの推進に資する。

2 構 成

○市町村

21 市町村（別表：太陽光発電事業に係る具体の課題を有し、参加を希望した市町村）

○長野県

太陽光発電事業の開発に関連する事務を所管している課

部 局	課	備考（所管事務）
企画振興部	地域振興課	土地対策
環 境 部	環境政策課	環境影響評価
	環境エネルギー課	自然エネルギー推進
	自然保護課	自然保護
農 政 部	農業政策課	農地転用
林 務 部	森林づくり推進課	林地開発
建 設 部	河川課	河川管理
	砂防課	砂防管理
	都市・まちづくり課	景観

3 会議事項

- (1) 太陽光発電施設設置に係る課題に係る意見交換
- (2) 県の支援策の検討（条例モデル案の提示、対応マニュアルの作成等）
- (3) 自然エネルギー研修会の実施

4 開催状況

開催	月日	議 題 等
第1回	5/18	・太陽光発電の現状について ・大規模太陽光発電施設建設に係る県の対応について ・太陽光発電設備設置に係る市町村の課題等について
第2回	8/4	・講演「太陽光発電の推進に関わる制度的対応と課題」 (講師：環境エネルギー政策研究所 山下紀明氏) ・再生可能エネルギーの系統連系について (中部電力) ・太陽光発電設置における県の対応等について
第3回	11/11	・市町村対応マニュアルについて ・市町村条例モデル案について
第4回	12/24	・市町村対応マニュアルについて ・市町村条例モデル案について
第5回	2/2	・市町村対応マニュアル等説明会 (対象：全市町村、県関係機関) ・講演 「地域密着型再生可能エネルギー事業と市町村の役割」 (講師：名古屋大学大学院環境学研究科 丸山康司氏) 「メガソーラー開発に伴うトラブル事例と制度的対応策について」 (講師：NPO 法人 環境エネルギー政策研究所 山下紀明氏)

【別表】

長野市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、
佐久市、東御市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、富士見町、飯島町、南箕輪村、
高森町、木曽町、池田町、野沢温泉村

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
(再エネ特措法) の改正等について

1 法改正の状況、施行期日等

(1) 法改正の状況

- ・再エネ特措法等の一部改正法案が平成 28 年 5 月 25 日に可決成立

(2) 施行期日等

- ・平成 29 年 4 月 1 日から施行 (一部を除く)
- ・新制度移行に向けた詳細ルールについては、今後経済産業省令の改正により対応予定

2 制度見直しのポイント



(出典：資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」HP)

3 市町村対応マニュアルで法改正等の影響を受ける部分

(1) 発電計画の把握

- 平成 28 年 4 月 1 日からは、「地方公共団体等向け情報提供システム」の運用が開始され、関係法令に基づく業務を行う地方自治体等は、固定価格買取制度の設備認定の情報を得ることができるようになった。(現行制度での対応。事前登録要、守秘義務有)

- 平成 29 年 4 月 1 日からは、固定価格買取制度の認定案件について、再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表することとされている。(新法 9⑤)

(2) 法令違反事案への対応

○平成 29 年 4 月 1 日からは、再生可能エネルギー発電事業計画に従って事業が行われていないときは、事業終了後の設備撤去等の遵守を求めるなど、経済産業大臣が改善命令や認定取消を行うことができるようになる。経済産業省においては、関係省庁、地方自治体等からの法令違反事案に関する情報提供に基づいて対応することも視野に検討を進めている。(新法 9、13、15)

〔参考〕新制度の運用に関する検討状況等

再エネ特措法の改正と並行して進められている運用面の検討等のうち、市町村対応マニュアルに関連する部分は、次のとおり

○ 固定価格買取制度の新しい認定基準

新しい認定基準においては、①事業内容の適切性、②事業実施の確実性、③設備の適切性の基準を定めることとされており、具体的な認定基準として経済産業省令に盛り込む事項の検討が進められている。

1-1. 適切な事業実施を確保するための新認定基準の設定	3
■ 改正法案では、未稼働案件の発生防止や、適切な事業実施の確保を図る観点から、新たな認定制度の基準として、①事業内容の適切性（運転開始後も含めて）、②事業実施の確実性、③設備の適切性の基準を定めることとしている。 ■ 具体的には、以下のような認定基準を設定することを検討する。	
<現行制度における認定基準（現行法 6 条）>	<新認定基準（新法 9 条 3 項）案>
3ヶ月以内に修理が可能な点検・保守体制があること 場所と設備の仕様が決定していること 電気の量を正確に計測できる構造であること RPS設備ではないこと 設備で使用する電気は発電した電気を充てること 分割しないこと 等	適切に点検・保守を行い発電量の維持を図ること（新規） 定期的に費用・発電量等を報告すること（新規） 系統安定化等について適切に発電事業を行うこと（新規） 設備の更新又は廃棄の際に、必要に足る設備を適切に処分すること（新規） 費用を記録すること 他事業のバイオマス調達に著しく影響を及ぼさないこと（バイオマス）等 指定区域を有していること（新規） 土地利用に関する法令を遵守すること（新規） 適正な期間内に運転開始すること（新規） 発電設備の安全に支障を及ぼさないこと（新規） 設備の設置場所において事業の安全を確保した措置を講ずること（新規） 3ヶ月以内に修理が可能な点検・保守体制があること 場所と設備の仕様が決定していること 電気の量を正確に計測できる構造であること RPS設備ではないこと 設備で使用する電気は発電した電気を充てること 分割しないこと 等
※なお、住宅用太陽光発電（10kW未満の太陽光発電）については、標識の掲示の基準等を適用させないことを想定。	

（出典：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（平成 28 年 4 月 1 日開催）資料）

○ 現行法に基づく認定制度に係る経過措置

現行法に基づく認定について、新認定制度による認定を受けたものとみなす経過措置、新法施行時に接続契約を締結していない場合に旧認定を失効させる経過措置などが設けられ、詳細の検討が進められている。

2-1. 現行FIT法に基づく認定制度に係る経過措置

9

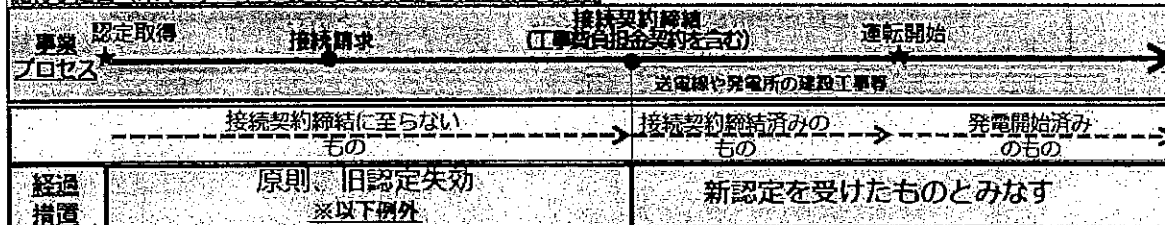
- 改正法施行予定日（平成29年4月1日）において、既に接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなす。

→ 施行日までに電力会社と接続契約を締結していない案件は、現在のFIT法に基づく認定が失効する。

- このような「みなし認定」案件については、新法に基づき認定を受けた場合と同様に、一定期間内に事業計画に関する書類提出を求める。

※なお、この提出書類については、事業の実態等を踏まえ住宅用太陽光発電（10kW未満）には要しないことを検討するとともに、できるだけ簡素にすることを想定。

施行予定日（来年4/1）における事業進捗と経過措置の関係



<例外>

- ただし、以下の場合には、電力会社との接続契約にかかる時間を考慮した猶予期間を設定し、その期間内に接続契約を締結すれば、改正FIT法の認定とみなす。

認定から施行日までに十分な期間（9ヶ月）を確保できない場合

認定から9ヶ月の猶予期間

電力会社との系統入札プロセス（※）に入っている場合

プロセス終了から6ヶ月の猶予期間

※ 系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための手続き。

（出典：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（平成28年4月1日開催）資料）

○ 関係法令の遵守を担保する仕組み

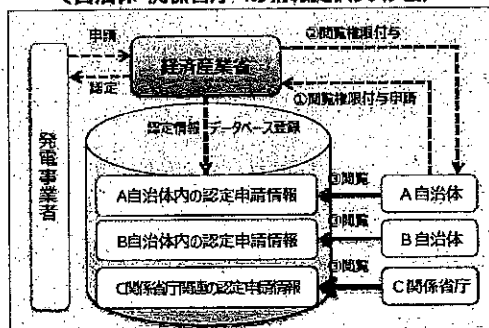
平成 28 年 4 月 1 日から「地方公共団体等向け情報提供システム」の運用が開始され、地方自治体が認定情報を把握可能となったことに加え、新法施行に向けて、関係法令の遵守を担保する仕組みの検討が進められている。

1-2. 関係法令の遵守を担保する仕組み

4

- F I T 法で認定した再エネ発電設備について、土地利用や景観、設備の安全性等に関する法令・条例について適切な実施を確保するため、平成 28 年 4 月 1 日、当該関係法令に基づく業務を行う地方自治体や関係省庁に対し、認定情報を提供するシステムの運用を開始した。
- さらに、法改正後は、関係法令に違反し、関係省庁や自治体より指導・命令等がなされた事案について、F I T 法においても改善命令を行い、認定取消を行うことが出来る仕組みとする。
※経済産業省の地方局等の調査の他、地方自治体や関係省庁、事業者、地域住民等からの情報提供に基づく対応も想定。

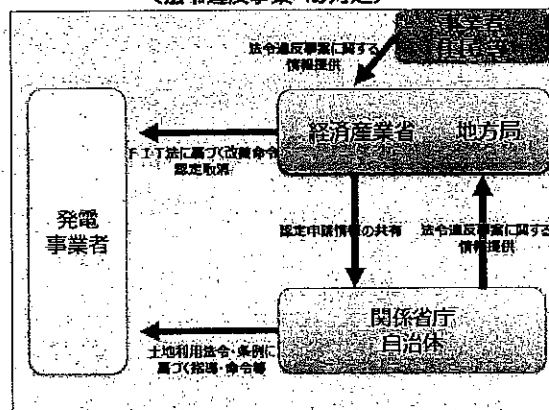
<自治体・関係省庁への情報提供システム>



▶情報提供システムは平成 28 年 4 月 1 日から運用開始

※個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律の規定に基づき、法令に定める業務上必要、かつ、相当な理由のあるものとして、目的外提供するもの。

<法令違反事案への対処>



(出典：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（平成 28 年 4 月 1 日開催）資料)

28長農会議第85号
平成28年6月29日

市町村農業委員会長 様

一般社団法人長野県農業会議
会 長 望月 雄内
(公印省略)

平成28年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領の配付等について（通知）

当会議の事業推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、別紙のとおり全国農業会議所から標記パトロール実施要領の配付がありましたので、利用状況調査・違反転用の防止と早期発見・転用許可済案件の履行状況等の確認を含めた「農地パトロール」を、別添実施要領をご活用いただき実施いただきますようお願い申し上げます。

特に本年度からは、平成28年5月25日付けで改正された「農地法の運用について」等により農業委員会が実施する内容が下記のとおり変更され、**「利用状況調査・利用意向調査の徹底実施」**が求められておりますので、ご承知のうえ、遺憾のないようご配慮をお願いいたします。

記

1 27年度からの主な変更点（概要）

ア 利用状況調査及び利用意向調査

（ア）28年8月頃に利用状況調査の実施及び11月末までに利用意向調査表（回答は29年1月末）を発出する。（「農地法の運用について」平成28年5月25日付28経営局第509号にて一部改正、以下「農地法の運用」・第3の1の（1）・第3の3の（1））

（注）利用状況調査の時期については、11月末とされている意向調査表発出や農地中間管理機構（以下「機構」）との協議勧告の期限等を勘案し、調整する事は可能です。

（イ）利用意向調査を実施した場合の機構との連携

a 利用意向調査表を発出した農地の状況等を機構へ情報提供し、機構の事業要件の基準に適合しない農地は、速やかに農業委員会に通知するよう求めること。（農地法の運用・第3の4の（3））

b 利用意向調査により所有者等から機構事業を利用する意思表示があった場合は、機構へ通知すること。（27年度から変更なし）

（注）農業者年金の特例付加年金受給者においては、経営継承した農地が返還され遊休農地として判断され利用意向調査を受けた場合は、特例付加年金が支給停止となりますので、注意が必要です。

（ウ）所有者等が27年度意向調査で示した意思どおりに対応しているかを本年度農地パトロールに合わせ現地を確認すること。（農地法の運用・第3の5の（1）のア）

イ 所有者等への機構との協議の勧告

（ア）所有者等が27年度意向調査提出後6ヵ月経過後、上記1ア（ウ）の結果、回答

どおり対応していない場合、あるいは、27年度意向調査表発出後6ヶ月を経過しても提出されない場合は、28年11月末までに所有者等へ機構との協議を勧告する。
(農地法の運用・第3の5の(1)のイ・ウ)

(イ) 勧告の対象外 ①農振地域外農地 ②機構から事業実施規定に定める基準に適合しない旨の通知があった場合、③機構から②の通知がなく、機構への貸付意思が継続している場合(農地法の運用・第3の5の(2))

(注) 勧告に至る前においても、所有者等が貸付等の意思を表明し、遊休農地の状況を解消するよう促すことが重要です。特に、納税猶予制度の適用を受けている農地は、農業委員会からの「勧告」をもって納税期限が確定することになりますので、注意が必要です。

ウ 農地台帳に記録された事項の提供(農地法の運用・第6の1の(2)のア・イ・ウ)

(ア) 所有する全農地(10a未満の自作地除く)に新たに10年以上の農地中間管理権を設定した者の農地については、課税の軽減措置が講じられる。

(イ) 勧告の撤回

勧告を行った後、次の①から④に該当した場合は、その時点を持って勧告を撤回できる。

①利用状況調査等により遊休農地の解消が確認された場合、②機構との借入協議の結果、機構が借受けた場合、③知事裁定により機構が中間管理権を取得した場合、④勧告を撤回すべき相当の事情がある場合。(農地法の運用・第3の5の(3))

(ウ) 農地台帳に記録された事項の市町村税務部局への提供

a 勧告を行った農地及び勧告の撤回を行った農地について、速やかに市町村税務部局に当該農地の所有者氏名等、必要な事項を提供する。

b 所有する全農地(10a未満の自作地は除く)について、新たに存続期間が10年以上ある農地中間管理権を設定した者がいる場合は、当該設定後、速やかに市町村税務部局に当該者の氏名等必要な事項を提供する。

c 毎年1月1日現在の上記a及びbに掲げる事項をとりまとめた一覧表(様式無し)を作成し、当該年1月末までに市町村部局に対し提供する。

エ 利用意向調査書様式例(様式例第13号の1)の変更

(ア) 調査者の削除、(イ) 留意事項に、「知事裁定で中間管理権が設定されること及び課税強化の可能性等」が追加、(ウ) 必要に応じ機構事業概要等を別途記載できると(利用意向調査書とは別に機構事業の説明用資料等を同封することも可)。

2 留意点

- (1) 機構を活用した円滑な遊休農地対策を効率的に推進するためには、対象農地についての付加情報が必要となることから、現在、県と県農業開発公社及び本会議で検討中のため、決定次第、農業委員会等関係機関へ周知する予定ですので、ご承知願います。
- (2) 別添要領29頁の利用意向調査書様式例(様式例第13号の1)の「3 留意事項」の趣旨が対象者に正しく理解されるよう、同様式作成時にはご留意願います。

3 送付資料

- (1) 平成28年度農地パトロール(利用状況調査)実施要領(統合版・PDF版)
- (2) 平成28年度農地パトロール(利用状況調査)実施要領(WORD版)
- (3) 農地パトロール3点セット(PDF版)
- (4) 非農地通知(参考・PDF版)

農地法等で様式がないため、別紙「※非農地通知書」を参考に作成願います。

(※平成20年4月15日付19経営第7907号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」様式例第4号)

※上記（２）実施要領（PDF版・WORD版）は本会議ファイル書庫にアップしてありますので、必要に応じダウンロード願います。

農業会議ファイル書庫アドレス

<http://www.naganokaigi.com/filedata/index.php>

(ID naganokaigi ・ パスワード noukaigi)

担当 農政・農地部

(部長) 佐藤源彦 (担当) 山際義人

TEL026-234-6781 FAX026-235-2454

E-mail 24yamagi@nca.or.jp

平成 28 年度

農地パトロール
(利用状況調査)
実施要領

平成 28 年 6 月

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

目 次

総論

I	はじめに	1
---	------	---

II	農地パトロール（利用状況調査）のねらい	1
----	---------------------	---

概論

III	農地パトロール（利用状況調査）の実施と手順	
1.	趣旨	4
2.	実施時期および内容	4
3.	実施手順	4
	＜参考＞荒廃農地の発生・解消状況に関する調査	6

IV	農地パトロール（利用状況調査）の結果に基づく 遊休農地対策の実施	
1.	農業委員会が利用調整を推進	7
2.	利用意向調査で示した意向通り に対応しない場合の措置	10
3.	所有者等が分からない場合の対応	13
4.	その他の留意点	14

＜都道府県農業会議および全国農業会議所における 遊休農地対策への取り組み＞

1.	都道府県農業会議	16
2.	全国農業会議所	17

V 農地の違反転用対策

1.	違反転用事案の把握および都道府県知事等への報告	17
2.	営農型発電設備についての農地転用許可	17

3. 違反転用防止対策	18
-------------	----

<別添資料>

農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地指導の流れ（フロー図）	20
---------------------------------	----

【参考例1】〇〇市（区町村）農地利用状況調査員設置要綱	21
-----------------------------	----

【参考例2】〇〇市（区町村）農地パトロール（利用状況調査）実施要領	
-----------------------------------	--

【参考例3】〇〇市（区町村）遊休農地等の利用意向調査の手続き規定	
----------------------------------	--

遊休農地措置の手続きにかかる様式例	30
-------------------	----

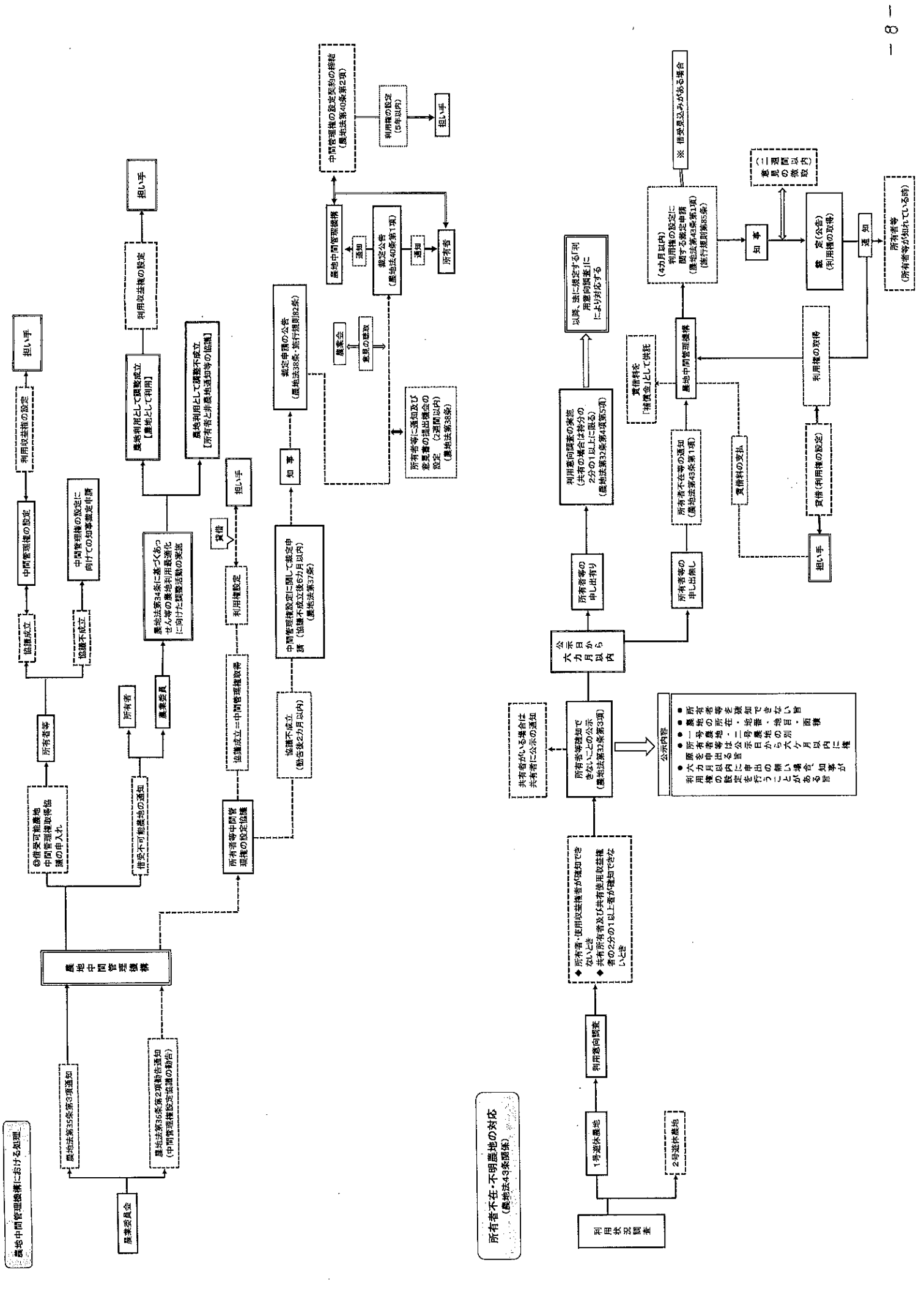
[農地法関係事務処理要領抜粋]

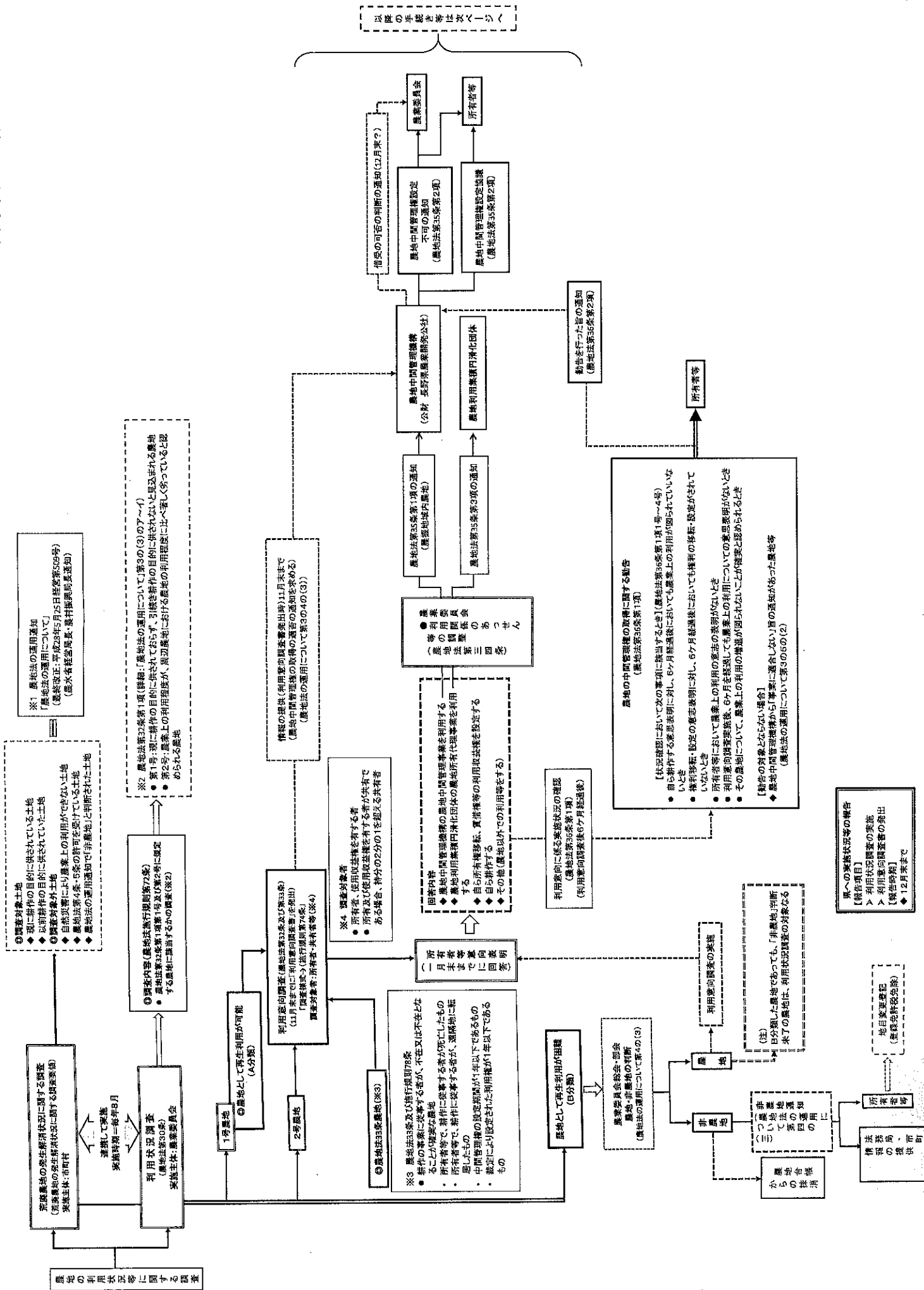
- （様式例第13号の1）利用意向調査書
- （様式例第13号の2）公示
- （様式例第13号の3）公示した旨の通知
- （様式例第13号の4）農地法第32条第3項に基づく申出書
- （様式例第13号の5）農地法第35条第1項に基づく通知
- （様式例第13号の6）農地法第35条第3項に基づく通知
- （様式例第13号の7）勧告書
- （様式例第13号の8）農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書
- （様式例第13号の14）農地法第43条第1項に基づく通知
- （様式例第13号の18）措置命令書

別添1 利用権設定等委任契約書例	43
------------------	----

別添2 あっせん申出書	52
-------------	----

農地パトロール3点セット	53
--------------	----





平成28年度一般社団法人長野県農業会議職員事務分担表
(長野県農業委員会ネットワーク機構)

平成28年6月23日

職 名		氏 名	担 当 事 務
事 務 局 長		小 林 文 彦	事務局総括
部	正	副	担 当 事 務
	職・氏名	氏 名	
総務・情報部	部 長 堀 内 利 紀	中 島 健 貴	1 総務・情報部総括 2 定款及び諸規程等の設定・改廃に関する事項 3 労務管理及び人事に関する事項 4 農業会議と農業開発公社との事業連携推進に関する事項
	組織・制度対策担当部長 兼部長代理 中 島 健 貴	土 屋 剛 志	1 総務・情報部長の職務遂行の補佐 2 会員の加入・退会等及び農業委員会ネットワーク機構の運営に関する事項 3 事業計画・報告及び予算・決算に関する事項 4 改正農業委員会法の相談及び組織・制度対策に関する事項 5 情報公開・個人情報・庁舎管理・ホームページに関する事項 6 信州水田農業経営者会議の活動支援に関する事項 7 食育の推進に関する事項 【北信地区担当】
	次長兼係長 土 屋 剛 志	中 島 健 貴	1 会計、経理、出納、給与、福利厚生、服務、文書・公印に関する事項 2 組織運営会議(総会・理事会・常設審議委員会)の開催 3 情報提供事業(全国農業新聞・全国農業図書等)の推進に関する事項 4 全国農業新聞の地方版の編集に関する事項(副) 【南信地区担当】
農政・農地部	部 長 佐 藤 源 彦	神 林 公 雄 山 際 義 人	1 農政・農地部総括 2 県・長野県農業再生協議会等農業団体との連携調整に関する事項 3 農地中間管理事業に関する事項 4 人・農地プランに関する事項 5 長野県農地情報管理センターの運営に関する事項 【中信地区担当】
	部長代理 神 林 公 雄	山 際 義 人 松 田 美 夏	1 農政・農地部長の職務遂行の補佐 2 農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局職員等の研修等に関する事項 3 農地法等の法令に基づく「農地に係る相談業務」に関する事項 4 農地利用の最適化に係る「施策の企画立案・改善意見の提出」に関する事項 5 長野県農業委員会協議会に関する事項 6 長野県農業団体災害対策協議会に関する事項 【南信地区担当】
	次長 山 際 義 人	神 林 公 雄 松 田 美 夏	1 農地法等法令に基づく「利用状況・意向調査等」に関する事項 2 農地利用の最適化の推進「利用集積、遊休農地対策」に関する事項 3 農地情報公開システム、農地台帳の適正化に関する事項 4 長野県鉢花園芸組合の活動支援に関する事項 5 長野県農地情報管理センターの運営に関する事項(副) 【東信地区担当】
	主 事 松 田 美 夏	神 林 公 雄 山 際 義 人	1 農地法に基づく「農業委員会ネットワーク機構への意見聴取」に関する事項 2 長野県農業委員会事務研究会に関する事項 3 農業一般に係る調査「田畑売買価格調査」に関する事項 4 長野県女性農業委員の会に関する事項 5 長野県養鶏協会の活動支援に関する事項 【北信地区担当】
	農地相談員 北 澤 省 吾	佐 藤 源 彦 森 住 林 公 雄 神 山 際 義 人 塩 入 田 成 美 松	1 農地相談等に関する事項

部	正	副	担 当 事 務
	職・氏名	氏 名	
担 い 手 ・ 経 営 ・ 年 金 部	参事兼 担い手・経営・年金部長 鮎 沢 甲 一 郎	森 住 浩 光	1 担い手・経営・年金部総括 2 県・農業団体、他部との連携調整に関する事項 3 その他担い手・経営・年金部職員に属さない事項 【南信地区担当】
	部長代理 森 住 浩 光	塩 入 成 子	1 担い手・経営・年金部長の職務遂行の補佐 2 農の雇用事業等の雇用受入支援に関する事項 3 新規就農者の育成支援に関する事項 4 長野県農業再生協議会に関する事項 5 全国農業新聞地方版の編集に関する事項(正) 【東信地区担当】
	経営・年金係長 塩 入 成 子	森 住 浩 光	1 農業者年金事業に関する事項 2 農業者年金推進協議会に関する事項 3 農業法人の育成支援に関する事項 4 農業一般に係る調査「農作業料金・農業労賃調査」に関する事項 5 外国人農業研修生等の受入に関する事項 6 長野県国際農友会、長野県農業法人協会の活動支援に関する事項 【中信地区担当】
	農業者年金総合指導員 成 田 房 子	塩 入 成 子	1 農業者年金相談に関する事項 2 新規加入者推進事業に関する事項 3 機関紙「のうねん」購読等に関する事項
	農の雇用企画運営委員 奥 村 恵美子	森 住 浩 光	1 農の雇用事業等の雇用受入支援に関する事項
	農の雇用企画運営委員 横 田 幸 美	森 住 浩 光	1 農の雇用事業等の雇用受入支援に関する事項

長野県農地情報管理センター

正	副	担 当 事 務
職・氏名	氏 名	
職 員 山 本 美知子	山 際 義 人	1 長野県農地情報管理センターに関する事項

全国農業新聞長野県支局・全国農業図書長野県支局

正	副	担 当 事 務
職・氏名	氏 名	
主 事 倉 田 幸 代	土 屋 剛 志	1 全国農業新聞長野県支局、全国農業図書長野県支局事務に関する事項 2 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進に関する事項 3 全国農業新聞の地方版の編集に関する事項(副)

臨 時 職 員

職・氏名	担 当 事 務
職員 近 藤 里 穂	1 農業会議各事業の事務補助

長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)

正	副	担 当 業 務
職・氏名	氏 名	
事務局長 兼経営構造コンダクター (農業会議参事) 川 井 清 司	倉 田 晋 一	1 長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)の事務総括 2 「担い手情報誌」の発刊に関する事項 3 他機関・団体との連携調整に関する事項
経営構造コンダクター (農業会議審議役) 倉 田 晋 一	川 井 清 司	1 農業経営構造対策事業等の点検評価・施設に関する事項 2 専門アドバイザー・農業経営コンサルタント派遣に関する事項 3 遊休農地活用功績者表彰に関する事項
臨時職員 小 柳 美紀子		1 庶務・経理事務

一般社団法人長野県農業会議常設審議委員名簿

(平成28年7月15日現在)

区分	氏 名	所 属 等
4項1号	市川 覚	佐久市農業委員会会長
〃	荻原 勝己	小諸市農業委員会会長
〃	柴崎 義和	上田市農業委員会会長
〃	濱 紀一	諏訪市農業委員会会長
〃	堺澤 豊	駒ヶ根市農業委員会会長
〃	本田 武司	飯田市農業委員会会長
〃	長渕 充章	南木曾町農業委員会会長
〃	小林 弘也	松本市農業委員会会長
〃	板花 守夫	安曇野市農業委員会会長
〃	太田 芳寛	池田町農業委員会会長
〃	松澤 徹	千曲市農業委員会会長
〃	神林 利彦	須坂市農業委員会会長
〃	小山 英壽	長野市農業委員会会長
〃	中村 秀人	中野市農業委員会会長
〃	松永 晋一	飯山市農業委員会会長
4項2号	望月 雄内	学識経験者 (長野県議会議員)
〃	平林 明人	学識経験者 (松川村長)
〃	古沢 明子	学識経験者 (長野県女性農業委員の会会長)
〃	藤木たせ子	学識経験者 (長野県女性農業委員の会副会長)
〃	宮島 明博	学識経験者 (長野県農業会議 前事務局長)
〃	小林 文彦	学識経験者 ((一社) 長野県農業会議事務局長)
5項2号	雨宮 勇	長野県農業協同組合中央会会長
5項3号	北林 和彦	長野県農業共済組合連合会常務理事
5項4号	豊田 実	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長
〃	神農 佳人	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員
〃	高木幸一郎	全国農業協同組合連合会長野県本部長
5項5号	中村 倫一	公益財団法人長野県農業開発公社理事長
〃	赤羽 昭彦	長野県土地改良事業団体連合会常務理事
〃	春日十三男	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事